

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

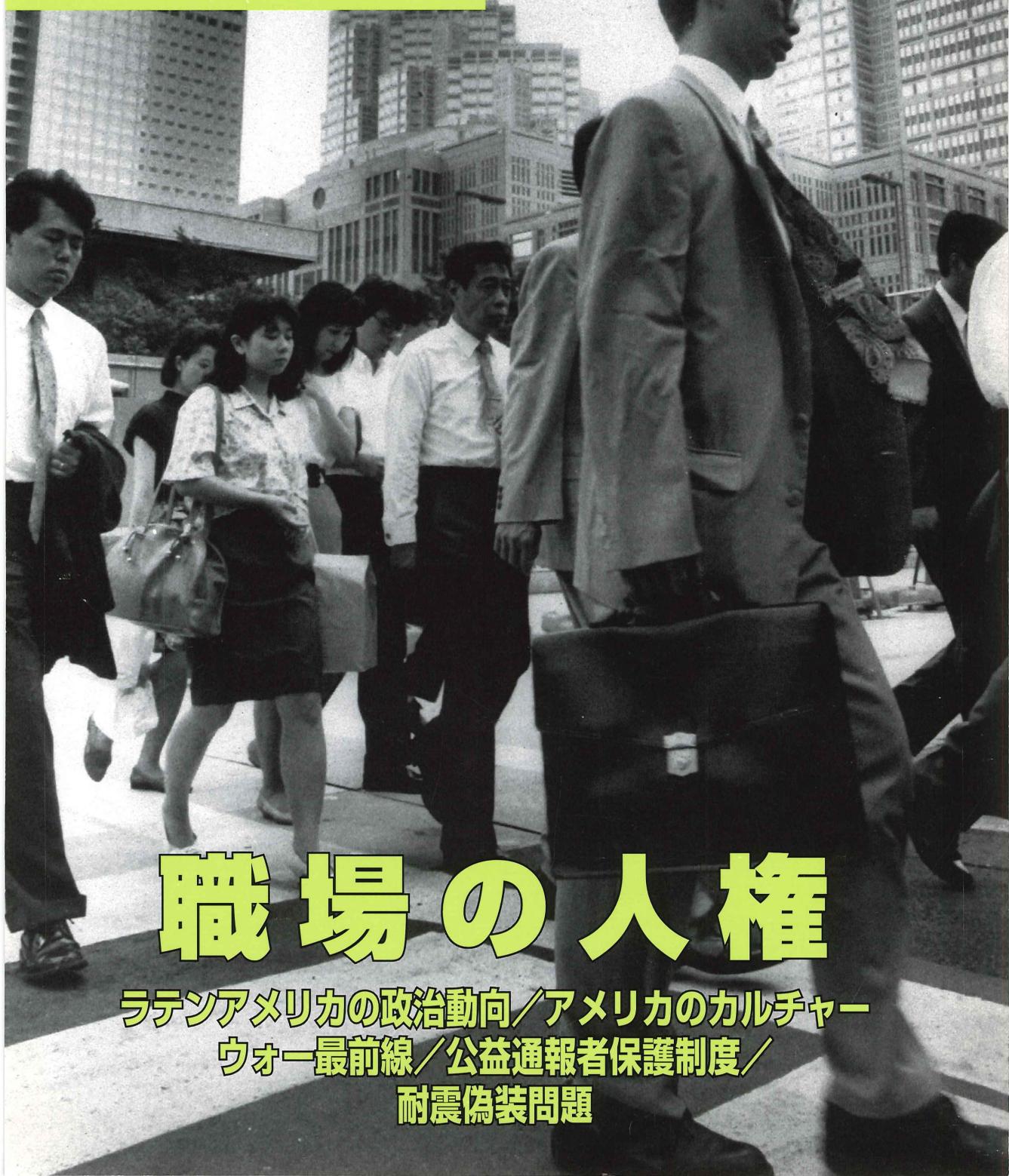
経済科学 通信

2006. 9 No.111

1981年5月20日第4種郵便物認可
SSN 0385-065X

職場の人权

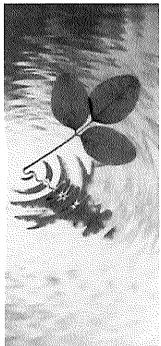
ラテンアメリカの政治動向／アメリカのカルチャー
ウォー最前線／公益通報者保護制度／
耐震偽装問題



幻滅の 資本主義

話題沸騰!

5/7 朝日新聞
書評他で紹介。



伊藤 誠 46判・2400円

増刷
出来

◆新自由主義は勝利しているか？

グローバル化と市場経済化を軸に新たな展開をする世界資本主義システムは、現代的危機への資本主義の新たな対応であるが、それは人類に希望を与えるものではない。貨幣金融問題、ジェンダー問題、人口問題もとりあげる中で、現代資本主義の歴史的「変異性」を解明し、それをのりこえる新たな展望を模索する。

●日本現代史・軍事史研究の精華を集成する

最新刊 天皇の軍隊と日中戦争

藤原 彰
46判・2800円

日本現代史・軍事史研究をリードした著者晩年の論文を精選。今後の研究の礎となる「三光作戦」を扱った論文の他に、日本軍の特質を簡潔に説いた貴重な作品、歴史家としての回想等を収める。

●抵抗をデザインするアーティスト——「カルチャー・ジャマー」日本上陸！

46判・2200円

最新刊 さよなら、消費社会

カレ・ラースン
加藤あきら訳
ブランドやメディアが提案する生き方なんかクールじゃない。過剰な消費から抜け出して、自分らしい生き方を追求しよう。メディアと消費とエコロジーを問い合わせ直し、新しい文化と価値観の創造を呼びかける。

●この一冊で皇室問題はすべてわかる

明仁さん、美智子さん、 皇族やめませんか

元宮内庁記者から愛をこめて

46判・1200円

板垣恭介

好評5刷

元宮内庁記者が、多くの秘話と豊富な資料を駆使して、切れ味鋭く、小気味よく語る。人間味あふれる問題提起の書。《天皇》《皇室》とは何かをとらえ直し、こんな非人間的な制度は終わりにしようと思いかける。

税別価格 東京都文京区本郷2-11-9
電話03(3813)4651〈代表〉

大月書店

ホームページ
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

経済科学通信

Letters of Economic Science

第 111 号 (2006年 9月)

NEWS を読み解く

ラテン・アメリカの政治・経済動向をどうみるか	山崎 圭一	2
アメリカのカルチャー・ウォー最前線		
—— ブッシュ「女性に対する戦争」の性格 ——	後藤 宣代	6
動き出した公益通報者保護制度	森岡 孝二	11
「耐震偽装問題」についての一考察	池田 清	15



職場の人権

「職場の人権」の今日	熊沢 誠	22
労働法制の大改正は何をもたらしつつあるか	脇田 滋	32
ホワイトカラー・エグゼンプションの導入論議をめぐって —— 労働時間の規制外しは「終わりなき労働」の法認 ——	森岡 孝二	39



現代思想の課題

現代倫理と史的唯物論 —— ロールズ、セン、ハーバーマスとマルクス ——	牧野 広義	47
友愛原理と公共圏	中村 浩爾	54
書評		60

田中宏著『EU加盟と移行の経済学』／橋木俊詔著『企業福祉の終焉 — 格差の時代にどう対応すべきか —』／森岡孝二著『働きすぎの時代』／岡田知弘著『地域づくりの経済学入門 — 地域内再投資力論 —』／森岡真史『数量調整の経済理論』

勤労・実践を捉えかえす学び(8)

自己解体を繰り返すことに恥じない —— 協力社会にこそ新たな価値を見い出す学びの社会を ——	色平 哲郎	72
---------------------------------------------------	-------	----

誌面批評

『人間発達の経済思想』にむけて	増田 和夫	80
-----------------	-------	----

ラテン・アメリカの 政治・経済動向をどうみるか

YAMAZAKI Keiichi

山崎 圭一

I 政治動向：南米の「反乱」

マス・メディアで報じられているように、南米が米国に対して「反乱」を起こしている。すなわちブッシュ政権に批判的な立場を明確に表明する政権が次々に誕生しているのである。これらの政権は、反米であるだけでなく、新自由主義やグローバリズムにも批判的である。古くから米国と対峙してきたキューバのカストロ政権は別格として、新しい順に挙げると、ボリビアのエボ・モラレス大統領（2006年1月就任）、チリのミッテル・バチャレ大統領（同月就任）、ウルグアイのタバレ・ラモン・バスケス・ロサス大統領（05年3月就任）、アルゼンチンのネストル・キネチネル大統領（03年5月就任）、ブラジルのルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ大統領（03年1月就任）、ベネズエラのウゴ・チャベス大統領（1999年2月就任）などである。むろん、すべて左翼政権といえるかは微妙だが（連立内閣の構成にもよるし、今日「左翼」の定義はむずかしい）、メルコスル強化、キューバへの接近など、従来とは異なった外交を展開し始めた国があることが注目に値する。

まだある。ペルーである。今年4月9日に大統領と国会議員を選ぶ総選挙が実施された。ペルーは日本と異なり、投票しないと罰金が課される。そこで有権者のほとんどが投票するが（おそらく投票総数は1000万を数えるだろう）、票はマニュアルで数えるので、結果が出るまでに1ヶ月もかかる（ちなみにブラジルは電子投票で、即日結果が判明）。本稿の執筆開始時点で、ペルーの大統領選の結果は確定していなかったが、アラン・ガルシア氏（アプラ党）かウマーラ・オジャンタ氏（統一党、ただし組織的基盤は弱い）の決戦投票になると予想された。いずれも社会正義の実現を最優先にしている（ただしガルシア候補はFTA参加に条件付き賛成、オジャンタ候補は新自由主義を痛烈に批判）。結果は、中道に近いガルシア

氏が勝利した。

このように、南米の多くの国について、反グローバル化のドミノ現象が生じている。その要因として、2点だけ挙げておこう。第一に、従来の親米政権が追求した民営化、行政のリストラ、公共料金値上げといった新自由主義路線で、貧富格差が拡大したのである。これに耐えきれなくなった人々が、大声で異議を唱え始めたのである。第二は中国インパクトである。南米から中国への鉄鉱石や石油といった資源の輸出が増えている。南米は、もはや米国市場だけに依存する必要がないと、自立心を持ち始めている。それに気付いたのか、「反乱」に直面した米国国務省のシャノン次官補は、今年4月中旬に、南米ではなく北京へと飛び、増鋼・中国外務省ラテンアメリカ局長ほかと会談した（「揺動する世界 変わる力学（上）」『日本経済新聞2006年4月16日』）。

II 政治動向の評価

(1) ネオ・ポピュリズムは終焉するか

こうした政治動向をどうみるべきか。反米のトーンは続くかも知れないが（わたしは国際政治学者ではないので、断定する自信はない）、反新自由主義の性格が継続するかどうかは、不明である。というよりも、新しく成立した政権が、はたして反新自由主義なのかという点は、慎重な吟味が必要だ。たとえばブラジルのルーラ政権は、厳しい財政緊縮策を維持している。最近まで財務大臣だったアントニオ・パロッシは、もともとはブラジルのトロツキストで、「自由と闘争」という運動の指導者だったが、大臣としてはIMFの勧告にかなり忠実であって、その政策はほぼ新自由主義路線である。2005年5月のルーラ大統領の日本公式訪問の際に開催された、ブラジル投資セミナーで、彼の講演を直接拝聴した（同会議は、駐日ブラジル大使館が主催、日本経団連、JETRO、米州開発銀行などが後援して、2005年5月26日～27日に

東京のホテル・オーラにて開催)。その内容は、財政均衡とマクロ経済安定を強調するもので、外国(つまり日本)からの投資を熱烈歓迎するというメッセージのみであった。投資セミナーだったからかも知れないが、筆者は「左翼」政権の印象を全く受けなかった。インフレ抑制の成果は否定されるべきではなく、むしろ高く評価してよい。内外の産業界や国際金融筋は、「だからこそルーラはすばらしい」と、同政権に良い評価を与えていた。ボリビアやベネズエラは、もっと反新自由主義の性格が強い。ブラジルの内政動向が、南米の「反米」新政権の内政の性格を代表するわけではない。

今回の「反乱」以前の、1990年代の親米政権は、一般にネオ・ポピュリズムと形容される。なぜ「ポピュリズム」かというと、国民の間で大統領の人気が高く、演説などでは貧困対策を最優先すると明言したからである。ペルーのフジモリ大統領がそうで、政党の基盤は弱く、組織票よりも国民(とくに先住民)の人気で政権を維持した面が強い。彼はアンデスの貧しい山岳地帯の先住民の寒村を歩きまわって、小学校や保健所の建設に勤しんだ。10年間に約3000の学校を建設したが、「ハコ」だけをつくって中身(教師)を充実させなかつたとの酷評もある。村上勇介がその大著で論じているように、行政を介さず、制度を発展させず、ただただ個人プレーで校舎をばらまいた感が強い(『フジモリ時代のペルー——救世主を求める人々、制度化しない政治』平凡社、2004年)。「まずはハコから」という発想もありえるので、私はフジモリの学校建設を単純に批判するつもりはない。ただ、少なくとも個人プレーだった点は確かに、行政の鍛錬(地方自治システムを介した所得再分配)を怠ったことは、批判されるべきだ。いずれにせよ、フジモリは貧困者の間に強い人気があった。

さて、なぜ「ネオ」かというと、政策が新自由主義だったからである。財政緊縮で福祉予算も削減されながら、なぜ人々は大統領を支持するのか不思議だが、任期満了が近づく日本の小泉純一郎首相の政権も、この意味で「不思議な」、ネオ・ポピュリズムだった。

2000年を前後して生じ始めた今回の「反乱」が、ネオ・ポピュリズムの終焉となるかどうかは、予断を許さない。ラテン・アメリカは債務国が多く

(カリブ海諸国を含めてこの地域全体の対外債務総額は2003年で約7800億ドル)、財政緊縮が至上命題であるし、今更為替や株の市場の規制を強化して短期資本の移動を制止するとは思われない。資本移動が自由である以上、短期資本がすぐに逃げ出すような政策は、政権のイデオロギーがどうであれ、とりえないのではないだろうか。「左翼政権」あるいは「中道左派」とはいうが、結局は政策は新自由主義の今まで、最終的には1990年代のネオ・ポピュリズムから大きい変化なしという展開になる可能性も、否定できない。

(2) 新体制での地球環境保全の可能性

次に、資源外交をテコに自信を深めているとすると、資源搾取は継続される。これは環境保全の責務と衝突する。ボリビアは炭化水素資源が豊富だ。ブラジルは、鉄鉱石や石油だけでなく、大豆の生産・輸出の爆発的増大でも注目を集めたが、大豆生産のための大規模農地開拓(セラードという広大な灌木林地帯で展開)は、すでに深刻な環境破壊をもたらしている(5月19日放映のNHKスペシャル「アマゾンの攻防——日・中・米大豆争奪戦」)。チャベスは、近年の原油価格の高騰も幸いして、資源外交を展開できているのだろうが、地球環境保全のためには石油消費は抑制されなければならない。社会主义をめざすことはよいとしても、21世紀の社会主义は、地球と地域とコミュニティの環境問題を解決できる体制でなければならないはずだ。資源輸出に期待をかける南米の左翼政権が、環境政策に十分力を注いでいるといえるだろうか。大きな疑問である。なお、ブラジルは大土地所有制が温存された国である。ルーラ労働者党政権は、この問題での最重要の政治勢力MST(土地無し農民運動)に協力的で、そのことは評価されてよい。しかし、大土地所有制を完全に解体する工程表を作成しているわけではない。

(3) 草の根民主主義の動向

たとえ財政緊縮は継続しているとしても、左翼ないし左翼的な政権が成立して、社会運動はたいへん元気づけられている。オルタナティブな経済、「第三の道」、「連帯経済」などの発展の可能性が認められる。メキシコのチアパスの先住民の運動とくにサバティスタの活動(慶應大学の山本純一

教授が詳しい)や、ブラジルの、ポルト・アレグレ市ほか140から180の地方自治体で展開しているといわれる「参加型予算」(住民が直接参加で市の予算の数%から数割を決定する仕組み)などである。またビジネス界側でもCSRに熱心な企業が多く、小池洋一が紹介しているように、リオデジャネイロ証券取引所は、世界に先んじて、証券取引所として国連グローバル・コンパクトに加盟した。

ただし、これらも手放しで賛美できるものではない。「参加型予算」については、直接民主主義と間接の代議制民主主義の原則の間の調整という難しい課題があるし、運用面でも改善が積み重ねられつつある状況で(ポルト・アレグレ市では20年近い歴史があるとはいえ)，実験段階の制度だといってよい。CSRにもいろいろ限界がある。

III 経済の分析：拙著の自己評価とあわせて

南米の経済、とくに製造業の評価に移ろう。本年3月に上梓した拙著『リオのビーチから経済学』(新日本出版社、254頁、税別1600円)を自己評価しつつ、概観したい。当初、本誌編集部から拙著の書評を掲載したいとの提案を受けた。この本は研究書ではなく、もともと高校生から大学1年生向けの啓蒙書なので、この提案はお断りした。その後、南米動向分析とあわせて自己評価を書いて欲しいとの新規依頼が来たので、受諾した次第である。拙著は5章立てである。第1章は導入編で、第2章は南北問題の実態を扱った。国際分業、国際金融の動向を、2003年のNHKスペシャル「地球市場 富の攻防」などマスメディアの報道や既存研究の成果を紹介しながら、途上国の立場から論じた。第3章は開発経済学について論じたが、主に経済学の基礎理論を述べ、そのあとアマルティア・センの人間開発論、環境税を含めた環境政策理論、そして「良い政府」論の順で、開発政策論を概説した。第4章は、ブラジルの地域経済を、おもに靴産業のクラスターを中心に説明し、さらに「参加型予算」の動向ともあわせて、ブラジルにおける内発的発展の可能性を論じた。第5章は、日本と途上国の関係について、ODA改革論などもふくめて、分析した。

(1) 本著の特徴と頂戴した批判

本著の政策論の力点は、産地や産業集積を育成することと、「良い政府」をつくること(「小さな政府」や「大きな政府」ではなく)に、置かれている。これらを手段として、地域の内発的発展をはかり、サステナブル社会を実現すべきだと書いた。また細かい点では、第一に政治経済システムとしては、政府、市場、共同体の三分野以外に、制度領域を設定し、制度領域をソフト(例:会計制度、産業組織)、ハード(例:消費生活様式、交通インフラ)、社会的合意・国民意識(例:腐敗に寛容かどうか)の三つから構成した。第二に環境容量(environmental assimilative capacity)概念についてのジェフリー・レナードの定義を批判し、人的要因(法規制が緩いか厳しいか)を定義から排除して、純粋に物理的自然的条件から概念を構成すべきだと論じた。第三に開発援助については、長期的にその廃止を展望しつつ、水平的パートナーシップに基づいた国際協力の拡充を展望すべきだと記した。JICAやJBICについては、継続・拡充論の立場にたっている。なお、無償援助や技術協力はよくて、有償(円借款)は悪いといった単純な特徴付けは無意味であるとの発想を、暗に示した。

好評も多々頂戴したが、批判も多く、以下のような貴重かつ建設的な助言をたくさんいただいた。宮本憲一・前滋賀大学学長からは、制度領域について、制度を動かす主体、つまり労働者や住民の評価がなされていないといった趣旨の批判を頂戴した。途上国の制度は未成熟で、先進国は相対的に発達しているとわたし(山崎)は書いたが、その評価は正しいだろうか。日本はいろいろな社会運動が沈滞しており、制度維持ができるおらず、制度が崩壊しつつあるように見えるとのご意見であった(以上文章は山崎)。示唆に富む助言である。第三世界研究会(土生長穂法政大学名誉教授を囲む研究会で、現在休会中)でもお指導いただいた奥本栄一先生からも、たくさん有益なコメントを頂戴したが、たとえば(1)途上国と先進国との線引きが不可能だから、両者を区別しないという発想はわからなくはないが、歴史を忘れていいのかとのご指摘を受けた。植民地制度の負の遺産が歴然として残っていることを想起すべきである。(2)途上国の経済構造の歪みを論じた箇所

で、土地市場のひずみ、すなわちラテン・アメリカの大土地所有制が論じられていないのが意外だ。

(3)アマルティア・センの人間開発論について、限界も指摘すべきではなかったか、などである。センについては、私見では、ケイバビリティ（通常「潜在能力」と訳されている）の理論は、抽象論としては異論はない。では実際にセンの母国インドの学校教育はどうかというと、公教育についてはきわめて脆弱な体制のままである。具体的な現実をいかに分析し、改善策を発展させるべきか。実証分析のツールをA. センが提供しているわけではないと思うが、こういった点に踏み込んだ批判的論述を、拙著では展開していない。

本務校の学部ゼミの学生からも、重要な批判をもらった。わたしが「Z型改革」と呼ぶところの「良い政府」構築案は、理解できるが、日本も途上国も財政危機で、とくに日本は未曾有の規模である。「良い政府」つくりの財源をいったいどう確保するのか、という疑問。副題が「市場万能主義との決別」とあるが、「資本主義との決別」となぜいわないのか、という疑問に最終的には行き着くような質問。新自由主義のどこが悪いのか、問題点の具体例が挙がっていないのでわからないという批判、などなどである。

これら以外にも、多くの先生方からいろいろ有益なご批判を頂戴した。記して謝したい。

(2) ブラジルの靴産業のクラスター：シノス・バレーの衰退要因

南米経済の評価に移る。拙著では、靴産業を中心に論じた（第4章）。ブラジルの靴産業の強さは世界的に有名である。世界市場では、最高級品はイタリア（4.0%）が、廉価なのは、従来は、中国（42.9%）、インド（8.7%）、ベトナム（3.7%）、トルコ（3.6%）、インドネシア（2.4%）などが供給してきた（括弧内は生産足数でみた2000年の市場シェア率）。上と下に挟まれた位置にあるブラジルが、中程度の質と値段の靴を供給してきたのである。ある程度良い質の商品を安くつくる能力は、簡単に獲得できない。その意味で、ブラジルの靴メーカーの実力は相当高い。私自身の経験でも、現地で購入した安価なビーチ・サンダルが、なかなか壊れない。しかし、近年グローバル競争が激化した。イタリア製の価格競争力が増し、また中国製の靴の質が格段に向上してきた。

両者に挟まれて、ブラジルの靴メーカーは苦境に立たされた。

靴産業のクラスターがあるのが、ブラジル南部のリオグランデドスル州のシノス谷地域で、婦人靴を始めとする靴の世界的産地である。ほかにもサンパウロ州のビリケイ市も有名で、子ども靴の南米最大の産地である。ジャウー市やフランカ市といった産地もある。他州にも産地があるが、最大はなんといってもシノス谷地域で、820社以上が18の地方自治体（ムニシピオという基礎自治体）から成る地域に集まっている。アレン・J. スコット編著、坂本秀和訳の『グローバル・シティー・リージョンズ』（ダイヤモンド社、2004年刊）が、発展途上国の産業クラスターの代表例として、第15章で同地域を取り上げている（同章執筆者はヒューバート・シュミット、サセックス大）。同章は、製靴企業は400社で、下請け業者が1000社以上あるという数字を挙げていて、創出されている雇用は16万人だと紹介している。

1990年代の親米政権下でのグローバル化と世界的競争の激化の中で、中国製の安くて質のよい商品におされて、ブラジル国内メーカーは次々に倒産した。生き残った製靴業者は（たとえば大手では世界五大企業に数えられるアザレイア社がある）、価格競争力の強化をもとめて、ブラジル北東部の低賃金地域への工場移転戦略を採用した。この動きと符号するように、地方州はきわめて寛容な減税政策を打ち出して、企業誘致合戦を繰り広げた。国際的に、「ブラジル財政戦争」として知られている。シノス谷のメーカーも、北東部へ移転し、価格競争力を増して、生き残りを図った。しかしこれはシノス谷からみれば、空洞化であり、シノス谷は産地として衰退したのである。

(3) 工場地方移転戦略の評価

この工場移転と財政戦争をどうみるかについて、今回の拙著と上述のシュミット論文では、視角が異なっている。筆者は、これは工場の移転先である北東部（とくにセ阿拉州に焦点を当てた）の内発的発展に資さないとの観点から、批判したが、シュミットは、地方州の減税にあやかった靴メーカーの価格競争力強化戦略は、結局企業のイノベーションの向上に結果しなかったと批判している。とくにマーケティングとデザイン力の向上について、外国企業に遅れをとったというのである。い

NEWSを読み解く

わば資本に内在した批判で、この論点も拙著に組み入れるべきであった。むろん、ごく最近、ブラジルにも変化があるようで、『日経流通新聞』(2006年5月1日付け)には、独自の新しいデザインを提案した南米発のファッショントを紹介する記事が掲載されていた。

同記事によれば、2003年に、ABESTというファッション・デザイナーの協会がブラジルで設立され、その東京での合同展示会が、06年3月に開催された。ブラジルのファッショント輸出の額は、05年に22億ドルを超えたようだ。有名ブランドでは、水着の「ロザ・チャ」、ほかに「イザベラ・カペト」(刺繡が特徴)、「レラリオ・ベアトリス」などで、バッグでは、「セルブイ・マリー」。靴では「フランチエスカ・ジオビ」などらしい。東京お台場のヴィーナス・フォートに、ブラジル発の高級ブランド品(服、鞄、靴など)の専門店 Via Livre がある。

以上は新しい兆しではあるが、しかしだまだ、減税にあやかって生き残ろうとする企業が圧倒的に多い。自治体側も減税だけを武器に企業誘致と外来型地域開発に躍起の状態である。これでは、ブラジル企業の国際競争力のいま1つ上位の技術段階へのアップグレイディング(ロー・ロードからハイ・ロードへの転換)が、遅れるであろう。親米政権から反米政権にかわったからといって、ブラジルを始め南米の企業の競争戦略が、「制度的厚み(institutional thickness)」「経済の社会への埋め込み(social embeddedness)」「柔軟な専門化(flexible specialization)」を活かしたイ

ノベーション重視型に転換するかどうかは、予断を許さない(詳しくは内橋克人・佐野誠編著『ラテン・アメリカは警告する』新評論、2005年を参照されたい)。

IV おわりに

本稿では、ごくおおざっぱではあるが、1990年代を親米政権、新自由主義の時代、2000年以降を反米政権、反グローバル化の時代と、図式的に区分して、考察をすすめてきた。第2節の政治分析では、90年代のネオ・ポピュリズムが今後終焉するかどうかについて、第3節の経済分析では、同じく90年代の減税に頼った企業の競争戦略が今後変化するかどうかについて、それぞれ吟味した。時代の潮流がおおきく変わりつつあるかにも見えるが、難題はあいかわらず先延ばしのままだともいえる。難題、すなわち政治では草の根民主主義の発展、経済では新しい21世紀の技術革新の達成は、容易なことではない。

しかし、政権がかわって、これまで社会的に排除(social exclusion)されてきた人々が、包摶(inclusion)へ向かって活気づいていることは、確かである。中南米は自殺率が低い。気持ちを明るく、ラテンに保ち、今この瞬間生きていることを楽しむ——この極意を日本人が簡単に修得できるとは思わないが、これも中南米から学べる教訓の1つである。

(やまざき けいいち 所員 横浜国立大学)

アメリカのカルチャー・ウォー最前線 — ブッシュ「女性に対する戦争」の性格 —

GOTO Nobuyo

後藤 宣代

はじめに — ブッシュの 「もうひとつの戦争」 —

2005年7月1日、連邦最高裁判事9名のなかの1人、サン德拉・ディ・オコーナーの突然の辞任が、アメリカ全土を震撼させた。ABC、CNN

など各テレビ局はトップで後任人事とアメリカ司法界の今後を占った。翌日の新聞のトップは、どれもこれも彼女の写真で埋め尽くされた。サンフランシスコ・クロニカル紙は、「最高裁の5対4という判決駆け引きをめぐる浮動票の喪失」、「中絶、同性婚、対テロ戦争への政府関与といった法律を今後何十年に渡って右派に傾く危険性を増大させた」と報じた。

そもそも連邦最高裁判事は、大統領により指名され、議会による公聴会と承認を受けて決定される。9名から構成される判事は、引退を除き、終身職である。たとえ議会を経て成立した法律であっても、それがアメリカ合衆国憲法に鑑みて違法であると連邦最高裁が判決を下すと、その法律は無効になってしまう。しかも同様の法律を有する諸州に適用されるので、判決の影響はアメリカ全土に及ぶこととなる。

アメリカ史上初の女性最高裁判事であったオコナーの辞任と後任人事をめぐる議論は、実は、対外戦争としてのイラク戦争とならぶ国内における「もうひとつの戦争」、30年に及ぶカルチャー・ウォー(Cultural War)，その焦点としてのブッシュの「女性に対する戦争」の新たな展開を示すものである。以下、その発端の1960年代にまでさかのぼり見ていこう。

I 60年代の運動と対抗 ——「女性に対する戦争」の発端——

冷戦下の60年代、アメリカ全土に広がっていった公民権・ベトナム反戦・学生・女性運動は、巨大なカウンター・カルチャーとなって、これまで歴史的に形づくられてきたアメリカ社会をその内部から変革していく草の根の原動力となった。しかも、これらの運動は、63年の同一労働同一賃金を保障する「平等賃金法」、64年の公民権法、65年の大統領令「人種的マイノリティの雇用・昇進のためのアファーマティヴ・アクション」(67年には女性もマイノリティに加わる)と法的整備に結実していくこととなった。

こうした流れに対して、保守層は「このままではアメリカは赤化する」、「アメリカが崩壊する」と危機感を募らせる。それを頂点にまで高めたのが、最高裁の「ロウ判決」である。

ニクソン政権下の73年、女性の中絶を認める最高裁判決、「ロウ判決」が下された。これまで違法とされてきた人工中絶を、憲法に保障されたプライバシー権を根拠に、「妊娠を終わらせるか否かについての女性の決定権を含むだけの広さを有する」と判断し、アメリカ建国史上はじめて合法化したのであった。この画期的判決に対し、反対

の狼煙（のろし）をいち早くあげたのが、キリスト教界であった。カトリックから「中絶反対」の「宣戦布告」が行われ、プロテスタントの福音派は政界との結びつきを強めることで「中絶反対」の「政治戦争」へ突入する。かつて宗教戦争で戦ってきたカトリックとプロテスタントは、教義解釈の違いを超えて、共通の理念として「キリスト教の価値」を前面に押し出すことになった。妊娠 자체が、神によって創造された「人間の領域」ではなく世界の創造主たる「神の領域」に属すること、しかも、中絶の判断を「男性の一部によって創造された女性」自身が自己決定するなど言語道断である、と。

そもそも中絶問題が大きく取り上げられるようになったのは、19世紀、アメリカ南北戦争期にさかのぼり、この時期、反墮胎法が制定され、中絶が非合法化される。この法律の制定に取り組んだのは、医師界であり、当時盛んに行われていたヤミ中絶を取り締まることで、医師の専門性とその権威・権益を保護しようとした。

20世紀に入り、女性の参政権運動が昂揚を迎える1910年代、山本宣治を介して日本にも深い影響を与えることとなったマーガレット・サンガーの「バース・コントロール運動」は、妊娠は国家や宗教が介入するべきではなく、当事者間で決定すべきことを主張した。その目的は、出産を科学的に制御することであって、中絶運動とは一線を画していた。

こうして、20世紀後半の「ロウ判決」は、奴隸制をめぐってアメリカを内部分裂させた南北戦争から約100年後に、今度は中絶をめぐってアメリカを分裂させることとなった。「新たな南北戦争」の開始である。今度は宗教界が政治に積極的に介入するという新たな形、カルチャー・ウォーの装いをとる市民戦争に他ならない。

こうした形となる社会的背景として、60年代以降の家族形態の変化、多様化が、その焦点として浮かび上がってくる。結婚した2組に1組が離婚に至る「離婚大国アメリカ」。この離婚は、一方でシングル・マザー（シングル・ファーザー）、他方で再婚家族（ステップ・ファミリー）をつくりだし、多様化が一層進行する。ゲイ・カップルや同性婚も急速に増大する。そして養子制度は、異性婚のみならず同性婚にも子どもをもつ可能性を与える。こうして家族の多様なあり方こそは、

NEWSを読み解く

カウンター・カルチャー、自由と民主主義アメリカの必然的プロセスであると高らかに謳いあげ、いっそう草の根民主主義運動が進む。こうした家族の多様化とこれをすすめる運動こそが、これまでのアメリカを解体させる最大の要因であり、アメリカ自体のアイデンティティ・クライシスを引き起こすと考える保守層・共和党右派とキリスト教右派が、「キリスト教の価値」、「父権の復権に基づく家族価値」、「旧き良きアメリカ」の理念のもとに、反作用として合流し、家族とコミュニティの再建をめざして草の根保守主義運動、草の根「市民宗教」運動を展開していくこととなる。

こうして見てくると、中絶反対の担い手は、100年前は医師界、今回は宗教界を中心であり、しかも正教分離を脱し、政教一体化をはかることで「神の国 アメリカ」をつくろうという点に新しい特徴を見出すことができる。キリスト教右派の代表、プロテスタンントの福音派は、妊娠については文字通り聖書に忠実に解釈し、聖書の教義の実現をめざす「聖書原理主義」を特徴とする。したがって「ロウ判決」にみられるプライバシーを根拠とする中絶における女性の自己決定権は、聖書に全く反するものとなる。

73年の「ロウ判決」後、早くも76年の大統領選挙の争点として中絶問題が大きく取り上げられ、現在に至るまで、中絶をめぐる基本対抗は、中絶容認派（女性の自己決定の権利：Pro-Choice）対中絶反対派（胎児の権利：Pro-Life）という政治的表現の形をとり、大統領選挙ごとに一大争点として繰り返される。

II レーガンの「宣戦布告」

カウンター・カルチャー運動の一大拠点、カリフォルニアを州知事時代に押さえ込んだ政治的経歴を持つ共和党のロナルド・レーガンが、1980年、大統領に当選する。彼は、国内的には女性、国外的にはソヴィエト、という二つの勢力に対抗すべく、旧き良き家族・家父長制家族（力強い父）と軍事国家（力強い国家）の理念のもと、「世界のアメリカ」の再生をめざす。

レーガンは、最高裁判事を指名する際、中絶反対の強硬派を送り込み、「ロウ判決」を覆そうともくろむ。しかも女性支持者を取り付けるための

懐柔策として、女性をアメリカ史上初めて判事として指名するという手の込んだ手法でおこなおうとした。その女性初の最高裁判事、それが、冒頭で挙げたサンドラ・ディ・オコーナーその人であった。

70年代、女性の権利運動は頂点を迎えていた。「ロウ判決」の一年前の1972年、男女平等憲法修正条項（ERA：Equal Rights Amendment）が下院・上院を通過し、発効に必要な諸州の批准手続きが進行していた。この一大決戦に対し、中絶と男女平等なるものは、そもそもキリスト教の教義に原理的に反するとして、すさまじい振り戻し（Backlash）が始まることとなる。

福音派と共和党右派の期待を一身に背負って、オコーナーが颯爽と登場することになったのは、まさにそのような政治的舞台設定であった。ところが、当のオコーナーは、就任後は、「ロウ判決」無効のための論陣にはくみせず、是々非々の立場で臨んだ。特に女性の権利問題については、慎重な態度を堅持した。それゆえ「5対4」の振り子役（浮動票）と呼ばれました。かくして、レーガンの思惑ははずれ、中絶反対派は、より過激な直接行動へと展開し、中絶処置を行うクリニックへのいやがらせや発砲、殺人へと突き進んでいった。

92年の大統領選挙では民主党のビル・クリントンが当選し、空席になった最高裁判事にステファン・ブレイヤーを指名した。これは、女性の権利にとって「追い風」効果をもたらした。ところが家族の多様化と女性の社会進出を積極的に支持したクリントンは、自らホワイトハウス内での「不適切な行為」問題を引き起こすこととなり、これを契機に、「家族価値」への右旋廻が決定的なものとなってしまった。

こうして2000年の大統領選挙では、共和党のジョージ・W・ブッシュが当選し、「わが国に命の文化を根付かせる第一歩」として、中絶反対、「家族価値」の復活を宣言した。

III ブッシュによる「新たな戦争の三位一体的展開」

20世紀末から21世紀にかけて、グローバリゼーションが本格的に進行し、アメリカはアジア、ヒスパニックなど、これまでのヨーロッパ移民とは

異なる、非白人系の新たな移民が増大し、人種、宗教もますます多様化してきている。

絶えず新しい移民を受け入れることは、アメリカの社会の活性化の源泉であり、親の代より豊かになれる社会、「アメリカン・ドリーム」こそは、世界中から移民を引き寄せる魅力であった。こうした新たな人種的・宗教的構成と、60年代からのアファーマティヴ・アクション・財政措置に裏打ちされた黒人と女性の社会的地位の向上に対して、白人系キリスト教徒は、とりわけ労働者は、「世界のアメリカ」が経済的には凋落（ちゅうらく）している、自分たちの収めた税金が貧しい黒人や移民や女性に支出されている、との不安や不満を募らせることとなった。こうした一般民衆、とりわけ職場を失ったり、賃金が下がったりした白人男性労働者（White Poor）は、レーガンとブッシュがいうところの世界観、つまり、「世界のアメリカ」の復活、「旧き良きアメリカ」、家父長制家族に基づく「家族価値」、そして公共部門の縮小と「小さな政府」という世界観に、社会の底辺から共感を示すこととなる。こうして、市場原理主義の新自由主義、キリスト教原理主義の宗教右派（福音派）、そしてこれらを全体として政治的に統括する新保守主義、という「三位一体的展開」が始まることとなる。

04年、ブッシュは再選されるや、「三位一体的展開」の完成にむけて、戦いを推し進めていく。まず、アメリカ社会の足元、家族・地域コミュニティを、いまやカルチャーセンターやショッピング・モールをも包摂した市民宗教の象徴「メガ・チャーチ」を基礎に、「保守的に再建」し、こうした草の根保守主義運動を巨大な原動力として、対テロ世界戦争を頂点とする「世界のアメリカ」構築に向かって猪突猛進することとなる。

まさにこのときあたり、05年7月、最高裁女性判事のオコーナーが突然辞任し、11年ぶりに空席ができると、ブッシュはオコーナーの後任に、ジョン・ロバーツを指名する。同年9月、自らの癌を公表していた最高裁長官ウィリアム・レンキストが死亡し、今度は約20年ぶりに最高裁長官指名の一大チャンスが回ってくることになった。ブッシュは、すかさずロバーツを長官に指名し、異例の昇格人事を行う。新たに空席になった判事のポストには、大統領法律顧問のハリエット・マイアーズを指名する。ところが彼女には判事経験

が無いうえに、中絶問題について公聴会で立場を明確にしなかったことから、保守派が一斉に反発し、とうとうマイアーズは指名を辞退することとなる。新たに指名されたのが、超保守的なサミュエル・アリートで、06年1月、上院本会議で承認された。

こうして、最高裁判事9名の構成は、共和党支持・中絶反対（女性の権利制限）派は、ロバーツ、スカリア、ケネディ、就任時のセクシャルハラスマント公聴会で物議をかもしたトマス、スター、そしてアリートという過半数を越える「6」を確保し、他方、民主党支持・中絶容認（女性の権利支持）派は、スティーヴンス、唯一の女性判事ギンスバーグ、そしてブレイヤーという「3」に後退した。こうして、オコーナーの辞任こそは「5対4」から「6対3」へと、最高裁における力関係の決定的な転機となり、共和党右派と宗教右派は、ここに総反撃の橋頭堡（きょうとうほ）を確保することとなった。

こうした総反撃の思想的背景を示す興味深い例をあげよう。保守派の雑誌、『週刊全米保守(The National Conservative Weekly, 2005年5月31日号)』は、特集として19世紀と20世紀の200年間において世界に最も悪影響を及ぼした「世界10大悪書」を掲載した。世界に最も悪影響を及ぼした本として、第1位に挙げられたのはマルクス・エンゲルス『共産党宣言』、第6位にマルクス『資本論』が続く。他方、第4位にアルフレッド・キンゼイ『男性の性的行動』、第7位にベティ・フリーダン『フェミニン・ミスティック』(The Feminine Mystique; 翻訳名『新しい女性の創造』)と続く。このようにマルクス主義の古典と並んで、女性と性に関する著作が真っ先に槍玉に挙げられていることが、まさに象徴的である。63年に出版されるや直ちに日本でも翻訳された『新しい女性の創造』こそは、周知のようにアメリカにおける戦後女性解放運動のバイブルと位置づけられており、著者フリーダンはERAの先頭に立った歴史的人物に他ならない。

IV 草の根の運動 — 21世紀の対抗と展望 —

最後に、こうした右派（Right）の運動に対す

る、進歩派（Progressive）と左派（Left）の動きを見ておこう。

宗教右派の主張にいかに切り結び、切り返していくのか。その象徴的なスローガン、「神の左手」（The Left Hand Of God）をタイトルとする著書が、その代表的な試みとして挙げられる²⁾。著者マイケル・レナーは次のように言う。「アホでマヌケなブッシュとこれを支持するアホでマヌケな民衆」と決めつける左翼エリート主義が問題だ。進歩派のそれ自体としては全く正しいスローガンが、なぜ、一般民衆の心の奥底に届かないのか、響かないのか、ここを分析すべきだ。一般民衆からすれば、進歩派のスローガンは最低賃金の引き上げ、教育や医療への税金の再配分など、いずれもお金の話、「経済価値」ばかりだ、と見える。現在のわれわれが抱える不安、陥っているアイデンティティ・クライシスは、そんなお金の話、「経済価値」で満たされ、解決できるものではない。お金と「経済価値」を超える、なにかが欲しい、われわれはスピリチュアルにこそ満たされたいのだ。だからこそ、宗教的価値や、「家族価値」の方に共感を示すのだ。と、このように著者は分析し、宗教的価値を、キリスト教右派に独占させておいてはならない、進歩派も、かつて60年代の公民権運動の最先頭に立った、牧師としてのキング博士を思い返し、アメリカ社会でキリスト教徒の運動が果たしてきた進歩的役割を再評価し、そこからスピリチュアルな次元においてこそ、切り結び切り返していくなければならない、と提起する。まさに「宗教右派（Right）から神の左手（Left）を取り戻せ」ということになる。

運動レヴェルも見ておこう。ブッシュの反撃を法的に食い止めるために、フリーダンが初代会長をつとめたNOW（The National Organization for Women）は、男女平等こそは基本的人権であると、男女平等憲法修正条項の再提出の動きを始めた。またイラク反戦運動においては、草の根の女性平和運動組織「コード・ピンク」は、ワシントンD.C., ニューヨーク, ロサンゼルス, サンフランシスコと東西両海岸に本部を置き、数百の支部を張り巡らせて、草の根から運動を担っている。

このように見えてくると、21世紀のアメリカは政治的にも社会的にも経済的にも、そして文化・宗教的にも「大分裂」を引き起こしているという他

なく、しばしば、20世紀をリードしてきた「大陸国家アメリカ」は、いまや、保守的で宗教右派が支配的な中・南西部の「バイブル・ベルト」と、草の根民主主義運動とNGO・NPOなど市民運動が活発な東西両海岸「コースト・ベルト」に、南北戦争以来「第2の大分裂」に直面しているといわれている。

しかも、ブッシュが「世界のアメリカ」の旗を振りかざし、ブッシュ流のやり方を、「これがグローバル・スタンダードだ」と世界に押し付ければ押し付けていくほど、これに対抗するアメリカ草の根民主主義運動とNGO・NPOなどの市民運動もまた、世界的広がりと連帯を生み出していくこととなる。こうして「一国アメリカにおける基本対抗」は、グローバリゼーションを媒介に、「世界大での基本対抗」へと展開していくこととなる

こうしたなか、宗教右派も、中絶をめぐって、「女性の人権のグローバリゼーション」の推進者、国連の動きにも敏感となり、干渉を強めてきている。05年、ニューヨーク国連本部で行われた「第49回国連女性の地位委員会閣僚級会合（北京+10会議）」では、95年の第4回世界女性会議（北京会議）で採択された北京行動綱領をめぐって、ブッシュ政権が中絶権を綱領から除くことを強行に主張して紛糾することになった。

こうしてみてくると、中絶問題と女性の権利は、一国アメリカにおいて大統領選挙の一大争点となるばかりでなく、21世紀の世界全体においても政治的、社会的、文化的「一大争点」であり続いている。まことに、対テロ世界戦争と「女性に対する戦争」、そして、「労働者に対する戦争」としての市場原理主義、この3つは、グローバル・アジェンダを構成していきことができる。このような形で、周知のエンゲルスの『起源』の、あの表現を借りれば、「家族」、「私有財産」、そして「國家」という社会構成の3つの基礎関係・カテゴリーの、こんどは、その「起源」ではなく、その「止揚の方向と形態」が問われてくる時代を迎えていく。

注

1) *San Francisco Chronicle*, 2005, July, 2.

2) Michael Lerner, *The Left Hand of God—Taking Back Our Country from the Religious*

Right —, Harper, San Francisco, 2006.

(本稿は2004年10月から2005年9月まで、カリフォルニア大学バークレー校東アジア研究所日本研究センターに客員研究員として滞在した折に収集した資料に基づいている。なお、アメリカにおけるカルチャー・ウォー

の全体像そのものについては、トッド・ギトリン『アメリカの文化戦争——たそがれゆく共通の夢——』彩流社、2001年、が参考になる。)

(ごとう のぶよ 所員

東日本国際大学 (非常勤))

動き出した公益通報者保護制度

MORIOKA Koji

森岡 孝二

はじめに

ここ数年、従業員や関係者の公益通報（内部告発）によって、企業不祥事が相次いで発覚するなかで、企業などにおける違法・不正を是正し、消費者の安全・安心を確保するための公益通報の役割が注目されるようになってきた。それにともない、国の法律として労働者を企業などによる公益通報を理由とした解雇や不利益な取扱いからを保護する制度を導入しようという気運が高まり、内閣府における検討を経て、2004年6月に公益通報者保護法が成立し、2006年4月から施行されるにいたった。公益通報者保護制度の導入論議が始まった頃に比べると、当の法律への失望感が広がり、同制度への世論の关心や期待は冷めてきたようにみえる。それでも日本で初めて原子炉等規制法や労働基準法の規定とは異なり、あらゆる部門の労働者を対象にした公益通報者の保護制度がスタートした意義は大きい。そこで以下、同法の検討から施行にいたるまでの経緯とその背景を概観し、同制度の期待される役割とともに、問題点と課題を見ておこう。

I 近年の内部告発の主要事例と特徴

内部告発の重要性を人びとに認識させるうえで大きなきっかけとなったのは、2000年6月に発覚した三菱自動車工業（以下、三菱自動車）のクレーム隠し事件であった。2000年の時点では、17車種

62万台のリコール隠しが発覚した（この事件については、朝日新聞記者の奥山俊宏氏が書いた『内部告発の力』現代人文社、2004年に詳しい）。

三菱自動車のクレーム隠しはこれに終わらなかった。2002年1月には、横浜で欠陥ハブによるタイヤ脱落で母子3人が死傷する事故が起きた。同年10月には、山口県内でクラッチ系統の欠陥で運転手が死亡する事故が起きた。これらの事故が、同社製の大型車の構造的欠陥によることが明らかになったのは、2004年春以降のことである（同社のトラック・バス部門は2003年1月に「三菱ふそうトラック・バス株式会社」として分社された）。山口の事故では、クラッチ系統の欠陥を隠していて死亡事故を招いたとして、2004年6月10日、河添克彦元社長ら6人が業務上過失致死容疑で逮捕された。6月に入ると、トラック・バスだけでなく、乗用車でも新たに17車種、16万3000台のリコール隠しが明らかになった。その後、新車販売台数の大幅な落ち込みや、ダイムラー・クライスラーの支援中止を契機に経営再建が困難視されるまでになった。

2002年は内部告発によって明るみに出た企業不祥事がとりわけ多かった。この年の流行語大賞のトップテンには、「貸し剥がし」や「ムネオハウス」とともに、「内部告発」が選ばれた。具体的には、雪印食品の牛肉偽装・詐欺、佐世保重工の助成金不正受給、全農チキンフーズの鶏肉偽装、協和香料化学の無認可添加物使用、ダスキン（ミスター・ドーナツ）の無認可添加物使用、USJの賞味期限切れ食肉使用、日本ハムの牛肉偽装・詐欺、東京電力の原子炉損傷隠しなどがあった。

これらのうち、雪印食品と日本ハムの事件は、国のBSE（牛海綿状脳症、狂牛病）対策の国産

NEWSを読み解く

牛肉買い上げ事業を悪用し、外国産牛肉を国産牛肉と偽装して、巨額の補助金をだまし取った事件であった。雪印食品の取引業者——西宮冷蔵の水谷洋一社長——が内部告発したことで発覚し、マスコミに大きく報じられた。

雪印食品は会社解散に追い込まれ、親会社の雪印乳業は、2000年に牛乳集団食中毒事件を起こしていただけに、消費者の不買や店頭からの製品撤去にあい、会社存亡の危機に立たされた。そういうなかで、株主オンブズマンから、消費者団体の代表を社外取締役に選任し、食品の安全性を確保する委員会を設置することを求める株主提案が出された。それを受け、雪印乳業は、2002年6月の株主総会で、前消費者団体連絡会事務局長の日和佐信子氏を社外取締役に迎え、その後、法令遵守と企業倫理の確立のために全社的に取り組み、企業風土の刷新を進めてきた。

なお、BSE対策事業をめぐる牛肉偽装・詐欺事件は、雪印食品や日本ハムにとどまらず、2004年には元ハンナン会長の逮捕、さらには起訴にまで広がった。ハンナングループの立件総額は国のBSE対策事業費の約4分の1に当たる約50億円、偽装牛肉は計約300トンに上っている。

内部告発への対処を誤った例として見過ごせないのは、東京電力の原子力発電所の損傷隠しである。報道によれば、東電の原発の自主検査を請負った業者の元社員から通産省（現経済産業省）に内部告発があったのは2000年7月であった。当時の資源エネルギー庁はその5か月後によく証拠書類を添えて東電に質問状を出したとされている。それ以上に大きな問題は、内部告発から2年後になって、東電によって原発損傷隠しが公表されたことである。

しかも、経済産業省の原子力安全・保安院は、2000年末に内部告発者の氏名などの個人情報を東電に提供し、同人を「危険人物」とする文書まで渡していた。東電のトップにも大きな問題があった。同社の南直哉社長（辞職前）は「社長として知っているべき事実を把握していなかった」と語ったと伝えられている。

最近の2年余りをとっても、内部告発が絡んだ不祥事が絶えることなく起きている。内部告発を契機とする不祥事の発覚は企業だけでなく、行政機関でも続発している。

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 2004年2月 | 京都府浅田農産鳥インフルエンザによる鶏大量死が内部告発で表面化 |
| 2004年夏 | 内部告発で大阪市の第三セクター「大阪港埠頭（ふとう）ターミナル」によるブロックリー、パプリカ、カボチャなどの野菜の産地偽装が事件化 |
| 2003年11月 | 北海道警察 内部告発で裏金疑惑の発覚、2004年に元道警幹部が証言 |
| 2005年1月 | 愛媛県警現職警官が裏金作りを証言 |
| 2005年1月 | NHK職員が番組への政治介入問題で内部告発証言 |
| 2005年12月 | 耐震強度偽装 「アトラス設計」の渡辺社長が1年前に通報 |

II 日本の内部告発の文化と公益通報者保護制度の必要性

内部告発はしばしば密告や垂れ込みや裏切りという暗いイメージで語られてきた。仕事を通して知りえた職場の違法や不正を通報することは、たとえ社内の上司や上層部に通報する場合であっても、職場で悪者にされる、変わり者と思われる、上司やトップに睨まれるといった恐れをともなっている。ましてや監督官庁やマスコミなどの外部に通報するとなると、解雇や隔離や左遷などの報復を受ける恐れはぬぐえない。それでなくとも、内部告発をする人は、組織への忠誠心と不正や腐敗を黙視できない正義感とのあいだで倫理的なジレンマを抱えている。告発者は、複雑な心理的葛藤を経て、通報することが長い目で見て会社や社会のためだと思い、ようやく決断したとしても、告発によって報復を受けるという危険にさらされるのである。これは内部告発が公益通報と言い換えられ、公益通報者保護法が制定されたからといって、容易に変わるものではない。

こうした事情はなにも日本に限られたことではない。しかし、日本の企業社会においては、会社のためであるならば違法・不正行為も許されるという従業員の会社人間的な意識が他の国以上に強固に形成されている。それだけに内部告発は、会

社や仲間への裏切りであるとして「犯人探し」がされる恐れがある。いや単なる恐れではなく、これまでに内部告発をしてきた多くの人々が「密告者」や「裏切り者」のレッテルを貼られ、解雇や左遷や隔離や仲間はずれの憂き目にあってきた。それは会社がしばしば労働組合の活動家や、会社の意に染まない社員に対して執拗な報復的いじめやいやがらせを行うことと同じ経営風土に根ざしている。

内部告発によって解雇などの不利益な取扱いを受ける労働者が後を絶たないという事実は、公益通報者保護制度の必要性を裏づけるものである。内部告発を正当な権利として認め、告発者を解雇その他の懲罰に処することを違法とするのでなければ、組織に潜む不正や危険から消費者や市民が受ける被害を減らすことはできない。

内部告発の芽となる数々の不祥事の種を、組織が抱えるリスクファクターと呼ぶならば、公益通報者保護制度は、ますますリスク社会化していく現在社会のリスク探知システムであるといえる。明確な犯罪行為に限らず、AIDSウイルス、BSE、鳥インフルエンザ、SARSなどの身体、生命、環境にとって危険な要因も、ある意味で現代社会に埋め込まれた地雷だといふことができる。比喩的といえど、公益通報者保護制度は現代社会の地雷探知システムである。組織に潜む違法・不正は組織の外からはわからない。組織の内部において、当の行為を現に目撃しているか、その行為に関与している人でなければわからない危険を双葉のうちに摘み取り、社会の安全性を高める仕組みが公益通報者保護制度なのである。

他方で、現代社会は内部告発を生まないではおかしいような環境をも創り出している。消費者は環境や食品の安全にますます敏感になっている。消費者の権利意識が高まるとともに、PL法、消費者契約法など消費者を保護する法律が整備され、消費者の権利行使も広がっている。

情報社会の進展も内部告発を容易にしている。インターネットをちょっと検索すると大小多数の告発サイトがあることがわかる。それらのサイトは、何かのきっかけで存在が知られると、ときにして何十万というアクセスが一時に殺到しスマメディア並みの影響力を行使する可能性もある。

近年の日本では、大企業でも終身雇用や年功序列制度が崩壊し、リストラの影響を受けて正社員

が減らされ、パート、アルバイト、派遣などの有期雇用が増えている。雇用とはいえない個人請負も増えている。こうした雇用関係の変化は、労働力の流動化を強め、組織に対する労働者の忠誠心を弱めずにはおかしい。従業員が定年まで同じ会社で働きつづけることが多かった時代には、会社に忠誠を尽くし、会社の利益のためには違法行為も辞さない「会社人間」をよしとする企業文化があった。そういう時代には社内によからぬことを社内に封じ込めることができたかもしれないが、従業員が使い捨てされる時代にはそれはむつかしくなっている。

要するに、今では消費者意識の変化や、情報社会の進展や、雇用関係の変容によって、「臭い物に蓋」をして「見ざる・聞かざる・言わざる」で押し通せた時代が終わり、良くも悪くも「メールに耳あり、ネットに目あり」の時代が始まったといふことができる。

III 公益通報者保護法の成立までの経緯

公益通報者保護制度の導入をめぐる政府機関における当初の論議は内閣府の国民生活審議会消費者政策部会の自主行動基準検討委員会で行われてきた。同委員会は、消費者の信頼構築と、そのための事業者による法令遵守の自主行動基準づくりの指針を検討することを目的に、2001年10月5日に発足した。翌年には公益通報者の保護制度の導入について議論されるようになった。

2002年3月29日の第7回委員会の議論において、イギリスの1998年「公益開示法」の名称を参考にして、「公益通報者保護制度」という言葉が使われようになった。そして、同年4月22日に発表された中間報告「消費者に信頼される事業者となるために——自主行動基準の指針」は、「公益通報者保護制度」を「今後一層、検討が必要な課題」の一つとして位置づけ、2002年12月に出た「自主行動基準検討委員会」の最終報告は、「通報者を保護する制度の在り方」についての検討に向けて一步踏み出す必要を提起した。

こうして、2002年12月には、国民生活審議会消費者政策部会のもとに「公益通報者保護制度検討委員会」が設けられ、翌年1月から5月にかけて、

制度の具体的な内容についての検討が行われた。この委員会には、公益通報支援センター（PISA）の共同代表の片山登志子弁護士も委員として参加した。しかし、片山氏などの弁護士委員および消費者委員から多くの異論や強い批判が出されたなかでまとめられた報告書は、通報範囲がきわめて制限的であり、外部通報の保護要件が厳しすぎて、かえって真の公益のための通報を封じ込めかねない恐れがあるものであった。

この時点では、人と健康、安全、環境などに有害でも消費者利益に関係がなければその通報は保護されないことになっていた。また、この時点では、通報を行った場合に保護の対象となる労働者は正社員やパートなどの「事業者に雇用されている労働者」とされ、直接の雇用関係がない派遣労働者、請負労働者、子会社の従業員などは、取引業者とともに保護の対象から外されていた。これら二つの欠陥は国会に上程された法案では解消された。ただし、先の報告書にあった保護される通報の対象を「法令違反」（規制違反・刑法犯）に限るという問題点や、取引業者を保護対象から除外するという問題点は、最後まで残った。

こういう経過があって、2003年12月には、内閣府によって、「公益通報者保護法案（骨子案）」が策定され、同案について意見（パブリックコメント）の募集がなされた。その後、政府は2004年3月、「公益通報者保護法案」を閣議決定し、第159回国会に提出した。

国会上程後は、本法案は、衆・参の本会議における簡単な趣旨説明と質疑の後、衆・参の内閣委員会に付託され、外部通報を厳しく制限するという法の根幹にかかる重大な問題点を残したまま、短時間の審議で原案どおり可決・成立した。PISAからは阪口徳雄弁護士が参考人に立ち、法案の仕組みが難しすぎてどんな行為の通報なら保護されるのか、行政機関への通報の場合どこに言えばいいのか弁護士などの専門家にもわかりにくい。にもかかわらず外部通報の保護要件が厳しすぎるためにPISAも通報のアドバイスができない、という意見を述べ、修正を求めた。なお、委員会採択にあたっては、法案に対する批判や懸念を考慮に入れて、衆議院9項目、参議院6項目の附帯決議がそれぞれ付された。

公益通報者保護法が制約の多い法律になったことについては、公益通報者保護法の導入に消極的な

日本経団連（以下「経団連」）の態度と、それを受けた自民党の抵抗があった。

念のために言えば、企業関係者が一様に経団連と同じような考え方をしているわけではない。株主オンブズマンは、公益通報者保護法案が国会に上程された時点で、日経300銘柄と食品150社の430社（重複を除く）を対象に同法についての考え方とヘルプラインの運用状況についてアンケート調査を行い、228社から回答を得た。その結果によると、公益通報者保護法の制定について「必要である」と答えた企業が70%に達し、「必要はない」と答えた企業は3%弱にとどまった。

IV おわりに

成立した公益通報者保護法は、法案の審議過程で消費者団体などから指摘されたように、大きな欠陥を有している。まず、保護される通報は刑罰をともなう犯罪行為に限定されている。そのためには、社会的に不当な行為であっても、刑罰をもつて規制されていない行為は保護される通報対象から除外される。また、外国で危険が言われ、禁止されているても、日本に該当する法律がないケースは告発しても保護されない。このようにどんな行為が通報の保護対象となるのか非常にわかりにくいのがこの法律である。

くわえて、この法律は、労働者の通報はまずもって企業などの組織内部に行うべきだという考えに立ち、企業や行政以外の外部への通報を厳しく制限している。「公益通報をすれば解雇その他の不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合」などは、外部通報も認められることになっている。しかし、企業が内部通報の窓口を設置しておりさえすれば、そうした「理由」はないものとされ、通報者は保護されない恐れがある。

とはいえる、この法律は行政の対応いかんによっては一定の実効があるものと期待される。なぜなら、この法律は、制度設計上、企業などの組織内部の通報を優先させ、外部通報を制限する代償として、公益通報において通報対象事実を受付ける「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」に大きな役割を与えているからである。この法律が効果を発揮するかどうかは、行政機関が受け付

た通報に適正に対処するかどうかにかかっている。
それだけに行政の責任は重大である。

注

- 1) 公益通報者保護法とその運用については内閣府の
「公益通報者保護制度ウェブサイト」(<http://www.5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>) および
「公益通報（内部告発）支援センター HP」(<http://www006.upp.so-net.ne.jp/pisa/>) を参照されたい。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

「耐震偽装問題」についての 一考察

IKEDA Kiyoshi

池田 清

はじめに

2005年11月、複数のマンションやホテルなどが、虚偽の構造計算に基づき設計・施工されているという問題が発覚した。これら建築物は、建築基準法の耐震基準を大きく下回り、震度5程度の地震によって倒壊の恐れがあり、建設業界や行政に対する国民の不信と不安を招いている。この事件は、資本主義社会における企業間競争が、住宅をも利潤追求の対象として、生命の安全と財産を犠牲にする危険性を有していることを示すものであった。虚偽計算した建築一級士は、「早く安く設計しないと仕事が受注できない」と耐震基準を無視して設計した。偽装の作成に関与した建築士だけでなく、設計事務所、販売業者、施工業者、虚偽の計算書の問題を見逃した民間検査機関などの責任が徹底的に追及されねばならない。さらに、建築確認検査に責任を負う行政の責任も問われねばならない。と同時にこのような競争主義の弊害をもたらした政府の法・政策の問題も明確にされねばならないだろう。本来、政府や自治体は、資本主義の功利主義・競争主義の弊害を規制し、国民が安全で安心して暮らすことを保障することを責務としているからだ。

本稿は、今回の事件を人為的な災害問題として以下のような視点から論じる。第1に最近起きていたる災害が、米国主導の市場・競争主義や、戦争そして地球温暖化とともに異なる異常気象などによる複合的性格を有していること、またそれらを誘引として災害が起きやすい土壌が形成されているこ

と、第2に日本には、「同じ過ちを繰り返す」という体質があること、第3に耐震偽装のメカニズムとそれを改善する方策を提起したい。

I 持続不可能な社会と災害

地球温暖化は、産業革命後の化石燃料の大量使用と急速な工業化・都市化、そして開発による森林伐採や埋め立てなどによる環境破壊など人間活動に起因している。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第3次報告書は、地球の平均地上気温は、20世紀に約0.6度上昇したが、1990年から2100年までの間に1.4–5.8度上昇すると予測する。そして地球温暖化により、より極端な乾燥や大雨が増加し、様々な地域でエルニーニョ現象に伴って生じる干ばつや洪水などの危険性が増加する可能性が高くなることを指摘している。「ある権威筋の意見では、地球温暖化が現在のスピードのままで進行すれば、ヒマラヤの氷河が2035年までには消滅すると予言する。そうなれば、夏にヒマラヤ氷河からの流去水は姿を消し、高温多湿のアジアモンスーンによる雨の恵みも失われる。これらの水に依存してきた南アジア数十億人の人々は飲料水の極端な不足に直面し、農作物への影響もまぬがれない」¹⁾。つまり地球温暖化は、異常気象による洪水、渇水、そして飢餓、疾病、さらに水と食糧の争奪による戦争の危機など社会的不安定性を高めている。その象徴的出来事が、2004年のスマトラ島沖地震や、2005年の米国のニューオーリンズを襲ったハリケーンによる大災害であった。

スマトラ島沖地震は、マグニチュード9.0、死

NEWS を読み解く

者数約1万5000人、家を失った人100万人、避難者数114万人、基礎的な支援を必要とする人500万人という大災害であった。タイは、観光を目的とした乱開発に走ったため海辺の環境が破壊され約5300人の大量の犠牲者を出した。だが、サンゴ礁が『自然の堤防』になった群島国家モルディブは、犠牲者81人に過ぎなかった。同島の非政府組織（N G O）であるタイ環境研究所によれば「急速な開発で、環境破壊が進み、津波の勢いを弱めるサンゴ礁やマングローブの減少も被害が拡大した一因ではないか。タイのプーケット島など高級リゾート地は、ホテルの工事やレジャー用ボートのいかりなどで周辺のサンゴ礁が傷つき、海岸沿いのマングローブ林も破壊が進んだ」²⁾という。また「タイなど東南アジア各国では、エビの養殖ビジネスが拡大しており、エビの孵化施設を造るためのマングローブの森がどんどん切り開かれている。その結果、波から浜を守る天然の防波堤が失われている」³⁾。このエビの世界最大の消費国が米国と並ぶ日本なのである。

また米国のハリケーンは、21世紀の世界的問題である①地球温暖化、②戦争（内乱）、③貧困層の増大の矛盾の連鎖による大災害であった。この災害は、数千人の犠牲者と百万人以上の避難者を出し、1千億ドル（11兆円）もの災害復興費がかかることが試算されている。今回のハリケーンは、カリブ海の異常な温暖化が大規模な熱帯低気圧を引き起こしたことが主たる要因である。被害者は、低所得者など貧困層に被害が集中している。避難警告が出されていたが、被災地域を脱出するための車やお金がなかった貧困層が被害を受けたのである。被災地に取り残された人々、特に赤ん坊や高齢者は、水、食糧、医薬品の不足のため餓死している。また赤痢など感染症が起きているという。米国勢調査局によればニューオーリンズの人口は約48万人（2000年）で、そのうち3分の2がアフリカ系黒人である。自由競争、市場主義を掲げたブッシュ政権は、金持ちに対する大型減税、低所得者層に対する社会保障措置の削減などの政策を推進してきた。その結果、2004年の米国の貧困層（3人家族の場合、年間所得1万5千ドル以下）の総人口に占める比率は、12.7%で4年連続して上昇している。黒人の貧困比率は24%と白人の3倍である。

この地域は、専門家から堤防補強など対策が必

要と言われ、地元の国会議員も25億ドルを要求していたが、ブッシュ政権はこの要求を削減してきた。米国政策調査研究所によればイラク戦争で1ヶ月52億ドルもの戦費がかかるが、その2週間分で堤防補強ができたという。また災害救援に必要な州兵の多くがイラク戦争に駆り出され、給油車両、自家発電気なども携行されたことも復旧の足枷となっている。また9.11テロ後、テロ対策強化のために国土安全保障省を設置し、今まで大統領直属にあり災害予防・対策の権限を有していたFEMAを国土安全保障省の1部局に格下げ権限を縮小し、専属スタッフの削減や士気の低下などが、今回の災害の予防や救援に充分な効果をあげられなかった。

総じて今回の大災害は、地球温暖化とテロ対策やイラク戦争など軍需優先、開発と市場主義の「弱肉強食」の政治、金融・行財政政策が、災害対策や貧困者施策をなおざりにして起きた結果である。わが国の災害も、以上にみられる世界的な要因とわが国固有の問題が増幅しており、その危険性が指摘されねばならない。

II 日本の災害問題

2005年1月に政府の地震調査委員会は、「今後30年以内に東南海地震は約60%，南海地震は約50%の確率で発生する」と発表した。政府の中央防災会議によると、東海地震による被害額を37兆円（直接被害20兆円、間接被害11兆円、地域外への波及被害6兆円）、東南海・南海地震による被害額を57兆円（直接被害35兆円、間接被害14兆円、地域外への波及被害8兆円）と想定されている。また首都圏の直下型地震（2005年7月18時に風速15メートルのものとでM7.3の地震が発生）による被害は、全壊及び消失棟数約85万棟、死者数約1万1千人、負傷者約20万人、被害額112兆円（直接被害41.6兆円、間接被害45.2兆円、地域外への波及被害25.2兆円）であった。平成17年版の『防災白書』によれば、1995年から2004年までの10年間に、マグニチュード6.0以上の地震は、世界で945回発生しているが、このうち日本で発生したものは210回に及んでいる。国土面積が、世界の0.25%しかない日本に、マグニチュード6.0以上の地震の22.2%が集中しているのである。さらに、

今まで地震地帯と判定されなかった地域でも起きていることから、日本のどこで地震が起きても不思議ではない。

日本は、過去何度も地震や洪水などによる大災害を被っているにもかかわらず、災害の予防、救援、復旧、復興における法制度や行財政システムが未整備で、これらの問題についての法学、政治学、経済学、社会学などにおける体系的な研究は進んでいない。その理由は、第1に、国の災害対策が、関東大震災における戒厳令や戦後の災害救助法などにみられるように、治安対策や社会秩序の維持を目的としたもので、被災者の人権（生活再建）や被災地の復興を軽視してきたこと、第2に、災害対策が、治山・治水のためのダム建設や堤防、道路・都市計画など開発を技術的にサポートする土木工学が重視されてきたこと、第3に、近代以降の日本の学問が、西洋の輸入に偏し日本の社会と歴史に根ざして内発的な発展が行われなかっこと、第4に、地震などの災害が頻繁に起きるのではなく百年単位で起き、「過去は水に流す」という悪しき清算主義によって、災害から教訓を引き出してまちづくりを行うことを怠ってきたことにある。

かつて寺田寅彦は、日本の災害問題の本質を「天災は忘れた頃にやってくる」と喝破したが、近年における災害は、「忘れた頃にやってくる」のではなく常時化し、多様化し複合化している。「災害とは、異常な自然現象や人為的原因によって、人間の社会生活や人命の受ける被害」（『広辞苑』より）と定義される。地球温暖化による海面温度の上昇による異常な気象が、集中豪雨や干ばつなどを引き起こすとともに、大都市における建築物の高層化や巨大化、高速道路、新幹線、さらに原子力発電所や石油タンクなどの危険物、過疎地における山林の荒廃など災害に脆弱な国土構造がつくられてきた。つまり人為的な原因によって人命の受ける被害が多発する土壤が形成されている。阪神・淡路大震災では、1981年以前の建築基準法の基準で建てられたものに被害が集中し、新基準で建てられた建物には被害が少なかった。『防災白書』（平成17年版）は、とくに被害の大きかったJR三宮駅周辺では、倒壊した建物110棟のうち、105棟までが1981年以前の旧基準で建てられたものであった、と述べている。大震災は、6433人余りの生命を奪ったが、住宅倒壊による窒息

・圧死、焼死など直接死が5521人と86%を占めている。「倒れない安全な住宅をつくる」ことが最大の教訓であった。

だが日本は、すぐれた技術や経済力を有しているにもかかわらず、関東大震災や阪神・淡路大震災などでの甚大な犠牲と不幸の経験が活かされていない。それは、災害から深く学習し貴重な教訓を引き出すことが出来ず、科学的知見による想像力が欠如しているためである。それゆえ災害を未然に防ぐ、あるいは「減災」するための、社会システムや行財政システムを創造することが出来ず、同じ過ちと犠牲を繰り返すことになるのである。その象徴的事例が、2005年11月に発覚したマンションやホテルの耐震偽装事件であった。建築基準法の定める耐震基準に違反し、震度5弱の地震でも倒壊しかねない建物を大量に建設した事件で、世界有数の地震大国である日本の防災能力を根底から揺るがしかねない大問題である。この事件は、1998年に建築基準法を「改正」し、建築確認審査を民間でもできるようにしたことを契機として起きている。もともと同法「改正」は、阪神・淡路大震災で違法建築や欠陥住宅などによる被害が大きかったことから、国民の安全と財産保護のために打ち出されたものである。だが実際は、民間企業が営利を獲得できるように、違法建築や欠陥住宅を建設しうる制度的枠組みをつくりだしたのである。今まで日本の建築基準法が地震などの災害との関連で整備されてきたが、今回の「改正」が、米国や日本に対する市場主義や規制緩和の働きかけと、それに呼応した政府や財界によって行われてきたことを特徴としている。そのため市場・競争主義の弊害があらわれたのである。

III 「耐震偽装問題」の歴史的背景

(1) 建築基準法と地震

地震大国である日本の建築基準法は、度重なる地震災害によって整備されてきた歴史を持っている。わが国の建築物に対する最初の法規制は、表1のように1920年施行の市街地建築物法であるが、同法に耐震規定はなかった。だが1924年には、前年の関東大震災の教訓から市街地建築物法の構造

規定が改正され、世界で初めての耐震規定（水平震度0.1以上）が盛り込まれた。その後、1950年に建築基準法が制定され、建築基準施行令に構造基準（水平震度0.2以上）が定められ、許容応力度設計が導入された。耐震新基準は、震度5では無被害であるが震度6相当について規定はなかった。1978年の宮城県沖地震後、1981年に建築基準法施行令の改正によって耐震設計法が抜本的に見直され、新耐震設計法がつくられ、耐震基準は、震度5では無被害で震度6では柱などが壊れるが倒壊はしないものであった。1998年の建築基準法「改正」は、建築基準法の制定以来の大改正であった。これは、95年の阪神・淡路大震災を契機としているが、日米構造協議にもとづく規制緩和の影響を強く受けている。そのことを次に説明しよう。

(2) 日米構造協議と建築基準法の「改正」

1980年代は、日本の対米輸出による貿易摩擦が引き起こされ、表1のように1989年の宇野前総理大臣とブッシュ前大統領会談で、日米間の大幅な貿易不均衡の背景にある構造問題を識別し解決すべきことが打ち出される。翌年の1990年の日米構造協議において、建築基準は原則として「性能規

定」にし、米国における木材関係の新しい材料や工法について、日本の建築基準法で迅速に認めることが日米政府間で合意される⁴⁾。1993年の日米首脳会談では、宮沢前総理大臣とクリントン前大統領が、両政府が日米間で「市場開放」を進めるために、その障害となっている問題を指摘し、相手政府へ要求することを合意したことから「年次改革要望書」が始まる。1995年に阪神・淡路大震災（M.7.3）が起き、欠陥住宅や違法建築物に被害が多かったことから、同年に政府は建築行政のあり方を諮問する。1996年に橋本前総理大臣とクリントン前大統領の日米首脳会談が行われ、米国の安価な住宅や建材などを輸入し、日本の住宅建設コストの低減を促進する「規制緩和」が約束された。この約束は、90年の日米構造協議の合意を具体化すべく、建築基準を国際基準に調和させ、民間の選択自由の拡大及び技術開発の誘発の観点から、日本の建築規制体系を抜本的に見直したものであった。その内容は、日本在来の工法や建材を前提とする「仕様規定」を見直し、試験や計算により達成すべき性能を満たせば工法や建材などの選択の自由度を高める「性能規定」に変更することであった。1997年米政府の日本政府に対する

1920年	市街地建築物法施行
1923年	関東大震災
1924年	市街地建築物法の構造規定の改正
1948年	福井地震（M.7.1）
1950年	建築基準法制定（全建築物に耐震設計が義務づけられる）
1964年	新潟地震（M.7.5）
1965年	十勝沖地震（M.7.5）
1971年	建築基準法改正（耐震設計に「粘り」を持たせることが部分的に盛り込まれる）
1978年	宮城県沖地震（M.7.5）
1981年	建築基準法改正（新耐震設計の導入）
1989年	宇野前総理大臣とブッシュ前大統領の首脳会談
1990年	日米構造協議
1993年	宮沢前総理大臣とクリントン前大統領の日米首脳会談
1995年	阪神・淡路大震災（M.7.3）
1996年	橋本前総理大臣とクリントン前大統領の日米首脳会談

1997年	米政府の日本政府に対する「年次改革要望書」に「建築基準を仕様重視型から性能重視型にするための建築基準法の改正」が盛り込まれる（外務省ホームページ）。
1997年	95年の政府の諮問に答えた建築審議会の「21世紀を展望し経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」
1998年	「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティヴ」（第一回）共同現状報告
1998年	建築基準法改正
2000年	鳥取西部地震（M.7.3）
2001年	芸予地震（M.6.7）
2003年	三陸沖地震（M.7.0） 宮城県北部連続地震（M.6.4） 十勝沖地震（M.8.0）
2004年	新潟中越地震（M.6.8）
2005年	福岡県西方沖地震（M.7.0） 「耐震偽装事件」

表1 建築基準法と地震

「年次改革要望書」に「建築基準を仕様重視型から性能重視型にするための建築基準法の改正」が盛り込まれる。1997年には、政府の諮問に答えた建築審議会の「21世紀を展望し経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」が出される。答申は「阪神淡路大震災においては、安全性を中心とする建築物の質の確保や適切な維持保全を図るために、建築規制の実効性を確保することが強く求められる」と述べながらも、「従来、行政が行ってきた建築確認・検査等についても、今後は行政側の十分な体制整備を期待することが困難であることや、建築産業の成長拡大を通じて建築士等の建築生産業務に携わる専門技術者の絶対数が確保され、民間による多様なサービスの提供が期待できる状態になっていることを踏まえ、……民間企業等が建築確認・検査を行政に代わって行う仕組みを構築すべきとして、建築確認における安全性を担保すべき公的コントロールを事実上放棄することを提起している。1998年の「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティヴ」(第一回)共同現状報告によれば、日本における「建築基準の性能規定化及び新しい建築材料に関する中央評価システムの導入、効率的な建築確認・検査手続きの実施、木造3階建て共同住宅の性能規定化された新しい簡単な手続き実施を目的とした建築基準法の改正」が、米国政府の要望に基づきなされたという。そして報告書は、この措置が「消費者利益を増進するとともに効率性の向上と経済活動の促進を図る」ものとして評価している。

以上の経過の中で建築基準法が98年に「改正」される。改正の要点は、第1に建築確認・検査の民間開放である。今まで建築確認や完了検査業務は地方自治体の建築主事が実施してきたが、これを建築主事に加えて民間機関でもこれらの業務を実施できるようにした。1996年度の全国の建築主事は約1,800人で建築確認数は約110万件あり、1人当たり約600件となり、十分な審査や有効な検査はできない。そこで新たに審査能力を備えた指定確認検査機関を加えて建築確認手続きの合理化を図る。

第2に建築規制内容の合理化である。現在の建築基準である仕様規定(特定の工法、材料、寸法など)を、一定の性能さえ満たせば多様な材料、設備、構造方法などを用いることが出来る性能規

定に変える。これにより技術開発の促進や海外の資材・部品の円滑な導入、建築コストの低減などが図られる。また新たに限界耐力計算法が導入され、81年の建築基準法改正で導入された保有水平耐力計算法の0.5程度の強度でも基準をクリアできることとなった。

第3に建築規制の実効性の確保である。中間検査制度の導入により、特定行政庁(地方自治体)ごとに中間検査を受けなければならない工事、工程を決め、建築主事もしくは指定確認機関による検査を受けなければ次の工程へ進めない。自治体の自主性で検査を受けるべき建築物の種類、構造、用途、工程を定める。また特定行政庁による台帳整備を義務化し、台帳記載事項のうち検査の実施状況などについて閲覧できるようにする⁵⁾。

(3) 建築行政の制度設計の問題点

98年の「改正」は以下のような問題をもたらした。

第1に、建築行政の大幅な変更に伴う問題である。建築確認行政は、図1のように「改正」前までは建築主事などの人員不足のため、設計図面のみで確認していたため、建築物の安全や構造上の問題を正確にチェックできていなかった。だが建設業者や設計士、指定確認検査機関などが、見て見ぬ振りをして違法な行為ができる仕組みになっていたいなかったために、見落としもあったが一定の抑止力が有していた。だが同法「改正」後、指定確認検査機関による確認件数は、2001年度では1割に過ぎなかったのが、2004年度は5割を超えるまでに至った。さらに検査機関は、全国で約120社、建築検査する者も2000人に増加した。地方自治体の建築技術者や建築主事は、それに反比例するかのように大幅に削減され、例えば神戸市の建築主事は、以前の11人から5人に半減している(2006年4月現在)。だが確認検査が、民間企業に開放されたことにより、「3日で確認がおりた」事例にみられるように、安全よりも企業の利益を優先した状況がつくりだされた。民間の指定確認検査機関の多くは、大手ゼネコンや住宅メーカーから出資され、自治体や建設会社のO Bが就職していた。このことは、本来、公正中立な立場から安全性を審査しなければならない検査機関においては、あってはならないことだ。さらに建築基準法「改正」とともに、住民の生命の安全を守るべ

き自治体も建築主事を減少させて審査能力を低下させ、「建築確認の最終責任は自治体にある」とする最高裁判所判例をも実質的に空洞化させていった。つまり「改正」は、安全や財産保護よりも民間企業の営利を重視した法制度の設計となった。今回の事件の責任は、「改正」で国土交通大臣・都道府県知事が、指定確認検査機関を指定すること（建築基準法第5条の2），その機関に対する監督上の責任を負うこととなったため（第77条），国と都道府県知事にあることは言うまでもない。と同時に、法に違反してまでも、利益を上げるために、鉄筋などの材料費を安くし、工期を出来るだけ短縮させた建築主や販売業者、構造設計士などの責任も明らかにされねばならない。

- A. 建築基準法「改正」前
自治体 → 建築確認 → 建築物
- B. 建築基準法「改正」後
 - ① 国土交通大臣・都道府県知事 → 指定と監督責任 → 指定確認検査機関（自治体や建設会社のOBの天下り） → 建築確認 → 建築物
 - ② 自治体 — 建築確認 — 建築物

図1 建築行政の変化

第2に、この事件は、法・ルールを守るべき建築士のモラルの問題があるが、次のような構造的な問題も無視できない。先進国は、設計者と施工者が分離されているが、日本では、設計と施工が分離されず、建築士は建設業者の下請の位置にあり、さらに構造設計者が建築士より地位が低く建築の契約上の主体として位置づけられていない。そのため建設業者からの「安く、早く」の注文に応じざるを得ない弱い立場にある。つまり建築士、構造設計者とも独立した専門職としての社会的地位が確立していないという構造的問題が横たわっている。また構造設計者は、全国で1級建築士約30万人に対し約9千人と圧倒的に数が不足している。

第3に、構造設計のシステムの問題である。和田章によれば、構造設計者は地震に耐える建築物を作るため、建物が地震を受けたときの動きに想像力を働かせ、スケッチを描き、各種の計算を繰り返して柱や梁の配置や大きさを決めていく。コ

ンピューター計算はこれを支えるが、人間の想像力の方がはるかに重要であるという。70年代までの構造計算は手計算で行われ、骨組みの全体像は構造設計図に読みやすくまとめられていた。このため一定の知識さえあれば、現場の施工担当者も計算書を読むことができたし、建築確認の審査にも計算書が役立った。ところが81年の建築基準法改正で新たに保有水面耐力計算が導入され、コンピューターなしの構造計算が困難となり、少数の専門家しか解読できなくなった。さらに98年「改正」で、高さ60メートル以下の建築物は、すべて一般的な確認申請でよくなつたが、「できない人が次々に設計し、分かっていない人が審査する」ことが増えた。構造設計はコンピューターがしてくれると誤解され、計算結果はフリーパスになり、構造設計図をきちんと審査することもなくなった。構造計算のプログラムの大失認定がこの過信を生み、状況をさらに悪化させた⁶⁾。また2000年の「改正」建築基準法施行で、従来の保有水面耐力計算と異なる計算方法である限界耐力計算が導入された。この耐震強度の新計算法は、保有水平耐力計算法の0.5程度の強度でも基準をクリアできるといわれる。つまり現行の建築確認システムは、同じ建築物であってもどの計算方法で建築確認業務を行うか否かで、安全と判断されたり危険とみなされる場合があるという奇怪なものなのである⁷⁾。

第4に、製造物責任法（PL法）を「欠陥」建築物に対して適用できるよう法改正すべきではないか、という問題である。製造物責任法（PL法）は、第1条で「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定しているように、製造物に「欠陥」があった場合、製造業者に無過失責任を負わせている。PL法は、動産を対象としたもので不動産には原則として適用がない。岡村久道によれば、不動産は施主との関係では民法上の契約責任でまかなわれること、建物は耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を考慮する必要があること、EC諸国でも不動産は製造物責任の対象外なので、国際的な制度との調和が必要である、ことなどを理由に不動産が対象とならないと説明して

いる。またP L法でいう「欠陥」は、①設計上の欠陥（製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったために、製造される製造物全体が安全性に欠ける結果となった場合）、②製造上の欠陥（製造物の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製造物の組立に誤りがあった等の原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全面を欠く場合）、③指示・警告上の欠陥（有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報を製造者が与えなかった場合）があるとされる⁸⁾。以上、3つの要件は、今回の「耐震偽装事件」に当てはまるものであり、そもそも住宅の文化を重視するEC諸国では、今回のような問題を想定さえできないのだから、不動産をP L法の対象として厳格に取り締まる法制度が求められる。

第5に、この事件の背景には、バブル崩壊後の深刻な不況にあって、建設業界におけるコストダウン競争の激化があった。さらにそれを後押しする形で競争を煽ったのが、米政府の日本に対する市場主義と規制緩和の働きかけと、それに呼応した政府や財界、マスコミなどの「小さな政府論」の主張である。彼らは、国民に「自立・自助」「自己責任」を強調する一方、「民間にできることは民間で」ということで公共部門の民営化を推進してきたのであった。本来、建築確認検査は、建築物の安全性を確保するために、法令に適合しているかどうかを審査することを目的としており、公共性が極めて高い業務であることから国や自治体の責任で行うべきである。かりに自治体からの委託をうけて民間検査機関が行う場合であっても、営利目的の企業でなく非営利の団体にすべきである。また建設業者などとの利害関係、癒着を禁止すべきである。公務員を増やし、確認検査や構造計算が出来る専門性や技術力をアップさせることが決定的に重要である。それゆえ公務員を大幅に削減している「構造改革」を転換させねばならぬ

い。かつて日本弁護士連合会は、98年の建築基準法「改正」に対し、当時の建設大臣に「営利を目的とする株式会社が『公正中立』な立場を保持できるとはとうてい考えられない。手抜き工事等の欠陥住宅を生み出す建築業界の実態・体質、業者に依存せざるを得ない建築士の現状等を踏まえれば、民間の検査機関によりどれほどの効果が期待できるかは、甚だ疑問である」との申し入れを行っていた。日本弁護士連合会は、2005年11月の第48回人権擁護大会において「安全な住宅に居住する権利」が基本的人権であることを宣言した。今こそ、この理念を具体化する法と政策、そして人材育成システムと組織体制が求められている。

注

- 1) ジャレド・ダイヤモンド『文明崩壊・下』榆井浩一訳、草思社、2005年、269-270頁
- 2) 『朝日新聞』2005年1月9日
- 3) 『ニューズウィーク日本版』2005年1月12日号
- 4) 関岡英之は、建築基準の「仕様規定」から「性能規定」への変更が、1990年の日米構造協議で合意されていたこと〈建設大臣官房政策課『日米構造問題協議と建設行政』大成出版社、1990年〉に注目して指摘した（関岡英之『拒否できない日本』文藝春秋、2004年）。
- 5) 大久保勲「建築基準法改正について」『林産試だより』1998年11月号
- 6) 和田章「耐震強度偽装事件と構造設計」『日本経済新聞』2006年2月14日、魚住昭「“悪人”をでっち上げた霞ヶ関の迷走と悪知恵」『現代』2006年5月号
- 7) 読売新聞社の調査によれば、限界耐力計算について、全国276自治体のうち45%の123自治体が「対応可能な職員が1人もいない」と回答したという（2006年5月17日）。
- 8) 岡村久道『製造物責任法（P L法）入門』1999年、岡村久道ホームページ
(いけだ きよし 所員 下関市立大学)

「職場の人権」の今日

労働者の階層格差と能力主義の浸透により、「職場の人権」は変容しつつある。階層格差が、より固定化されるようになりサービス職のような単純労働に膨大な数の労働者が集積させられている。また、能力主義によって、半強制半自発的な労働の強化が行なわれ、労働問題が個人の問題として捉えられるようになった。

KUMAZAWA Makoto

熊沢 誠

本稿は2006年3月の春季研究交流集会での報告を下に編集局の文責でとりまとめたものである。

I 研究会「職場の人権」の活動

私はこの3月末で定年一年前で退職することになりました。4月からは年金生活者、ちょっとかっこよくいえば在野の研究者というものになるのですが、ずっと研究会「職場の人権」の代表は続けるつもりでおります。

よく「職場『と』人権」というひとがいるのですが、これは意外と大きい問題であって、断固として「職場『の』人権」である、英語でいうとhuman rights of shopfloorです。どういうことかといいますと、発足当時、研究者とか弁護士、かなり広範な、いろんな系統の方が集まって、それから一部の労働組合のリーダー、特にコミュニティユニオンの担い手たち、そして市民運動の代表が共同の呼びかけを行い、私が主催して99年の9月に発足しました。そのときの問題意識は、語弊があるかもしれませんのが、これまで日本で人権問題というと、同和問題とほぼ平行移動してきた。人権というと同和、ということになっておりました。この専売特許は不当である、同和だけではなくて、女性とかお年寄りとか子供とか外国人とか障害者、どちらかといえば社会的弱者、女性全体

としては社会的弱者とは言えないとは思いますけど、そんなふうにマイノリティとされる人たちについての市民権を保証するという、そういう文脈が強くあったと思います。けれども30年40年、労働問題研究をやってきました者から見ると、実は普通の労働者にとって、労働問題は最大の生活問題であるというのはもちろんですが、それに加えて、現実に働く中で、人間の尊厳や誇りを踏みにじられるような人権問題が頻発しているというようく痛感せざるを得ませんでした。そういう点で労働の中に人権を発見していく、人権の在り処を探っていくということが大変重要だということです。

それで、私はその「職場の人権」の、研究会の最大のセールスマンであって、セールスの要件は売るものがいかに大切なものであるかと信じ込むこと、あるいは信じ込むフリをするということなのですが、そういう点でどこでも宣伝をしていますので、ついやりたくなるのですが、あらゆる組織的なバックなく全国の会員430人強で、毎月例会を開いています。1回も欠かさずにやっていますから、現在80回くらいになると思います。そして2回につき1回の詳細な会誌をだして最新号は39号です。労働の研究会としては全国唯一の老若男女があつまるところです。だいたい労働運動の研究会というと白髪と頭髪の薄い人ばかりというのが現状であって、労働問題研究に携わっている

のは実は大変な衰退産業で働いているのではないかということを痛感するのですが、「職場の人権」にぜひ、おいでください。

II 現代の労働者の階層格差的状況

職場の人権というのはだいたい大きく二つの側面がある、一つは大変素朴な意味で生活権の危機であり、もうひとつは人間としての労働者の尊厳が危うくなるような処遇の横行といったことです。先述したように、研究会の発足当時の問題意識はどちらかといえば後者でした。ところが特に2002年くらいをピークにして加速度的に、リストラが横行したり失業者が累積したり、何よりも低賃金労働者の大きな累積があって、生活、素朴な意味で貧困の危機、生活というのに苦しむ人達が激増してきました。この問題は素朴な意味でやっぱり一番無視できない問題です。重点は人間としての労働者の尊厳の危機という、私なりの把握の仕方のほうに置きたいと思います。

では最初の問題から始めます。表1を参照して下さい。この原資料は就業構造基本調査の平成14年版をかなり苦労して加工しました。所得というのが非常にたくさん分類されていましたが、それをまとめて合算して、所得階級を150万円未満、150万円から299万円、それから300万円から499万円云々というふうにわけて、そして一方、ステイ

タスを正規従業員、パートタイマー、アルバイト、あと派遣社員、そして男性・女性というふうに更にジェンダーでわける。そこに更に職業分類を加えるという、そういう加工をして、日本の労働者の存在の仕方を全体として明らかにしたいと思ってつくったのがこれです。この1番のポイントというのは、男女区別無くその全部を100%とすれば、男性の正規従業員が45%くらいです。これが45%、日本の労働者の中核であるということはやはり疑いをいれないわけです。女性正社員が18.5%ということになり、その次が女性パートタイマーの13.1%という構成になる。所得階級別の分布をさしあたり全体と雇用形態別、性別のところを一瞥すれば現在の様子というのがわかります。

もっとも衝撃的なことは日本の労働者全体で、150万円未満の人が24%もいること。そしてその次の150万円から299万円までの人が24.7%いるということで、300万円稼げない人が日本の労働者の半分いるということに他ならない。300万円で切りましたのは、いま都会で、一人で生活しているのは300万円かなと。価格破壊ということでもう少し下げるべきだという意見もあるのですが、まあ300万円は要るというふうに考えると、つまりなんらかの形でパラサイトせざるを得ない人間が半分くらいいるのだということです。それを男性と女性とに分けると大きな違いが出てくるのですが、正規従業員の場合というのは、さすがにこの300万円未満というのは、およそ20%くらいに留まるけれども、女性の場合は300万円未満の正

雇用者計 人数(千人) 雇用者中の構成比	正規従業員		パートタイマー		アルバイト		派遣社員	
	男性 44.6	女性 18.5	男性 62.8 1.1	女性 71.9 13.1	男性 20.9 3.8	女性 21.4 3.9	男性 20.4 0.4	女性 51.7 0.9
【主要職業】								
専門・技術	14.4	14.3	26.5	3.8	6.9	5.3	6.9	11.3
管理	3.6	2.2	0.2	0.2	0	0	0	0
事務	22.3	17.3	38.1	8.3	23.8	7.5	22.0	14.2
販売	14.1	16.0	10.0	6.7	12.9	16.0	21.4	5.4
サービス	9.1	3.6	10.3	11.8	18.8	21.1	28.8	7.2
運輸・通信	3.8	6.6	0.5	7.8	0.3	5.9	0.5	6.6
生産・工程・労務	28.7	35.0	12.6	52.5	34.8	36.6	16.2	55.4
【所得階級】								
150万円未満	24.0	1.8	10.8	59.2	86.1	68.8	84.2	15.7
150～299万円	24.7	19.0	43.5	35.2	12.6	26.5	13.7	53.9
300～499万円	24.3	35.0	30.0	3.8	0.5	3.1	0.7	25.5
500～799万円	17.2	29.1	12.1	0.5	0.1	0.2	0.1	3.4
800万円以上 (うち1500万円以上)	8.8 * 0.7	14.1 * 0.5	2.6 * 0.1					0.2

資料:総務省『平成14年 就業構造基本調査報告 全国編』2004年
注:職業分類では保安職、農林漁業職、「分類不能の職業」を省略
正規従業員以外の雇用形態では、所得階級の最高は「500万円以上」

表1 雇用形態・性・職業、所得階級別雇用者比率(%)

規従業員が半分以上なのです。このあと、非正規労働者となると、オーバーに言うと惨憺、目を覆うばかりというような感じです。150万円未満の方というのは、たとえばパートタイマーの男性であれば59%，女性は86%になります。女性パートタイマーの86%は149万円までしか稼いでいない。アルバイトの男性は同じ数値で最低が69%，アルバイトの女性は85%。非正規労働者の中では派遣社員の収入が相対的に高いということがわかっています。これは比較的職種境界が明瞭な仕事も入ってくるからですが、それでもやっぱり300万円未満どまりが多いだろうということです。

非正規労働者の増加について統計を示していくが、現在では30%ちょっとくらいが非正規労働者で、女性は51%くらいが非正規労働者となっている。若者の場合はその比率がもっと高いということです。特に男性の非正規労働者、フリーターが増えています。女性の場合は何といっても主婦パートタイマーの大部隊がいますから若者の比率はそんなには高くないけれども、若い女性の中でも非正規雇用が増えているという、そんなこともあります。

つぎに、「良く作った」と言ってもらいたい気分なのは、この表2の方なのです。職業分類に基づく統計というのは、日本の労働統計のなかでは比較的手薄で、職業大分類以上のところへなかなか

か進めない。それは日本の労働者のアイデンティティというのが職種というところに無いからだということを反映していると考えるのですが、職業大分類のいいところを使うことによって労働者生活の重要な側面である仕事の中身ということを明らかにできるのです。大きな職種というのは、これは事務、順番を順不同でいいますと、専門職・事務・販売、サービス、それから生産工程および労務です。それだけ押さえればまず、男性の場合は運輸通信というのも少なくはない、運転士さんで、まあ、それを押さえればよろしいと。

そのように考えてみると、だいたいこのように言えると思います。現在、サービスならびに生産工程については、キャリア展開を許さない。一生、この袋小路の仕事に閉じ込められるというような種類の仕事が大変多くなっている、と。販売についてもそうです。ちょっとこれは簡単に説明するのは難しいのですが、比較的専門職と事務というのはキャリア展開が長く続く仕事です。その中で事務の下半分というのはキャリア展開の無い仕事になりつつある。販売についても同様です。同時にその販売というのは袋小路的な仕事の割合が比較的多いです。それと生産工程についてもキャリア展開が長くなるものもあるけれども、その初期の技能段階でとどめておくような仕事も多い。

それからサービス職というものにもう少し注意

雇用者20万人以上のグループ(単位千人)					
	男性	女性	男性	女性	女性
雇用者数	24412	10145	2096	2141	7196
所得					
149万円 以下	事務 324 生産工程・労務 323	販売 269 サービス 348 生産工程・労務 461	事務 392／販売 394 サービス 520 生産工程・労務 297	専門・技術 374 事務 1466／販売 787 サービス 1154 生産工程・労務 2207	
150万円 299万円	専門・技術 325 事務 405／販売 605 サービス 355 通勤・通信 411 生産工程・労務 2712	専門・技術 756 事務 1764／販売 511 サービス 599 生産工程・労務 701	生産工程・労務 262	事務 233 生産工程・労務 277	
300万円 499万円	専門・技術 977 事務 1146／販売 1470 サービス 336 通勤・通信 744 生産工程・労務 3527	専門・技術 1033 事務 1268／販売 251 サービス 221 生産工程・労務 216			
500万円 799万円	専門・技術 1285 事務 1599／販売 1260 サービス 344 生産工程・労務 1994	専門・技術 645 事務 411			
800万円 以上	専門・技術 862 管理 297 事務 1035／販売 490 生産工程・労務 436				

資料：厚生省「平成14年就業構造基本調査」2004年より作成
注：主要職業のみ。また男女派遣労働者、男性パートなどの雇用形態を省略。

表2 職種別に見る所得と雇用形態

すべきであって、サービス職というのはよく誤解されるのですがサービス産業の仕事ではありません。サービス産業というと大学や研究機関や旅行社やソフトウェアハウスはみんなサービス産業です。しかしそこの主要職業は専門職であったり販売だったりするため、職業分類としてのサービス職というのは非常に簡単な接客の仕事で、一番多く働いている産業は食品、飲食店業とか娯楽施設で働いているのが多いということです。典型的な職場マクドナルドにちなんで「マック仕事」というのですが、こういった仕事の人が多いです。これを念頭において、職業ごとに分け雇用形態ごとにわけ、更に年収段階で分け、一マスが二十万人以上のものだけを書きだしたものです。

だからこの分類でいうと、もともと数があまり多くない雇用形態、例えばパートタイマーの男性とか派遣社員は除いて体系化して、多く人が働いているものだけです。私は労働問題研究というのは一種の勢力説的な関係、とにかく人を集めているところが大事だという、そういう素朴な思いがありまして、どういうところに労働者が集積しているのかをみると心に關心が深い。それで見ると、男性正規従業員については、多段階にわたって賃金が分布しているということがわかります。これはつまり年功制度の中で、仕事の中身が多少よくなったり、なかんづく昇給があつたりしてあがってくる人たちです。

こここのところの、たとえば生産労働者というのは、わりと企業が大きくて、長いこと工場に勤めていると上がってくるという人たちです。上がり方はもちろん事務よりは生産工程のほうが少ないけれども、まあそれでも上がってくる。運輸などがわりと高いところに出てくるのは、たとえば、いま問題になっているような公務員の市バスの運転手の年収が700万円あるやないか、民営化するべきだ、という攻撃がされているわけですが、それはやはり男性正規従業員だからです。同様に、徐々に、キャリア展開が閉ざされてくるようなところに、ピラミッド状になっています。この中で、100万人以上の労働者の集積があるというのは、そこに労働者グループがあるということです。一方、非正社員グループがあります。非正社員グループの真ん中くらいに女性の正社員のグループがあり、これは上がり方というのが中間であるというふうに、大変よくわかる構造になっています。

また、特に貧困の蓄積という点で見ていただきたいのはもちろん非正規労働者、男性アルバイト、女性アルバイト、女性パートということで、たとえば男性アルバイトだったら、販売・サービス・生産工程労働ということになる。これがフリーターの場合だったら、私がハンズ（HANDS）という、要するに頭を使わないで手だけ使う人たちを表すハンズとして使い捨てられる労働者たちが、工場の一角で働いています。いまはフリーターも派遣社員として派遣会社が集めて工場へ送り込むということをよくやっています。

それから女性アルバイトは事務・販売、やはりサービス、それから生産工程。その生産工程のなかで、大きな装置の監視制御労働では基本的に正社員であって、簡単な手組み立て、それから検査、とりわけ包装は、非常にたくさん人が要るところなのです。これはキャリア展開させる必要がないというところで、パートタイマーを中心に非正規社員になっています。

組み立てでも、自動車の組み立ては正社員を中心ですが、たとえば一番思い浮かべられるのは桐野夏生の『OUT』の世界、弁当工場。弁当工場というのは大量生産の古典的単純労働で流れ作業が行われています。一人がトンカツを入れ、一人が野菜を、一人が福神漬けを、一人がゴハンを入れ、というあれです。これは生産工程の労働者ですが、基本的に全部パートタイマーです。実は食品工業というものの、学問ではあまり注目されないけど、現在の産業社会のなかではものすごく労働者が多い重要な産業だと見ておかねばならないと思います。

このようにみると、女性パートタイマー、これは719万も計上されている大グループです。ここに専門とでていますのは女性専門職の一角に非正規雇用がじりじりと増えてきていることです。これは公務の民営委託みたいな部類に伴うことが多いのですが、やはりこういうのは事務です。それから販売、店員です。これは営業ではありません。販売職は営業と店員とあって、営業というのはどちらかといえば正社員、燃え尽きる人が多いのですが、営業は、始めは正社員。この場合の販売、底辺の販売は店員さん。そしてまたここでもサービス職です。サービス職というのは繰り返し、現代の特に若者労働にとっての重要性ということを強調しておきたいと思います。現在普通高校で

卒業する人の最大職種は、かつては生産工程でしたが、いまはサービスかもしれません。サービス産業ではありません。サービス職です。それから先の弁当工場の例でいいました生産行程。そうすると、所得149万円以下に、どんなにたくさんの人々が働いているかと、累々と重なっているというふうに考えてよろしいと思います。

このように職業と雇用形態と所得によって格差づけられたこの職業世界のパノラマが、現代日本の階層構造の大きな特徴です。今の非正規労働者は昔の臨時工とは違って、やがては正社員になれるという経過点ではなくて、非正規労働者たることは少なくとも継続的にもしくは永続的、あるいは生涯的かもしれないのです。このように労働の世界から生まれてくる階層構造があり、その生活が大変だということは言うまでもありません。『文芸春秋』3月号に、東京足立区の貧困者の優れたルポがあります。これは大変生々しく、現在は、生活苦の問題を無視することはできません。

III 職場における人権をめぐる問題

最も申しあげたいこととして、もうひとつの、現在の職場における人間としての労働者の尊厳の危機の有りようです。つづいてその領域の問題に注目することにします。それについてこの図1を作りました。この図表と資料は、私が作ったものですが、こんなふうに把握します。職場における人権の抑圧や差別というのはいろんな形態がありますが、それを座標軸上で見ています。そのX軸に合法か、非合法かと置いています。この場合の非合法というのは労働基準法とか労働組合法とか男女雇用機会均等法に、明らかに誰が見ても違反だと明瞭にわかるもの。もうひとつ左手、これが厄介なのです。これは、合法と見なし得る、あるいは合法かもしれないけれど争う余地のある問題。ここが現在の問題です。それからもうひとつの軸は、そういう差別や抑圧の対象が何らかの属性に基づく集団的なものであるか、あるいは個人に来る抑圧・差別であるかというのがY軸です。

たとえば、非合法で個人の抑圧になるというものは、これは暴力とかセクハラです。暴力と書きますのは、そう伊達に書いてあるわけではなく、

現在若者を雇っている、そしてノルマが達成できないとか、損害を与えたとかいうことで容赦なく殴るというような、そういうヤクザな企業というのは少なくありません。職場における暴力というのはそう珍しいことではなくなっているということです。ヤクザみたいな企業というのはたくさんあるわけで、これはもちろん非合法です。刑法に触れるし、セクハラも現在では明らかに非合法とみなされる。非合法の措置で階層一括の抑圧というのは、たとえば、従業員を頭ごなしに、全ての女性従業員を差別する、採用で差別したり職務配置で差別したり賃金や雇用期間で、女性だから、というので全部の女性を差別する、これは男女雇用機会均等法「違反」になる。女性の全部を一般職、男性の全部は総合職ということにはじめから決めたら、これは非合法です。

次に左に移って2の第二象限です。合法的な措置で階層一括のものというのは、非正規労働者を一括して、制度的に冷遇するということですが、これは日本では合法です。ここどころが一番深刻なところで、脇田さんたちが闘っておられる一番のポイントなのですが、非正規労働者だから賃金が低いとか、非正規労働者だからキャリア展開がないとか、あるいは会社にある制度が適用されないとかということは、それ自身は非合法ではありません。均等待遇の法律は未だ通っておりません。女性の一括差別は非合法だけれども非正規労

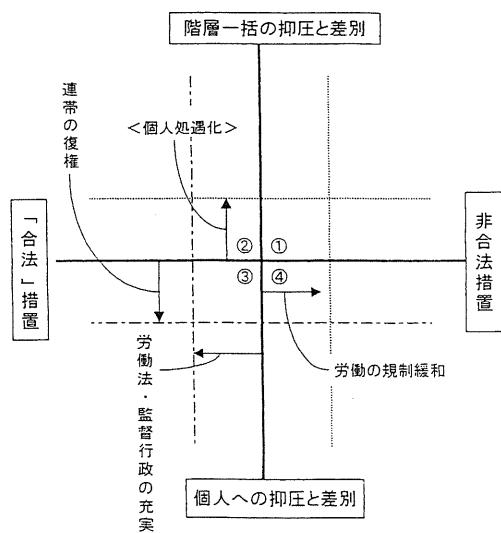


図1 職場における労働者の尊厳の危機

労働の一括差別は合法です。従って、女性「だから」差別しているのではなくて、「非正規社員だから」賃金が低いです、と言い得る余地があるということになっています。

先述した下層労働者の累積とか低賃金労働者が増えてくる、その人たちが生活に困るということ自身は、何ら法律で問われるわけではないのです。最低賃金さえ守れば賃金が低いからということ、「お縄になる」ということは、無いわけです。そう考えてみると私が議論をどこに導こうとしているかということは明らかで、現在の人権抑圧の一番の厄介なところは第三象限になるということです。この第三象限は、合法的な個人の受難ということになるわけであって、労働者個々人に差別や抑圧がかかる、しかもそのことについて直ちに非合法とは言えないということになる。これは広義のいじめです。従って、いじめ問題の今日的重要性というのは決して学校に限られるわけではない。そういうことで学校におけるいじめの先生は、ちゃんと職場にあるといつてもよろしくないです。いじめの諸形態そのものの分析というのも、実は大変おもしろいのですが省略します。

統一的ないやがらせはもちろん、たとえばものを隠すとかものを汚すとか、こういうのは上司や同僚がやる場合が多いのですけど女性たちの多い職場ではこれは決して小さい問題ではありません。これがために辞めたりストレスに陥ったりするということもけっこうあるわけです。何でこんなことが行われるのだという、バカラしくなるようなことなのですが、やはり有ることはあるし、「お局様」の嫌がらせみたいなもの、それはそれなりの背景はありますけどもやはりあるのです。これも「お局様」がいじめたからといって非合法というわけにはなかなかなりません。そういう低次元なものからはじまりまして、一番大きなところは、配置と仕事の与え方の差別ということです。実は、仕事の与え方、人の動かし方ということは、いま日本の労働組合規制が徹底的に後退しているところです。もともと弱かったけれども特に徹底的に後退しているところですから、ここでもって、その支配が行われるということです。

この分野で一番ひどい場合が、嫌がらせによって辞めさせるためには仕事をさせないことであるということになります。それまではずっと管理職や事務職の仕事をしてきた第一線の労働者を清掃

労働にしたり、社内に手紙を配るという仕事にしたり、あるいは構内の草むしりの仕事にしたりというようなこともあります。これは非合法ではありません。特に日本は労働契約で仕事の内容を契約して入るということはありませんからどこでどんな仕事をさせようと、それ自身が非合法ではない。これはオカシイやないかというと、そしたら清掃労働をバカにするんですか、と。どんな仕事であっても企業にとっては大事じゃないですかと、こういうふうに返すようになっていますから、日本の労働の建前みたいなものを逆に使われるということになる。そういうことが、例の日勤教育、JRの日勤教育の場合でも草むしりをさせるというふうなことに現れてきて、労働者にダメージを与えるということになるのです。仕事をさせないという訴訟は関東でも関西でもあります、関西ではファンケル化粧品が最近有名です。

関東ではセガ・エンタープライゼスです。辞めさせたい労働者を10人くらい呼んで来て、20畳くらいの窓のない地下の部屋などに入れておく。あなたの仕事はここで反省することです、という。自分のパソコンや携帯電話など持ち込んではいけないという。みだりに出てはいけない、それは職場離脱だという。それが職場だというのです。そこにいることが職場の仕事だという、そういう遭遇。すると3ヶ月くらいの間に10人おれば7人くらい辞めていくでしょう。それで裁判沙汰もおこって、その裁判で一人勝ったのです。勝った理由というのが、そんなふうにしてもやめなかつた人を会社は能力不足ということで解雇した、この人がなぜ能力不足かということを証言せよということを迫られて、ついにその人に能力がないということが立証できなかつたので解雇が撤回されたという例なのです。

裁判の過程で私が一番注目したのは、そのところです。仕事をさせないでずっと置いておくということは遂に法律からは問うことはなかったということです。これは私、労働基準監督署の人にも訊いたのですが、仕事をさせないというのは労働基準法違反ではありません。仕事をさせて給料を与えないのは労働基準法違反ですが、給料はあたえても仕事を与えなかつたら労働基準法違反ではない、問題はこれなのです。

つまり合法というもので個人にかかる扱いが一番厳しいところがそこです。その裁判でもそのこ

と自身は決して問われることはなかったのです。広義のいじめ問題の今日的通用性というのは、その第三象限の問題になって現れています。そしてここが拡がってくる可能性がある。どう拡がってくるかというと、この図の矢印で書いていますように、まず労働の規制緩和が法の次元で進んでいるからです。規制緩和ということは、働き方、雇い方の自由化なのです。このことは、Y軸を右に移動させることになる。その次に、労働者の処遇が能力主義的・成果主義的になってきています。

このことは労働者の個人処遇化が増えているということです。だから労働協約もしくは労働法によって決まる労働条件の部分が低下して、上司の、労働者個人に対する評価によってきまる割合が増えるということになるのです。能力主義化、成果主義化というのは畢竟、労働者の個人処遇化ということなのです。従ってこのことはX軸を上に引き上げるのです。これをこういうふうに引き上げることによって第三象限が膨らむ。だから第三象限が大事なのです。X軸を下へY軸を左へというふうに一番おわりの行に書いていますのは第三象限を縮めようということです。

大切なことは、能力主義的な処遇ゆえに、労働者が一種強制された自発性というものによってがんばる。そのがんばりの結果にもかかわらずいじめられるという、微妙なバランスの関係に他なりません。その点について2例あげますと、一つはホワイトカラーのノルマの個人的決定の場合があります。森岡さんの長時間労働と関係があるわけですが、私はサービス残業の本山は、こういうホワイトカラーのノルマ決定の、強制半分自発半分という決め方であると考えております。

ホワイトカラーのノルマというのは、始めはたいてい頭から押し付けるのではなくて自己申告書でこれだけがんばります、というふうに出す。その自己申告書に基づいて上司とサラリーマンの面接において上司は高い期待をする。「あなたはもっとやれる。控えめすぎはしないか」、そういう励まし半分みたいな言い方をする。ここがダメやと言われているのではなくて、「お前はやれる、がんばれ」、て言われているのです。そうすることによって、始め申告したノルマを自発的にひきあげていく。会社がさせようと思っていたようになっていくとは限らないけれど、近いところまではいく。そこで「これは男と男の約束で、これはやる。」

というふうになる。ノルマの自発的な引き上げをおこない、それを達成しますという約束が行われる。その約束が成るやいなやその達成は至上命令化して、そのときすでにサラリーマンの頭の中では仕事というのは9時から5時まで働くことだ、というようなことは消え去ってしまっているのです。そうするとあとはいくらでもサービス残業に走ることになる。これがストレスの最大の背景です。過労死の一番の土壌だと、私は考えております。

もう一つの例としては2002年くらいにピークを迎えた退職勧奨についての労働者の反応に伺うことができる。これも最先端はいじめに他なりませんが、この退職勧奨というのはどの企業においてもだいたい全部満たされた、ということに注目したい。希望退職募集への反対闘争というのは全然なくて、たとえば5,000人募集したらどこの会社でも5,200人で満たされたものなのです。その満たされることの背景というのは何かということが注目されます。

これは『リストラとワークシェアリング』という本の中で分析したのですが、まず多くの会社で従業員のランク付けが行われます。あなたはA、あなたはB、あなたはCとかいうふうに、いままでの評価の棚卸しみたいなことをやって決めるわけです。Aというのは絶対残って欲しい人、Bというのは、ま、どっちでもいい、Cは絶対やめてもらいたい人、というふうに。そしてその後は、Aにはちょっとだけ、Bにはほどほどの、Cには大変執拗な退職勧奨の面接が延々と続くわけです。何週間と続くわけです。Cで、「私はいやです、ここで働きたいんです。」というふうに言うと、その人については夜に家に電話がかかってきたたり、ありとあらゆる嫌がらせみたいなものがある。「わたしは会社を愛しているんです、働きさせてください。」「あなたにしてもらう、働いてもらう仕事は残念ながらありません。そんなに会社を愛しているのだったら外から見守ってください。」と言われて、そんなことでだんだんと引き受けさせられていくわけで、それを拒む者は、先にいいましたように、ものすごい閑職、あるいは補助的な仕事に、やりがいをなくすような仕事につけたり、仕事をさせなったりするということになります。労働者は、そのように拒んだ場合、どうなるかわかりませんから結局自己都合退職をするということ

とになるわけです。

IV 階層的差別と個人的差別

私がここで特に指摘したいことは、能力・成果主義的な個人の選別というのは正当であるということは、だいたい時代の合い言葉みたいになっていて、そこまでみんな承認するようになっているということです。たとえば機会の平等が整えられてない場合には、それは差別であり旧いというふうにいう。しかし機会の平等があるとすれば、その結果、能力や成果というものが評価されている、それによって厚遇冷遇の差がある、ということは正当だという意識は、あるいは仕方がないという意識は、かなり私たちのなかに浸透しているのではないか。それが時代の様相なのではないかということを、少し見たいと思うのです。

私たちは女性差別とか外国人差別、第一組合員という言葉はもう懐かしい言葉になってしましましたが、第一組合員に対する差別ということは不当であるという。つまり社会的差別については弾劾することに慣れております。しかし、自発半分強制半分で結果を呑まざるを得ないような、能力と成果による選別については仕方がないというふうになっているのではないか。そのことを一度問い合わせてみる必要がある。能力や成果によって選別される場合は、なぜ自分が冷遇をうけたかということの理由が、自分の努力が足りなかったのです、とか自分の能力が足りなかったのだと自己責任のほうへ帰ってくるという、そういう関係がどうしてもでてくるわけです。それは、強要された個人の受難、他の人に相談することができない、ということになる。仲間というのはサバイバル競争の中にあるわけですから、誰かが能力や成果が不十分なので辞めてもらいます、あるいは昇給しないということについては、これを飲み込まざるを得ないという職場の風土になっています。だから第三象限の抑圧に対して連帶的な抵抗は大変困難になってくる。そして第三象限のいじめのようなものを媒介にしたリストラに対しては、孤立と孤独に苛まれた対応しかできない。

たとえば、「自分は第一組合、闘う労働組合のメンバーだったからクビになったんだ。」とか、「今の日本では、既婚女性というのは働き続けら

れないからお母さんは辞めなさいといわれたんだよ。」ということは、子どもに言えるのです。だけど「あなたには能力がないんだといわれた。会社で働くところがないんだ。」と子どもに言えますか。今の日本のリストラというのはそういうことなのです。そのところを見ないで社会的な差別だけに注目してはいけない、と私は言いたい。社会的な差別は悪いです。しかし能力主義的な選別というものは、何が能力であるか、何が査定されても仕方がないのかということについての、労働者の充分な納得と合意なしに進みます。このような納得と合意なしに、ある人々が受難に陥るということについて、もう少し私たちは思想的な反省をするというが、思いを致す必要があると思います。

こういうふうな、能力や成果によって処遇が変わってくるということが社会的な合意になってきますと、私達の平等論は機会の平等論に限定されます。機会の平等論に限定されると、その後は格差の程度を問うという思想性を失います。格差は、二極分化になってきたとよく言われますね。そして格差があるとかないとか、格差が良いとか悪いとかいう議論が、よくなれます。その前に、その格差というものが不可避であるか、と言えば、答えはイエス。それはどんな社会主义の国でも、平等なんていうのは達成されたことが無いと言ってよろしいと思います。格差が生まれるということの不可避性の認識というものがあるのです。格差が拡大している現実とか、格差の現実の肯定とは別のものであって、私たちが格差についてよく議論すると、格差というのはどんな社会でも生まれます、という議論、それでもっていまの格差の肯定みたいなものに、つながれてしまうという議論を見逃しがちになってくる。

そうなってくることの背景は繰り返しますが、平等が機会の平等に限定され、選別の原理や能力、成果主義というものを肯定してしまうと、そうななるのだということを深く理解する必要がある。これが能力や成果主義が浸透している時代に、職場の人権の問題を考える大切な要点ではないかと思います。この人権問題と化した労働問題に対処する方途について、新自由主義的な対応というのは、離職とか転職、あるいはその変種としてエンプロイアビリティを身につけよう、強い個人になれという、そういう勧めなのです。

しかし多くの労働者にとって、この勧めの通用性は大変限定されていると私は思っています。転職すれば待遇が改善される可能性は、一般的に、よほど有利なヘッドハンティングでない限りは難しい。特別に売れる能力、しかも社会的にかなり確定した専門職の場合は別でしょうが一般の労働については転職するよりはその場で、経験の力をもって支配に抵抗する力を持つていった方が賢いと考えたいと思います。

労働基準監督署や労働委員会、個別紛争処理機関や裁判所に提訴するということは、たしかにどのような効果があるのか性差別裁判のような、日本の労働運動が性差別というところに、大胆にお踏み出すことができないような現状では大きな役割を果たすということは言うまでもありません。ただし、合法性の領域そのものが広がっているから、ひどい待遇というのがなかなか非合法とされないということがあるわけです。これは男女の扱いということだけが例外みたいですが、一般的にはそうです。あとは森岡さんが問題にされると思いますが、ホワイトカラーについては労働時間について、所定内労働時間と所定外労働時間が支払われるとか支払われないとかという区分をすることと自身を無意味にするようなホワイトカラーエグゼンブションの動きがあるわけです。

合法だといえる領域がどんどん広がってくる。そのことは訴えの余地が少なくなるということなんです。労働基準監督署は力は強いけれど、労働基準法に違法と書いてないことについては原因が何であれ絶対に動きません。もうひとつは職場の問題、職場の労働者の受難に対しては、証拠と証人が得にくいことです。要するにサバイバル的な競争の波の中では仲間から証人が出てくるということは難しいということです。私は長い間、東芝府中の人権裁判というのに関わりましたが、その中で痛感しましたのは1万人以上いる東芝府中の工場の中で、いじめみたいなものの証人に公然と立つのは3人です。そしてそのほか、隠れキリシタンみたいなのが10人くらいです。その人々は黙礼で挨拶してくれたりカンパを出してくれたりするのです。基本的に個人の受難に関しては、職場の仲間からは証人は得られません。そういうふうなことが大きな限界になってくる。

そうするとやっぱり難しくても王道は、労働運動ということになる。その労働運動は、能力・成

果主義を相対化し得るような、競争の枠組みを作ることを目指す。競争の枠組みと控えめな言い方をしましたのは、完全に反競争的な哲学を培うということが難しいという面に立って言ったのです。

労働者にとって基準のない、基準がわからない、闇の中の競争の心労は計り知れないものがある。たとえばAという労働者の賃金が40万円、Bという労働者の賃金が35万円。労働者にとって働きやすい賃金というのは何か。この人がなぜ40万円であり、この人が何故35万円であるのかを労働者がわかっている。そしてこの5万円の格差があるという理由を労働者が納得している。これしか労働者にとっていい賃金はないのだ、という言い方を私は講演などします。

そのことは、たとえば何が評価されるのかといふと、その評価というのがどの程度その待遇に反映されるかということ、その二つが規制されているということです。それが能力・成果主義を相対化するということなのです。そういう関係にしても、労働組合は労働者個人の不満を全部聞かなければいけないということは無いと思います。いいかげんな勝手なことをいってくる労働者は絶対いる、どんな制度でも必ず不満を言う人はいるというのは現実です。だから労働組合はみんな聞かなければならぬということはない。しかし文句を言ってくる労働者について寄り添わなければなりません。そういう点から今の日本の労働組合に対して私の、一番あたまに来ることがあります。過労死だったりイジメだったり男女差別であったり、或いは仕事をさせないといったひどいことが職場で起きたとき、そのことを新聞記者が労働組合の幹部にインタビューします。すると言うことは決まっているのです。「その問題は組合に上がってきていらない」と。どういうことかというと、それはその労働者と上司の問題であるということなのです。つまり、組合機能は大手町や本町にだけにあって、労働現場には無い。労働現場を支配するものは上司と労働者個人の関係になってしまっている。ここなのです。支配の中核のところを問題にする労働組合でなければならないというのが私の意見です。労働組合は大事な問題を、結局は取り上げない。

なぜかというと小選挙区的エージェントの決定が行われる。ここで力説したように労働者の個人としての受難というのは数からいったら、必ず職

場や企業の少数者の問題ということです。職場単位、企業単位でどの問題を取り上げるべきかというと多数決で決めていきますから、日本全体でいじめや性差別や、あるいは過労死がいくらたくさんあっても、小選挙区的決定によりそれは労働組合の決定、エージェントの問題にならないのです。どんな職場にも革新政党というものが別ですが、社民党とか共産党とかいうふうな人が少しずついても、それぞれの小選挙区で少数であったら議員が出てこない、そのことと同じ関係がやっぱりでてくると考えます。それは実は社会的に見ると大変重要な問題であるが、しかし職場の労働者全員が陥っているという問題ではない。このような問題は労働組合の問題にならないような構造に、いまなっております。

そのくせ労働運動の担い手たちは、口を開けば社会的労働運動、社会的に納得できる労働運動ということを言うのです。それは大きな欺瞞だとい

うふうに私は思います。こういう決定のメカニズムによって、実は市民たちが最も労働組合運動に期待を寄せる契機となるような、イジメの問題とか過労死の問題とか、性差別の問題を取り上げないのです。いわゆる制度政策の問題だけを取り上げる。それを社会的労働運動と呼ぶことになっている。そのところに非常に大きな不幸がある。労働問題が社会的に大きな問題を引き起こすということは、JR 宝塚線事故を見れば明らかではないか。たとえば過密ダイヤの問題であるとか余裕のない勤務の問題とか日勤教育のひどさとか、労働者が発言権を失ってきたということは、100人以上の死者を出さなければ、労働の問題が大事だということに気づかないまでに、私たちの市民意識というものは労働そのものに対して感性を失っているのだ、ということに注目すべきだと思います。

(くまざわ まこと 甲南大学)

労働法制の大改正は 何をもたらしつつあるか

本稿では我が国における派遣労働の実態と昨今における労働法制の改正について述べたい。

WAKITA Shigeru
脇田 滋

本稿は2006年3月の春季研究交流集会における報告を下に編集局の文責でとりまとめたものである。

はじめに

まず、最初に、日本の労働法は過去20年間に大きく様変わりしたということを特に強調したいとおもいます。労働法における研究者には、上からモノを見る「鳥の眼」研究者というのが多い。特に職場の具体的な状況を環境統計や調査をそのまま鵜呑みにしてしまいます。例えば、「派遣は労働者も求めている。そういう新たな雇用形態である。」というようなことを言いかちなのです。他方、私は、「虫の眼」研究者、鳥瞰に対する虫眼的な見方で、森の中で落ち葉の下で蠢いている虫の立場で現実を研究しようと立場です。

I 派遣労働の実態

派遣法が1986年に施行される前から、私は派遣労働に関心を持っていました。大阪の法律家の団体で相談活動を行い、1996年にインターネットで派遣110番の開設をし、メールでの相談を受け付け始めました。そうすると、待っていたかのよう

に、多くの相談が寄せられるようになりました。

その中でも、ニコン事件というのがありました。去年の3月末に、ニコンという世界的な企業の熊谷製作所に、東京都立大学を卒業間際に中退をした23歳の青年（上段勇士君）が、派遣されました。彼はビル・ゲイツを目指し、アメリカ留学の資金を稼ぐということを目的にしていました。

派遣したのは、クリスタルグループという京都発の会社の子会社でした。この会社は、京都が生み出した悪の会社、「異形の帝国」と『週刊東洋経済』が取り上げた、年商5000億の派遣会社、パソナよりも売上が数倍多い会社です。工場関係やフリーターをターゲットにした請負会社です。具体的に、どのような会社かというと、端的に言って違法な偽装請負の人貸し会社です。

そのクリスタルグループの一つの会社、ネクスターという会社に上段勇士君が雇われたのです。半年ほどして、連続勤務などもあり、特に最後の検査の仕事で非常に過密な労働や、クリーンルーム等、非常に緊張を強いられる環境で正社員並みに働かされました。そして、十数日の連続勤務の末、ネクスターの用意した独身アパートで、電気のコードで首を吊っていたのです。川人博という過労死弁護団の中心メンバーの弁護士が付いて、私は支援の会副会長をしています。幸い、去年3月に東京地裁は、このネクスターと受入先のニコン両方の健康配慮義務違反の責任というのを認め

ました。ただ残念ながらクリスタルグループの会社の違法は逃しています。本筋はとにかく損害賠償責任で、違法派遣ということは特に焦点ではありませんでした。

まずこの例から分かることおり、派遣労働者というのは、自由な時に働いて、嫌な上司だったら辞めてというような気楽な雇用形態ではなく、現実はむしろ逆です。ニコン熊谷ではそういういくつかの違法派遣の会社が入っており、「お前の働きが悪かったら、もうそこの会社を打ち切る。」と言うわけです。そうすると他の社員にも迷惑がかかるということで、不安定な雇用条件も合わさり、正規の労働者以上に圧迫がかけられています。この上段くんは鬱病でした。彼の最後の段階での様々な活動を、精神科医の鑑定によって、鬱病だという鑑定検証がでて、鬱病を外患にして過労自殺をしたのだということが裁判で認められました。

次にヨドバシカメラの事件です。これも去年の10月、東京地裁で勝訴しました。この例も、二重派遣的に、携帯電話を売る職場に派遣されてきた若い労働者です。ある日、この人は決められた出勤時間に10分遅れたのです。そしたら、派遣会社の社員とヨドバシの現場の責任者が、鍵を閉めて叱りつけ、さらにトイレの掃除を命じ、便器を完璧に磨いた上で、それを舐めろと強制しました。それに耐えかね出社拒否し、母親のところへ逃げ込みました。そして、それを派遣会社の社員が探し出して、その母親の目前で殴る蹴るの暴行を行い、重傷を負わせるということをしました。当然のことながら、刑事事件にもなりました。この母親と本人が派遣先のヨドバシと派遣会社を訴え、3月に高裁でも勝訴しました。

この二つの事例にあるように、とにかく、暴力を使います。このような暴力事件を起こす派遣会社がのさばっています。またクリスタルグループのオーナーの林さんは、滋賀県の長者番付で一番です。その一方で、過酷な労働環境の中で若者が搾取され、暴力まで受けているのです。

II 労働法制における規制緩和

次に、過労死、過労自殺者が増加しています。私は労働基準オンブズマンで不払いを追及する活動していますが、さすがに労働基準監督署も動き

出してくれています。しかし、それでも、信じられないような莫大な違法不払い労働というのが蔓延している。しかも、今これが、合法の方に追いやられるような状況が進められようとしています。

労働組合の組織率が毎年低下しているということも問題です。特にこの20年間非常に強まっています。それから、経験ある労働組合の活動家が次々引退し、労働側の弁護士というのが非常に少なくなっています。研究者に至っては、労働法研究者を育てている大学が数えるほどになっています。国立大学はほとんど東京大学系が支配しています。あるいは公益委員になると、運動に関わらないという状況もあり、日本の労働法そのものが消滅の危機に直面しています。

この間、雇用、労働分野の規制緩和というの非常に進められました。法的な点から見れば、1983年が大きな転換点でした。1981年に臨時行革が始まり、1983年に「職場の再編」が行われました。そこでパートバンクというのが設置されます。既にパートタイマーというのは入ってきていたのですが、一体パートタイムとは何か。一時パートや、非常に長く働くパートもあります。また、ヨーロッパ的な純粹パートといってフルタイム労働の時間契約的な待遇を受けるというものもあります。

しかし、日本の場合にはそういうパートタイムではなくて、103万円の扶養控除、あるいは130万円の社会保険の被扶養者基準以下に合わせた雇用形態なのです。しかし、これも、まったくどこに根拠があるのか分かりません。ともあれそれが基準となり、130万円を上限とするような雇用形態となっています。これは、正社員の雇用に比べて明らかな差別待遇であるということで、当時の労働行政の通達で、望ましくない雇用であると言っていたのです。ところがこのパートタイマーについて良くないということを言っていた労働行政自身が、パートバンクを作り、都心部、例えば梅田で、パートタイム型労働を紹介するということを始めました。これは不安定雇用を労働行政が公的に追認することを意味したのです。非合法であるべきものを、合法とする通則となったと思います。

それから男女平等の議論の中で1985年に雇用機会均等法が制定され、「保護ぬき平等」ということが叫ばれるようになりました。特に、女性独自の生理休暇が槍玉に挙がっていました。あるいは

残業規制も含め、女性をより強く保護している点を改めるということが入り、労働者派遣法がこの段階で制定されました。すでに以前、経済同友会が中間労働市場論というのを主張していました。それは、「今後、特にコンピュータ関係の労働者が増えてくる。男性であってしかもツブシがきかない、そういったコンピュータ関係の労働者が入ってくるのをどう処遇するか。」という問題意識から始まり、これまでのような男性のゼネラリスト的な採用をやめる。彼らは中間的な派遣会社に組織し、正社員として長期に雇用することをやめ、外部に追いやることで、高い賃金、費用で情報サービスを買うのは避けるというものでした。そして、当然のことながら、その提言の中で派遣を推進すると言っています。これは、女性を、非定期非正規職として処遇する、あるいは派遣職として処遇することが狙いでした。

そして、均等法と合わせて派遣法が制定されます。コンピュータ関係の労働者の中間労働市場論も合わせて、派遣の中に流し込まれることになりました。その結果放送会社が現場での請負を使った違法派遣を避けることが、出来るようになります。

それまでは、民放労連など数少ない組合が職安法闘争を行い、特に京都の場合にはKBS近畿放送の事件があり、正社員化を実現するなどの成果をあげていたのです。職安法摘発闘争への対応、女性を総合職、一般職という隠れ蓑の下で、事实上、非正規職と派遣職で補うという目的、それからコンピュータ関係でこれから増える男性労働者を正社員にせずしかも職種別の組合に追いやらず、派遣会社に組織するというような、大きく三つの狙いをもって派遣法ができたと言えます。

III 規制緩和の問題点

派遣法は、法的に見ると、間接雇用の一部合法化と言えます。戦後の民主的な労働法の原則は、労働者を使って直接指揮命令をしてその労働によって一番利益を得ている者が法的に雇用責任を全て負わなければならぬことになっていました。これが職安法44条の、あるいは労働基準法の6条です。間接雇用の原則禁止、言い換えれば直接雇用主義です。労働者を直接利用している者が法的な

責任を全て負うことが大原則だったのです。

これは実は、日本の当初の対応はむしろ弱かったです。アメリカのニューディーラーの方が、労働関係の基本だということで、間接雇用の制限というのをかなり強く押し込んだ、という経緯がありました。職安法もできた時には受入先の処罰規定はありませんでしたが、1年後、アメリカの強い指導などもあり、供給先の処罰というのも盛り込まれました。これは戦後労働法の一つの主要な内容でしたが、1985年の段階で一部が削られました。それなりに規制を新たに作り、闇に隠れたものを表にして、許可制度のもとで取り締まるというのが建て前だったのです。

しかし、先ほどのクリスタルの事件のように、労働行政はこれ以降、ほとんど規制を加えてこなかったというのが事実です。1988年に40時間導入ということを名目に弾力的な労働時間制、変形労働時間制が導入されました。週40時間制導入の経過措置が名目でしたが、弾力のところだけが非常に大きくなってしまったということです。そして、1995年にいわゆる日経連の「雇用三分化論」が出て、派遣を中心に規制緩和が強く言われ、1996年から99年に派遣法の大改正がされました。

派遣法ができる際、高梨昌さんが派遣法生みの父ということで、私は高梨批判を行いました。ところが規制緩和路線が強くなりすぎた結果、高梨さんが原則自由化したら危ないと言いただし、なぜか脇田と高梨が一緒に方向で派遣の自由化に反対しているということになった。逆に労働省自体がこの段階では規制改革の、新自由主義の方向からかなり攻撃を受けたのです。

1999年、2003年にも派遣法がまた改悪され、それまで派遣労働にほとんど関心持ていなかった大阪大学の小島典明という方が、突然派遣は自由化すべきだと言い出しました。彼は労働省でも評議會は芳しくなくて、むしろ宮内義彦さんとかの、新自由主義のお先棒で労働法自体をぶっ壊すということに使命感を持っている労働法学者です。それから2003年には労働基準法の場で有期契約の上限を緩めること、裁量労働の導入など、このような体制になってきています。

去年の9月に、「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会報告」が出ました。これは今、労働政策審議会で議論が始まり、2007年、今年の末から来年にかけての法改正で議論されることになっ

てきます。

その中身の一つがホワイトカラー・エグゼンプションです。この9月の報告書にはそのホワイトカラー・エグゼンプションの検討の必要性ということは示されていますが、具体的な中身はまだ出ておりません。この研究会報告書の内容には、いくつかの問題点が指摘されています。一番の問題は、労使協議のために労使委員会を増設することです。今は三六協定や、就業条件の意見聴取は事業所の過半数代表を必ず選ぶことになっています。しかし、それを常設の労使委員会を設けるということです。ここをどう考えるかということが一つポイントになります。それから解雇について、金銭解決を認めることです。現在、原則は、解雇が無効であれば元の職場に戻ることになっています。しかし、「一度壊した労使の信頼関係の中で元に戻るというのはなかなか現実でも少ないだろう、だからもうお金で解決する。」と言うことです。しかし、これは労働者が選ぶのではなく、使用者がそれを選ぶということで、金を払えばもう労働者の解雇は問題無いということを許すようなことが提案されています。

それから労働条件を切り下げる、変更解約告知というドイツの考え方を導入しようとしています。労働条件切り下げか解雇かどちらを選ぶのか、労働条件切り下げを断りながら、雇用が継続できるという従来の方式をやめて、雇用継続型契約変更制度という、要するに労働条件切り下げを使用者の方がしやすくなるような制度が提案されています。そこが労働側から、強く批判されているところです。

IV 非正規雇用の問題

私は、この報告書にはより大きな問題があると思っています。非正規雇用の問題についてはほとんど何も言ってない。判例のこれまでの蓄積を整理して示すということがポイントだったはずです。非正規労働の問題を論じないということにあらわれているように、労働者の中に多様なものがあるのだ、それについて中立的に対応し、現にある多様な雇用関係を前提にすると。ただ問題は情報の格差と交渉力の格差があるため、そのあまりにも大きな格差を是正すべきだとは言っているものの、

実際に求められている非正規に対する法案については、具体的には提案していないという点に大きな特徴があります。

次に、労働者についても自立的な労働者が増えしていくという認識で、使用者と話し合いを対等にできる労働者像を想定している、これらの事がこの報告書の特徴です。この報告書は実際の法改正にどのように使われるのか、経団連も、あまり望んでないという面もありますが、どういった方向に動くかということはまだ予断を許さない点があります。

戦後の日本の労働法は、ヨーロッパとかアメリカの影響を受け、法の本質を判断する時に、法における人間像ということを問題にしてきました。日本の労働法は、従属労働者ということを軸に構築をされ、その解釈や運用もその概念を基本に展開されています。しかし問題は49年に労働組合法が出来て、企業別組合というものを念頭にした、そういう法体制というか労働体系ができたことがあります。一応80年代の初めまで、日本的雇用における正規従業員というものが労働者像の典型になってきました。この労働者像は世界的な標準とはかなり違う。ヨーロッパ的には仕事別の労働協約に基づいた、超企業的な労働者を念頭に置き、それが労働組合を組織するということになっています。ところがそれにもかかわらず、80年代初めから先ほど話しましたように、この正規従業員に代わって、非正規従業員というのが労働法の世界で公認をされ、しかもその後は徐々に大きな位置を占めることになりました。

これは様々な意味を持っていますが、私は二つ大きな点を指摘したい。一つは、80年代の非正規労働者の拡大は、労働組合を無力化することに大きな特徴があることです。労働者派遣法に注目すると、職場での労働者連帯を変質化する、労働組合腐敗促進という意味があるのではないか。つまり、同じ職場に、同じような仕事をする労働者がいる。しかし日本の労働組合というのは同じ使用者のもとで雇われている人の組織です。そうすると例えば放送会社の正社員のばあいは難しい試験を受けて、何倍もの競争をくぐり抜け、朝日放送や読売テレビに入る。その正社員と、横から例えばカメラを操作する、あるいは照明を操作する、メイクアップをするといった人々は、請負の形を使って横からも入っているわけですね。そこで、

なかなか連帯できないのです。

民間放送の例をなぜ挙げるかというと、民間放送は民放労連が非常に指導的な組合で、こういう非正規雇用については組織しなければならないということで、各単組で議論するのです。民放労連近畿地連というのがあります、そこはそういった放送会社にいる下請労働者を地域で、近畿地区労組というのを作り、そこに組織するわけです。しかし朝日放送の組合は正社員だけで、朝日放送にいる下請けの人たちを自分の組合に入れるということはできない。議論として、できないのです。自分たちは違うのだということです。民法労連の産別の幹部は、そういうこと言ってはだめだということで何とか組織をしようと、地域労組という形にして、毎日放送の下請け、読売テレビの下請けを全部あるいは一部を集め、近畿地区労組を作りました。こういうことをやった組合というのはありません。

正規の組合は企業別に正社員だけで組織され、同じ職場に、同じような仕事をする労働者は、別会社のしかも大企業で組合のあるところに派遣というのは最初入ってきますから、正社員は高い大企業の賃金で、派遣の人は横から入ってきて中小零細の賃金で働くことになります。大企業で中小零細の並みの賃金で働く労働者というのが派遣労働者の特徴です。派遣労働者が最初に入るには大体大企業で、しかも組合のあるところに入っています。そうすると労働組合の本来であれば職場全体を代表して、その交渉代表として、企業に対抗するとか、地域あるいは産別、職種を代表して、使用者団体と交渉するというのが本来の労働組合ですが、それをしない。自分たちは恵まれた正社員としての条件で、それだけを守る。横に低い地位と労働条件の労働者がいても守らない。労働組合は要するに特権的な一部のエリートの代表になっていくということです。

派遣法ができた時から、これは数十万の派遣労働者の問題ではない。労働組合のあるところに派遣労働者が増えるのだから、労働組合の存在意義が問われることになる。組合が闘えない、闘わないということであれば、いずれ組合に対する非難があり、組合は特権的な地位をいずれ追及される、社会的な非難を浴びるということで、せめて民放労連のように闘わなければいけないよというようなことをずっと言い続けてきたのですが、残念な

がら20年間の中で応えてくれた組合はありませんでした。

もう一つは、私は、京滋私大教連の委員長を2年間していました。その時に、私立大学の中にも派遣が多く入ってきていた。そういった非正規労働者のための雇用ミニマムをつくろうというふうに僕が提案をしたところ、京都のある大学の組合の執行部は、「いや、それは私大教連として取り組むべき課題ではない。」と言うのです。私大教連はやっぱり教学改革を進める主体で、そういうところにむしろ関心があるべきで、非正規雇用の問題は全国一般でやればいいと言いました。委員長の提案した私大教連ミニマム、雇用ミニマムは否決されました。少なくとも単組代表者会議では、特に私大教連全体の5割くらいを占めるその組合の組合員が多く、財政的な依拠をしていますから、そこがノーと言えばなかなかそれが実現しない状況になっています。

V ヨーロッパ諸国との比較

以上のように、20年間の中で派遣労働者がどんどん広がれば広がるほど、それを代表しない、その人たちの組織化や労働条件改善をしない日本の組合は孤立をしていくことになります。よく挙げる例で、自分の家の土台があります。これに何%賃上げだというふうに言っても、横でどんどんどん堀り返して低くなっているわけです。そしたら雨が降れば崖崩れのように崩れていくのは当たり前です。

ヨーロッパは格差をできるだけ縮めて、拡張適用をするというのが基本です。協約適用者比率は、日本は、組合の組織率が、現在は20%ですが、組合の結んだ協約は21%にしか適用されません。つまり組合員も協約適用の労働者も同じ程度に少ないのです。一方、極端なのはフランスで、組合の組織率は9%であるにも関わらず、組合が結んだ協約は95%の労働者に適用されることになります。つまり10人に1人しかフランスの労働者は組合に入っていないが、その組合が結んだ協約には95%，9人以上が適用されるということです。

しかも、Coalitionと言い、フランスやイタリアの組合は、ストライキを未組織者にも呼びかけます。場合によっては7割8割の労働者が、組合

員の9%の呼び掛けに応じて参加する。本来、組織外の人がストライキに参加するっていうのは日本では考えられないのですが、フランス憲法、イタリア憲法、実は日本もですが、唯一ストライキ権を憲法で定めている国です。そうするとフランスやイタリアの考え方はどうかというと、ストライキに参加しても個別契約違反ということで解雇されない、これが憲法上のストライキです。だから集団的な個人の権利というのがフランス、イタリア型のストライキ権の発想で、当然、組織労働者の代表的な労働組合の呼びかけに応じ、集団行動に参加して、そこで得られた結果を未組織労働者にも当然拡張されるということになります。組合の行動は全体を代表して、未組織まで及ぶというのが、ヨーロッパにおいては非常に共通した考え方です。協約適用比率は、大陸ヨーロッパでは、9割が多く、この点からみて日本の場合は全く違います。この意味で、派遣制度は日本には導入されるべきではなかったと言えます。

1985年に派遣法が導入された時にドイツやフランスも派遣法をつくったのだと言われましたが、大きく違うところがいくつかあります。一つは派遣先の派遣労働者の賃金は、同一あるいは派遣の方が高くなければいけないことです。すなわち、同一労働同一待遇でないといけません。しかし、同一労働差別待遇が、日本の派遣の売りなのです。

二番目に派遣というのはテンポラリーワークで、それが終わったら派遣先で正社員化するというのが基本です。ドイツでは派遣期間は3か月が最長でした。3か月を超えるような長期の労働は、派遣には入れてはいけません。3か月を超えたら全部正社員にしようというのがドイツ法です。テンポラリーワークというのが基本で、テンポラリーワークで、そのまま同一労働同一賃金です。期間を超えて必要な業務については派遣労働者を正社員にする、テンプ・ツー・パーク、テンポラリー・ツー・パーマネントというのが派遣の原則です。

しかし、日本のはあい、パーマネント、正社員がやめたらテンポラリーの派遣に代える。あるいは長期のテンポラリーワーク、長期の派遣を自由化する。だから本来の派遣は、テンポラリーという概念が非常に曖昧にされてしまっています。

ヨーロッパの組合がなぜ派遣を入れたのかというと、組合の中の雇用規制が強いためにいったん雇ったら解雇されないからです。そうすると、使

用者もなかなか若い人の採用をしないため、若い人の失業が多いから、テンポラリーで若い人を雇って、仕事を覚えてもらう。あるいはそういう労働生活を経験してもらって、それが終わったら正社員にするという点で、一定の意味があったと認識されています。良くはないけども同一労働同一待遇の下で、青年の失業が多いという中では一定の意味があるということで受け入れていたのですね。

日本ではそういうことが働く。むしろ逆でそういうのが長期の派遣ということで広がる。日本のはあい派遣労働者の組織率っていうのは皆無に近い。パートで3%と言いますが、派遣の場合にはたぶん統計も無いと思います。それから規制緩和とは言え、一旦できた法律は徹底して守るというのがヨーロッパで、ドイツやフランスではそういう点があります。しかし、上述したクリスタルの例のように、日本の場合には、派遣法をつくっておいて、他方で違法派遣を野放しにしているという問題があります。

そういう意味で、格差社会化という問題は、正規か非正規かという問題と強く関連しています。一方では、正社員として1000万円、他方でパートタイムというのは103万と130万です。したがって、非正規の賃金の基本はそこから始まり、最低賃金よりも多少多い、時給1000円前後で働くことになります。しかし、それがそのまま非正規であります。しかし、時間がなくてフルタイム労働です。その典型が派遣であり契約社員なのです。これがこの5年間非常に増えています。フルタイム型正規雇用が減って、非正規雇用がそれに代わり、これが派遣社員であり契約社員となります。

この前、社民党の福嶋瑞穂さんが国会で小泉さんを追及して非正規が増えているって言ったら、小泉さんはよく知っています、「いやパートは増えてない。」と応えました。確かにパートは増えています、では、この間。何が増えているかというと派遣とか契約社員が増えている。いわゆる非正規の中でもパート的な100万円ベースの非正規があまり増加せず、時給1000円として週40時間、年間50週として2000時間で、200万円。このような200万円ベースの非正規層が激増しているのです。私たちの派遣の相談でも、大体女性の派遣労働者は250万円ベースです。だから100万円から130万円ベースで働くパートタイム型非正規から、

今、フルタイムを壊してというか、フルタイムを代替して、フルタイム型の非正規が増えているのではないか。そうすると、ますます正社員が無くなり、代わりに非正規化するというのが今の動きとなります。これに非常に危機感を持たないといけないと思うのですが、残念ながら労働運動は十分対抗し得ていません。

おわりに：韓国の労働運動情勢

私が最近注目しているのが韓国です。2000年に韓国から突然メールがきました。2000年というと1998年のIMF危機の翌年で、雇用の弾力化ということで、派遣法ができたのです。その際、韓国では労働組合の17万人のストライキが行われ、これに反対しました。この点が、日本とはまったく違い、労働者が抵抗したために日本の法律を一応モデルにはしているのですけど、ヨーロッパ的な規制があって、2年経てば派遣先に正社員化することになっています。特に「自動的に」というのを盛り込ませたのが成果とされています。

私は2000年5月に呼ばれて、ちょうど2年経った日本の状況を報告しました。韓国では、若年労働者の非正規雇用が5割を超えていました。日本は今それにどんどん近づいています。しかし、韓国の場合には、労働者の抵抗勢力が非常に強いのです。そのため、日本のように、右肩上がりに非正規は増加していません。日本になつてはいけない、というのが韓国の労働組合の人たちの考え方です。彼らが何をやってきたかということを、是非注目すべきだと考えて、2年前から韓国語を始め、この間、韓国にどっぷりとはまっておりました。

現代重工業労組という組合があります。現代重工業というのは造船と「現代」という自動車で有名なところですが、あれは重工業なのです。この組合というのは民主労総傘下で、独裁時代に闘い、労働組合を各企業で民主的にやり、御用組合を乗り越え、非常にがんばりまして、火炎瓶で警察と渡り合い、軍隊まで導入されて、それを跳ね返したという「剛性」組合、強い組合の典型でした。しかし、2004年に、そこの下請会社の組合の幹部が、容易に下請けの改善ができないということを思い悩んで自殺をしました。焼身自殺でした。

それに対してその組合は民主労総という組合の中組合だったのですが、今や変質し、日本の大企業組合と非常によく似た体質になっています。この下請労働者への連帯を拒否するという態度に出たために、民主労総傘下の金属産業連盟は、先ほど言いましたように非正規の問題に取り組むそういう方針を掲げていることと、企業別組合を乗り越えて、産別直接加入というものを今、進めている訳ですから、企業別大企業の非正規労働者への敵対を許さないということで、現代重工業労組を除名しました。これは、もの凄い組合員の損失になります。これができるかと懐疑的でしたが、現実にしてしまいました。それが非常に大きな特徴です。

逆に錦湖タイヤという化学関係の組合があります。ここでも非正規労働者が増えてきました。組合の幹部は非正規の組織化ということの方針で、こういった現代重工業にならないということで正規労働者への教育を徹底すること、地域の活動家を、密かに非正規労働者として会社に潜り込ませ、組合結成を準備して、ある段階で一挙に組織化をし、数百名を正社員化してその職場では事実上非正規を無くすというふうな取り組みをしている。

さらに「レイバー・トゥディ」、「毎日労働ニュース」という民間の新聞があり、労働ニュース、全国各地の闘争を毎日伝える新聞です。そこで言われているのが、民主労総の今年の賃金要求枠です。これは、日本では企業別に賃金を決めて押し切られていますが、民主労総としては正規職は9.1%，非正規職は17.4%，というようにいわゆる賃金の要求の仕方を非正規に重点を置き、不当な格差を無くすというようなことまで言っています。それから、立法課題として、有期雇用と派遣を中心にして法規制を強めるとも主張しています。しかも法規制の強め方が気に入らんということで、民主労総は去年の暮れにゼネストを行い、有期雇用についてはその条件と範囲とを制限するということを大きな争点としていました。今国会で労働側は非常に強い圧力を加えて、非正規労働者保護を政府案以上にあります。日本と非常によく似た状況があり、企業別組合という状況の中でそれを乗り越えるという取り組みがやられて、しかも非正規の運動をナショナルセンターのレベルで、最優先課題に挙げてゼネストまでしています。こういう意味で韓国の動向に非常に注目している次第です。

(わきた しげる 龍谷大学)

ホワイトカラー・エグゼンプション の導入論議をめぐって

—労働時間の規制外しは「終わりなき労働」の法認—

現在、厚生労働省では財界の規制緩和要求を受けて「新しい自律的な労働時間制度」の創設が検討されている。本稿ではこの日本版「ホワイトカラー・エグゼンプション」の意図と、それを許した場合の影響について考察する。



MORIOKA Koji

森岡 孝二

はじめに

過重労働による労働者の健康障害が大きな社会問題になっているなかで、過重労働のいっそうの深刻化を招くおそれが大きい労働時間制度の改悪が進められようとしている。

日本経団連は、2005年6月21日、「ホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言」を発表した。その狙いは、アメリカの制度に倣って広範なホワイトカラーを対象に労働時間規制の新しい適用除外制度を導入し、残業賃金を支払わずに無期限に労働させることを法認することにあると考えられる。この「提言」から半年後の12月21日、内閣府の規制改革・民間開放推進会議は、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を発表し、「労働時間規制の適用除外制度の整備拡充」を打ち出した。そのなかでは「ホワイトカラー・エグゼンプション制」の導入を、奇妙なことに「少子化への対応」のための具体的施策の「最優先事項」として掲げている。さらに、厚生労働省に設けられた「今後の労働時間制度に関する研究会」は、2006年1月25日、前年4月来の検討結果をとりまとめた報告書を公表し、日本版エグゼン

プション制度を意味する「新しい自律的な労働時間制度」を提案した。

日本の労働基準法は、1週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと規定している(第32条)。しかし、アメリカの公正労働基準法は、使用者が労働者に週40時間を超えて労働させた場合、通常の賃金の1.5倍以上の割増賃金を支払わなければならないと規定してはいるが、40時間以上働かせてはならないとは規定していない。ということは、アメリカにはそもそも法律による労働時間の上限規制はないことを意味する。そのうえ、週40時間を超えて労働させた場合に使用者に課せられる割増賃金の支払義務でさえ、ホワイトカラーの一定範囲については適用が免除されている。これがアメリカのホワイトカラー・エグゼンプションである。

アメリカ版のエグゼンプション制度には、管理職、運営職、専門職のエグゼンプションのほかに外勤販売労働者や、コンピュータ労働者のエグゼンプションも規定されている。1999年の労働省統計では、除外対象者の割合は全労働者の21%にのぼる。ざつといえば、ホワイトカラーが全労働者の5割を占め、その4割が適用除外にされることになる。

本稿では、日本版エグゼンプションに反対する

立場から、導入論の意図と、導入された場合に予想される労働時間への影響について検討する。

I 総合規制改革会議から 規制改革・民間開放 推進会議へ

ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入が政府と財界の共通の政治課題として浮上したのは、財界における新自由主義の旗手であるオリックス会長の宮内義彦氏を議長とする内閣府の「総合規制改革会議」（2001年4月～2004年3月）の場においてであった。

記録のうえでは、2001年7月24日に開催された同会議の第6回会合において、ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入の必要性が、次のように提起されている。

「特に、高度な専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像に、定型労働を行う労働者を念頭に置いた規制を一律に課すことは適切ではない。……〔労基法の〕見直しに際しては、いわゆるホワイトカラー・イグザンプション（ママ）などの考え方も考慮しながら制度改革を検討すべきである。」

これを受け、同年9月18日開催の第8回会合では、「アメリカのイグゼンプション制のような制度を検討し、現行のみなし労働時間制ではなく、労基法41条〔管理監督者の除外規定〕にある適用除外」にすべきだとされた。

これ以降、ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入ないし創設が政府と財界の政策文書に繰り返し登場するようになる。2002年7月には、内閣府の総合規制改革会議が「中間取りまとめ」を発表し、ホワイトカラー・エグゼンプション制の導入を打ち出した。

2004年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」ではさらに踏み込んで、「労働時間規制の適用除外の拡大」を以下のように提起している。

「米国のホワイトカラー・エグゼンプションの制度……を参考にしつつ、裁量性の高い業務については、改正後の労働基準法の裁量労働制の施行状況を踏まえ、今般専門業務型裁量労働制の導入が認められた大学教員を含め、労働者の健康に配

慮する等の措置を講ずる中で、適用除外方式を探用することを検討する。その際、現行の管理監督者等に対する適用除外制度の在り方についても、深夜業に関する規制の通用除外の当否を含め、併せて検討する。」

「総合規制改革会議」は2004年4月1日より「規制改革・民間開放推進会議」に引き継がれた。ホワイトカラー・エグゼンプションの検討もこの会議に受け継がれ、2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、労働時間制度改革の課題としてあらためて提起された。その後、同会議は、「小さくて効率的な政府の実現」と「豊かな国民生活の実現」を目標に掲げて、少子化対策、金融制度、情報通信、外国人労働力の受入、医療、教育、土地利用などの諸課題について検討を重ね、2005年12月21日、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を発表した。

それは雇用・労働分野の規制緩和の推進については、アメリカの制度を参考とした「ホワイトカラー・エグゼンプション制」の導入を「少子化への対応」のための「具体的な施策」の最重要の政策課題の一つとして位置づけている。働きすぎを助長するとしか考えられない労働時間の規制外しが、あろうことか労働時間の短縮をもたらし、「仕事と育児の両立を可能にする多様な働き方」を容易にするというのである。これはいったいどのように理解したらいいのだろうか。

少し考えればわかることだが、一方における正規雇用の減少と他方における非正規雇用の増大を特徴とする「働き方の多様化」は、正規労働者の間では長すぎる労働時間のために、非正規労働者の間では低すぎる賃金と細切れ雇用のために、結婚や育児や家族生活の困難を増大させることによって、少子化を助長してきた。そのことは2005年『厚生労働白書』や『少子化社会白書』でも指摘されているところである。

にもかかわらず、規制改革・民間開放推進会議は、少子化への対応あるいは仕事と育児の両立のためにも、労働時間の規制をはずし、働き方をさらに多様化させるべきだと言うのである。その結果は現に進行している労働時間の長短二極分化のいっそうの拡大でしかないであろう。また、パート・アルバイトの間では低い時給を時間数で補うためにアメリカでムーンライター（掛け持ち労働

者)が増えるだろう。

II 日本経団連の「ホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言」

日本経団連のホワイトカラー・エグゼンプションの導入要求は、日経連の1990年代からの要求を受け継いだものである。2002年5月に経団連と日経連が統合して発足したばかりの日本経団連は、総合規制改革会議の「中間とりまとめ」に呼応して、同年10月、「2002年度日本経団連規制改革要望」において、「ホワイトカラー・エグゼンプション制度の創設」を雇用・労働分野の規制緩和要求の一つとして公然と掲げるにいたった(雇用・労働分野の規制緩和の流れについては別表参照)。そして、前述の「規制改革・民間開放推進会議」のとりまとめに呼応し、かつ後述の厚生労働省「今後の労働時間制度に関する研究会」に提案す

るかたちで、2005年6月21日、「ホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言」(以下「提言」と略記する)を発表した。

社会学や経済学では、一般に職業分類における専門的・技術的職業従事者(14.5%)、管理的職業従事者(3%)、事務従事者(19.7%)、販売従事者(14.2%)を総称して、ホワイトカラーと呼んでいる(カッコ内は「労働力調査」の2004年職業別就業者数に占めるそれぞれの割合)。しかし、経団連の「提言」のどこを見てもホワイトカラーがどのような職種の、どのような職位・職階の人を指すのかは明らかではない。にもかかわらず、さきの「提言」はホワイトカラー労働の一般的特徴を次のように説明している。

「ホワイトカラーは、『考えること』が一つの重要な仕事であり、職場にいる時間だけ仕事をしているわけではない。自宅に居るときや通勤途上などでも、仕事のことについてをめぐらすことは、珍しいことではない。逆に、オフィスにいても、いつも仕事をしているとは限らない。つまり、

別表 雇用と労働の規制緩和の流れ

1947年	◇労働基準法制定(公布・施行) 1日8時間・1週48時間労働制。第36条にもとづく労使協定による時間外・休日労働の容認。4週単位の変形労働時間制
1985	◆労働者派遣法(86年施行) 13業種+3業種
1987	◇労働基準法改定(88年施行) 1週40時間労働制(1日8時間は週40時間の割り振りの基準に。移行には経過措置・猶予措置あり、1997年に全面的に移行)。変形労働時間制の拡大。みなし労働時間制(事業場外みなし労働制・裁量労働制・フレックスタイム制)の導入。裁量労働制は専門業務型
1992	◇労働基準法改定(93年施行) 1年単位の変形労働時間制導入。裁量労働の対象業務を例示方式から列挙方式(5業務)に変更。
1996	◆労働者派遣法改定 16業種から26業種に拡大
1997	◇「告示(労働基準法関連)」改定(同年4月施行) 裁量労働の対象を5業務から11業務に拡大。 ◇「雇用機会均等法」改定 18歳以上の女性の残業規制を撤廃(施行は99年4月から)
1998	◇労働基準法改定 企画業務型裁量労働制の導入(2000年4月施行)。
1999	◆労働者派遣法改定 派遣先を一部を除き原則自由化(ネガティブリスト化)
2002	◇「告示(労働基準法関連)」改定(同年4月施行) 専門業務型裁量労働制の対象業務拡大(8業務追加で計19業務に)
2003	◇労働基準法改定 企画業務型裁量労働制を実施することができる事業場要件の緩和 企画業務型裁量労働制について、労使委員会の議決要件の緩和 ◆労働者派遣法改定(2004年4月施行) 製造現場への派遣解禁 派遣期間が最高3年まで延長
2005	◇時短促進法の廃止(1992年成立の時限立法、その後数度の改定・延長)

『労働時間』と『非労働時間』の境界が、ホワイトカラー、その中でもとりわけ知的労働者層においては、曖昧といえる。

これはホワイトカラーだけの特徴であろうか。ブルーカラーも、工場などの生産現場を離れていている時に、しばしば仕事を考えている。「提言」は「ホワイトカラーの中には、与えられた仕事を単純に処理するのではなく、仕事の目的、意味、価値を十分に認識した上で、自律的、主体的に仕事に取り組み、創意工夫により仕事の効率を高めようとする労働者も多数いる」とも言う。しかし、こういうタイプの労働者はブルーカラーのなかにもいる。そうでなければ、製造業などにおいて高い生産性と優れた品質を確保することはできないからである。その反対に「与えられた仕事を単純に処理する」仕事に従事している労働者も、ホワイトカラーとされる事務従事者や販売従事者のなかにも広く存在している。

では、ホワイトカラーの場合、「労働時間」と「非労働時間」の境界が曖昧である、という「提言」の認識はどうだろう。このことは疑う余地がないように思われる。しかし、これもホワイトカラー一般がそうだと言ってしまっては誤りになるだろう。

生産ラインが稼働している間が労働時間であるようにみえる工場労働の場合でも、労働時間がいつ始まり、いつ終わるかは、必ずしも争う余地がないほど明確ではない。全員参加の朝礼、体操、点呼などの時間は労働時間であるが、企業によっては始業時刻前にそれらの行為への労働者の参加を強制しているところがある。また始業時刻前あるいは終業時刻後に機械の点検、用具の整備、清掃、更衣などが必要不可欠な場合は、それらに要する時間は労働時間の一部であるが、使用者は容易に労働時間とは認めないかもしれない。

事務労働でも、オフィスが開き、電気系統や情報システムがワークしなければ、仕事を始めることはできない。また、オフィスが閉まるとか、室内の照明や情報機器の電源が切られるなどすれば、労働は否応なく終了せざるをえない。このかぎりでは、工場労働と事務労働の間に本質的な違いはない。どちらも早出や居残りなどの時間外労働（残業）をさせることができるのは、所定労働時間や法定労働時間を守ろうとしないからであり、建物・施設を含む労働手段が使用可能な状態にあるからである。

「提言」は、ホワイトカラーはその仕事の特性から労働時間と非労働時間の境界が曖昧であると述べた後で、成果主義的賃金に注目して、「ホワイトカラーの労働には、仕事の成果と労働時間の長さが必ずしも合致しないという特質がある。したがって、ホワイトカラーの労働に対しては、労働時間の長さ（量）ではなく、役割・成果に応じて処遇を行っていく方が合理的である。労働者にとってそのほうが、公平感が保て、モチベーションもあがる」と主張する。そして、「非効率的に長時間働いた者は時間外割増賃金が支給されるので、効率的に短時間で同じ成果を上げた者よりも、結果としてその報酬が多くなるといった矛盾」があることを指摘し、「とりわけ、労働時間の厳密な算定が困難な業務、裁量性の高い業務に従事するホワイトカラーについては、一定の要件を満たすことを条件に、少なくとも賃金と労働時間とを分離することが急務」であると結論している。

後述するように、課長などの中間管理職は、労基法第41条第2号にいう時間規制の適用を除外される「管理監督者」（「監督若しくは管理の地位にある者」）ではないにもかかわらず、多くの職場では管理職であることを理由に時間外にいくら長時間働いても残業賃金を支払われていない。そうした管理職よりも、いわゆる平社員（一般労働者）のほうが残業賃金を支払われる分だけ賃金が多くなるという話はよく耳にする。しかし、だらだら残業をする者のほうが、効率的に働く者よりも多くの賃金を得るという例は、「提言」が問題にするほど多いとは考えられない。成果主義賃金でなく、年功賃金においても、「功」の部分では査定が影響するので、非効率な働き方が得をすることは長期的には考えられない。長時間のダラダラ残業が実際にあるとすれば、ホワイトカラー職場に蔓延する長時間の賃金不払残業によるところが大である。

究極の成果主義賃金にほかならない出来高賃金においては、賃金は労働時間と無関係に決まるよう見える。しかし、出来高賃金の場合も、1日の標準労働時間が与えられていなければ、1日の平均的出来高が決まらず、したがってまた出来高賃金の単価も決まらない。成果主義賃金は、個人別目標設定による仕事の達成度の評価を基本にしている点で単純な出来高賃金とは異なるが、達成

度の評価の大前提に同一または同種の仕事に従事している労働者集団の1日あるいは1週の標準労働時間があることはいうまでもない。

労働時間の算定と管理はたんに時間内・時間外の賃金支払い基準を与えるものとして必要であるだけではない。労基法には1日や1週の労働時間のほかに、休憩時間、深夜業、休日、年次有給休暇（年休）などに関する規定があるが、これらは賃金の算定のためだけでなく、労働者の健康と安全への配慮からも必要である。厚生労働省は、時間管理と健康管理の両面から、過重労働による健康障害防止のための対策の一環として、時間外労働が月45時間を超えるにつれて健康障害のリスクが高まるとし、月100時間または2～6か月平均して月80時間を超える時間外・休日労働」は過労死（脳・心臓疾患など）の発症との関連性が強いという判断基準を示している。

しかし、日本経団連の「提言」には、健康管理のための時間管理の発想はほとんどない。結局のところ「提言」は、現行の裁量労働制や管理監督者の範囲を超えて、労働時間規制の適用除外を広範囲のホワイトカラーに拡大するために、労基法の第41条第4号（現行は3号までしかない）に「ホワイトカラー・エグゼンプション制度」に関する規定を新設し、「労働者の地位、権限、責任、部下人数等とは無関係に、労働時間規制の適用除外」を認め、賃金不払残業の違法性を問われることなく、無限のただ働きを強制できる枠組みを創設しようとするものである。

ちなみに労基法の第41条第2号は、管理監督者を、労働時間規制の枠を超えて活動することが要請される立場にあり、現実の勤務態様も労働時間規制になじまない立場にある者として、労働時間規制から除外している（ただし除外されるのは労働時間、休憩、休日に関する規定だけで、深夜業と年次有給休暇に関する規定は除外されない）。「提言」はこの「第2号の管理監督者についても、深夜業に関する規定の適用を除外すべきである」としている。そのうえで、新しい適用除外制度の対象者についても、「当該労働者については、深夜業に関する規定の適用も除外する」ことを明記することを求めている。

「提言」において、ホワイトカラー・エグゼンプションの対象者として想定されているのは、年収額が400万円以上の労働者である。2004年「賃

金構造基本統計調査」によれば全産業の平均賃金は485万円（男性543万円、女性350万円）であった。2002年「就業構造基本調査」の正規雇用者に関するデータによれば、年収400万円以上の雇用者は、専門的・技術的職業従事者で63.1%、管理的職業従事者で92.1%、事務従事者で51.2%、販売従事者で54.1%と、ホワイトカラー職のいずれにおいても過半数を占めている。日本経団連が企図するホワイトカラー・エグゼンプション制度の創設は、まさしく労働時間規制の通用除外制度を大半のホワイトカラーにまで拡大するものと言わねばならない。

III 厚生労働省「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」

厚生労働省の「今後の労働時間制度に関する研究会」（座長：諫訪康雄・法政大学教授）は、2006年1月25日、労働時間法制のありかたに関する2005年4月以来の17回にわたる検討結果をまとめた「報告書」を発表した。

この「研究会報告書」は、前節までにみてきた日本経団連や規制改革・民間開放推進会議のホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入論に比べると、労働者の健康管理、年次有給休暇の取得、時間外労働の抑制などにまだしもそれなりの顧慮を払っている。たとえば「研究会報告書」は「最近、所定外労働を中心とした労働時間の増加が見られ、特に30歳代の男性を中心として、週60時間以上働く雇用者の割合が増加している。また、年次有給休暇の取得状況を見ると、取得率の低下及び取得日数の減少が続いている」と指摘することも忘れていない。

にもかかわらず、「研究会報告書」の中心に据えられているのは、労働時間規制の適用除外制度の拡大を意図した「新しい自律的な労働時間制度」の創設である。それはアメリカのエグゼンプションそのものの導入ではないと言いつつも、日本版エグゼンプションと言ってよい内容になっている。

キーワードとして繰り返し言われているのは、「自律的に働く労働者」あるいは「自律的な働き方をする労働者」である。「研究会報告書」は、「労働時間に関する規制から外されることにより、より自由で弾力的に働くことができ、自らの能力

をより発揮できる」労働者、あるいは「労働時間規制による保護を与えなくても自律的に働き方を決定できる」労働者が「自律的に働く労働者」だと考えている。しかし、そういう労働者がどんな職種や職位にどれほどの人数いるのかは明らかにしていない。「研究会報告書」は、多くの企業において年俸制や成果主義賃金を導入する動きが広がっているなかで、「高付加価値かつ創造的な業務に従事する労働者」を中心に、「自律的に働く労働者」が増えているという。しかし、その場合にも、そのような労働者がどの程度増えているのかについては何も語っていない。

「研究会報告書」は、こういう曖昧さや言葉のごまかしを残しながら、「新しい自律的な労働時間制度」の「対象労働者の具体的なイメージ」として、「企業における中堅の幹部候補者で管理監督者の手前に位置する者」と「企業における研究開発部門のプロジェクトチームのリーダー」を挙げている。

この列挙の仕方はいかにも限定的なように見える。しかし、実際には、「新しい自律的な労働時間制度」の狙いは、現行の拡大解釈された管理監督者よりいっそう広範囲の労働者を、かつ現行の裁量労働制（見なし労働時間制）の対象業務より広範囲の業務を、新たな適用除外とする制度を創設することにある。

ここで現行の裁量労働制について一言しておけば、それは、業務の性質上、使用者が業務の遂行手段および時間配分に関し具体的な指示をすることが困難であるという理由で、その業務の労働時間の決定を労働者本人の裁量に任せる制度（あらかじめ労使で決めた時間数だけ働いたものと見なす制度で、「見なし労働時間制」とも呼ばれる）として、1987年の労基法改正で導入された（施行は88年）。1998年の労基法改定では、従来の「専門業務型裁量労働」に加えて、新たに企画、立案、調査および分析を行う労働者を対象とした「企画業務型裁量労働」が導入された（2000年4月施行）。

「研究会報告書」によれば「新しい自律的な労働時間制度」のもとでは、専門業務型裁量労働は今後も維持されるが、企画業務型裁量労働は「そもそも、実際の労働時間の長短と賃金との関係を切り離すことにより、労働者に自律的な働き方を促すための制度として創設された」経緯から、その対象労働者の多くは「新しい自律的な労働時間

制度」の対象労働者となると想定されている。では、企画業務型は新制度に吸収されて廃止されるのかというと、新制度導入後も「現在多くの労働者がその適用を受けており、……ニーズもある」という理由から、維持されるとされている。したがって、現行の二種類の裁量労働制は維持したまま、それらとは別個に新しい適用除外制度を創設するというのである。

ついでに管理監督者についても一言すれば、労基法の第41条第2号にいう管理監督者とは、「今後の労働時間制度に関する研究会」に出された「管理監督者」に関する判例によれば、「労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあり、出勤、退勤等について自由裁量の権限を有し、厳格な制限を受けない者をいうものと解すべきである」（德州会事件、1987年、大阪地裁）。しかし、多くの企業においては、部長や課長はいうまでもなく、しばしば係長や班長などの下級管理職までもが労働時間規制の適用除外とされ、時間外にいくら働いても、残業賃金を支払われていない。この点からみれば、「新しい自律的な労働時間制度」は、現行規定では管理監督者として取り扱えない中・下級の管理職まで（職務や収入によっては職位・職階に關係なく）、労働時間規制の適用除外の対象者に包摂し、現行の賃金不払い残業をめぐる違法・脱法状態を、残業賃金の支払義務を免除することによって合法化ようとする意図が明らかである。

IV 導入された場合に 予想される影響

本論の冒頭で、日本経団連の「ホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言」の狙いを「大半のホワイトカラーを対象に、労働時間の法的規制の適用除外制度を導入して、残業賃金を支払わずに無限に労働させることを法認することにあると考えられる」と述べた。そのおそれは厚生労働省の「新しい労働時間制度に関する研究会報告」でいう「新しい自律的な労働時間制度」でもなくなっていない。

この点での根本的な問題は、ホワイトカラー労働者の何割かを対象に、労働時間に対する国家介入をなくし、時間外と時間内の区別を取り払い、

労働時間の概念とともに時間外労働、したがって残業の概念そのものをなくすことにある。その結果、この新制度の適用対象とされた労働者に対しては、週40時間、1日時間の規制にお構いなしにいくらでも長時間働かせることができるようになる。このような「終わりなき労働」においては、日本経団連の「提言」が言うような「労働時間にとらわれない自由な働き方」が可能になるとはとうてい思われない。

厚生労働省の「研究会報告書」は、「新しい自律的な労働時間制度」は、「一定水準以上の年収が保証されていること」ことにくわえて、労働者本人が「同意していること」、「労働者本人が、自律的に働き、かつ、労働時間の長短ではなく、その成果や能力などによって評価されることを自ら望んでおり、それが実現可能であると納得していること」が前提であることを強調している。しかし、労働者本人の同意があれば、労働時間の規制を外すというのは、すぐ後で述べるEUで悪名高いイギリスの「オプトアウト」にほかならず、労働者本人の同意があっても守るべき労働条件の最低基準を定めた労基法の根本理念に反するものである。

この場合、労働者本人の同意は労働時間の延長に対する何の歯止めにもならない。なぜなら、労働者は職場で、新制度の対象者となるかどうかの意思確認を求められれば、上司の評価、同僚との関係、自らの将来などを考えて、たいていの場合、適用対象となることにすんで同意するだろうからである。

しかも、同意したからといって新制度のうたい文句どおりに「労働時間を労働者が自由に決められ」「より自由で弾力的に働くことができる」わけではない。むしろ、同意は労働時間の弾力化に対してなされるのではなく、延長に対してなされるものと考えなければならない。この点では厚生労働省の提唱する「新しい自律的な労働時間制度」は、イギリスにおける「オプトアウト」の日本版であるともいえる。イギリスは、1997年、労働時間に関するEUの共通規制（週平均48時間）を受け入れた抜け道として、オプトアウト（特例規定、選択的離脱）によって、週48時間を超えて労働させることができる制度を創設した（労働者個人の同意による個別のオプトアウトと労働協約や労使協定による集団的オプトアウトがある）。

厚生労働省の「研究会報告書」は、アメリカのホワイトカラー・エグゼンプション制度を、「我が国と比べた場合、転職が容易であることにより、過剰な長時間労働を強いられることを自ら防ぐことができる」ということを一つの理由にして、「そのまま我が国に導入することは適切でない」と言う。しかし、アメリカにおいても「転職の容易さ」をもって、過重労働の防止の仕組みと見なすことはできない。そのことはアメリカで1980年代以降、今日にいたるまで、ジュリエット・ショア『働きすぎのアメリカ人』（窓社、1993年）、ジル・フレイザー『窒息するオフィス 仕事に強迫されるアメリカ人』（岩波書店、2003年）、Louis Uchitelle, *The Disposable American*, 2006（未邦訳）に描かれているように、人員削減と解雇が恒常化するにつれて、労働者、とりわけホワイトカラーの働きすぎが深刻化してきた経過に照らせば明らかである。

労働時間の法的規制がないアメリカと最近まで労働時間規制を欠いていたイギリスが長時間労働国で、法定労働時間が厳格に適用されているドイツとフランスが週35時間制を基本とする短時間労働国であることはよく知られている。ドイツやフランスでは、使用者は労働者に対し、前の勤務から次の勤務まで最低連続11時間の休息時間を保障しなければならない（労働時間中の1時間の休憩時間を考慮すれば、1日の労働時間は最高でも12時間を超えてはならない）。日本は1週40時間・1日8時間の法定労働時間がありながら、36協定によって時間外労働の上限規制が空洞化しているために労働時間が短縮できず、過労死が跡を絶たない国になっている。

先進国の中でも日本の労働者は、男女とももっとも長時間働いている。とくに30代男性は猛烈な働きすぎの状態に置かれており、週35時間未満の短時間労働者を含む平均でも週労働時間は50時間に達する。週35時間以上の男性のフルタイム労働者の25%、4人に1人は週60時間以上働いている。『日経ビジネス Associate』（2006年5月16日号）の読者アンケート結果によれば30代前半の男性労働者は週平均57時間働いているという数字もある。30代男性の過労死、過労自殺が多いのもけっして理由のないことではない。

東京労働局は、過重労働によって過労死・過労自殺を発生させ、労基署が労災認定を行った調査

結果を2006年4月26日に発表した。それによれば、「48人の被災者のうち、管理監督者の立場にある者（勤務時間等を自己管理することができる者で、工場長、店長、本社の部長等）が11人で、一般労働者が37人であった」。同年5月13日の「朝日新聞」は、これを「過労認定の5人に1人が管理職成果主義が影響か」という見出しの記事で報じ、「厚労省はこうした時間規制の除外対象を管理職以外にも広げる労基法の改正を検討しているが、過労死などを防ぐ歯止めのあり方が改めて問われそうだ」と指摘している。記事には「成果主義が進む中、激しい競争が長時間労働を招いている。管理職であっても、労働時間と健康の管理は企業側の責任。長時間労働や健康診断での異変を放置している例が目立ち、意識改革が必要だ」という東京労働局のコメントも付されている。

こういう状況があるにもかかわらず、アメリカに倣って、現行の裁量労働制や管理監督者の扱いに加えて、ホワイトカラー・エグゼンプションを

導入することは、働くさせすぎ・働きすぎをいっそ助長し、労働者の健康障害を深刻化させずにはおかしいだろう。求められているのは、労働時間規制の新しい適用除外制度を設けることによって、一定の職位・職階の労働者に対して、時間内と時間外の区別をなくし、働きすぎのブレーキを外すことではなく、現行の労働時間規制を実効あるものにし、労働者の賃金算定のためにも健康管理のためにも、適切な労働時間管理を行うよう指導監督を強めることである。

（参考文献については拙著『働きすぎの時代』岩波新書、2005年8月、および拙稿「ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入は何をもたらすか」関西大学経済・政治研究所『研究双書』第142冊『ビジネス・エシックスの諸相と課題』2006年3月を参照されたい。）

（もりおか こうじ 所員 関西大学）

現代倫理と史的唯物論

— ロールズ、セン、ハーバーマスとマルクス —

今日、弱肉強食と格差社会を是認し、大国の権力支配を正当化するイデオロギーが横行している。その中で、社会正義、人間の尊重、コミュニケーション的理性を論じる思想の意義は大きい。小論では、それらの倫理思想を史的唯物論の視点から検討したい。



MAKINO Hiroyoshi

牧野 広義

I はじめに

今日、「ネオ・リベラリズム」と「ネオ・コンサバティズム」のイデオロギーが、アメリカを中心として横行している。日本でも小泉内閣は「構造改革」の名のもとに、アメリカと日本の財界の要求を受け入れ、金融・経営・労働・福祉などの分野で次々に規制緩和を行ってきた。その結果、格差社会を作り出し、国民生活の不安定性を増大させている。同時に、小泉内閣はアメリカの世界戦略に従属しながら、日本の軍事大国化に突き進んでいる。米軍基地の再編・強化への協力、憲法改悪、教育基本法改悪への邁進などは目に余るものがある。

しかし、このような小泉内閣の強引で危険な政策にもかかわらず、少なからぬ国民が期待を寄せ、支持をしている。そこには、弱肉強食や大国主義の思想を受け入れる一定の思想的基盤があると思われる。それは、人間の社会的協同を軽視した「自己責任論」と競争主義の思想であり、同時に、バラバラにされた個人の不安を強者や権力への依存によって緩和しようという志向であろう。今こそ、人間の尊厳を基礎とした人権と民主主義の思想の定着と発展が求められる。

そのような問題意識から、ロールズの正義論、

センの自由・平等論、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論を、倫理学の視点から取り上げたい。同時に、それらの思想の意義と問題点を史的唯物論の視点から検討して、史的唯物論の現代的発展の方向をさぐりたいと思う。

II ロールズの正義論と史的唯物論

(1) 正義の二原理と諸制度

1960年代のアメリカでは、黒人の公民権運動、女性解放運動、ベトナム反戦運動などが高まった。これらを背景にして、ジョン・ロールズ（John Rawls, 1921–2002）は『正義論』（1971年）¹⁾を出版し、現代の倫理思想に重大な問題提起を行った。英米の倫理学・社会思想では、ベンサム以来の「功利主義」が大きな影響力をもってきた。そのスローガンは「最大多数の最大幸福」である。しかしロールズは、功利主義では少数者の権利や利益が犠牲にされる可能性があると批判する。彼は、それに代わって、すべての人が合意できる「公正としての正義」の原理を探求した。

公正としての正義の原理とは、社会共同体の構成員が一致して合意できる原理であり、各人の権利と義務を定め、社会的協同の便益と負担を適正

に分配する原理である。そのような原理の発見のために、ロールズは「原初状態」(original position)を仮定する。ここでは、第一に、各構成員は自分の利益を合理的に追求する人間であり、他人の利害には無関心であると想定される。第二に、各構成員は社会についての一般的な知識をもっているが、自分の現在および将来の社会的地位や能力については「無知のベール」のもとにあると想定される。ここから「社会的基本財」(権利、自由、機会、所得、富、自尊心の基礎)を公平に分配する原理が探求される。その際、ゲーム理論や合理的選択理論の適用によって、かつての社会契約論が復活させられるのである。

ロールズが提起する正義の二原理とは次のようなものである(『正義論』第46節による)。

第一の原理——各人は、すべての人の同様な自由の体系と両立する、平等な基本的自由の最も広範で全体的な体系への平等な権利をもつべきである。

第二の原理——社会的、経済的不平等は、次のように取り決められるべきである。

- (a) 最も恵まれない人が最大の利益を受けるように。しかも〔後の世代のため〕正義にかなう貯蓄原理と適合するように。
- (b) 公正な機会の平等という条件のもとで、すべての人に開かれた職務と地位に伴う不平等であること。

ここで第一の原理(思想の自由、良心の自由、身体の自由、政治的自由)が最優先され、第二の原理(b)(機会の平等)が次に優先される。これらの原理が自由と平等の原理であるのに対して、第二の原理(a)(格差原理)は「友愛の原理」である。この原理によれば、「生まれつきの才能の分配を共通の資産と見なし、この分配からの便益を分け合う」とされる。

ロールズはこのような正義の二原理に基づいて、「立憲民主主義」の制度論を論じる。それは次の4段階をとる。すなわち、(1)原初状態で正義の二原理を確定した上で、(2)憲法制定集会で立法権力と平等な市民の自由を確定し、(3)立法段階で第二の原理に基づく社会・経済政策を具体化し、(4)司法と行政において特殊な事例にルールを適用すること、である。そしてこの4段階が進むにつれて「無知のベール」は徐々に引き上げられて、各段階で各人の具体的な条件に適合した立法と社会政

策、行政と司法が行われる。とりわけ経済システムでは、政府は、①競争的な価格システムを維持し、②完全雇用を目指し、③ソーシャルミニマムを保障し、④租税による財産権の調整を行う、とされる。

(2) ロールズ正義論の意義と問題点

以上のような正義論の意義は明らかである。弱肉強食の論理や経済的効率性を最優先する議論に對して、自由・平等・友愛の理念を現代に復活させ、「公正としての正義」を実現しようという問題提起は、現代倫理学の議論を大きく前進させるものであった。

しかしながら、ロールズの議論に対しては多くの批判が行われた。実際、ロールズの議論は少なからぬ問題をかかえている。それはまず、正義論の方法の問題である。諸個人がたとえ「無知のベール」のもとにおかれただとしても、政治や経済についての一般的知識が一致しているわけではなく、ロールズの提起する原理に社会の全員が合意できるかどうかは疑わしい。また、「自由の原理」が最優先されとは限らない。人々の生存や安全のためには自由は制限されることもある。また、ロールズは「格差原理」を「マクシミン・ルール」に対応させている。合理的選択理論で言うマクシミン・ルールとは、最悪の程度が最も低い選択肢を取る消極的なルールである。しかしロールズの格差原理はそのようなものではなく、最悪の結果を改善する仕方で経済的な効率を追求するものである。その点では功利主義と変わらないという批判もある。

さらに、ロールズが提起するのは「社会的基本財」の分配の正義であるが、このような思想そのものを批判する議論もある。その代表は、アマルティア・センやハーバーマスからの批判である。(これらについては以下で論じたい。)

また、ロールズの正義論を契機として、リバリスト、リバタリアニズム、コミュニケーションズの論争が展開された。「リバタリアニズム」(自由至上主義)の代表であるロバート・ノージックは、国家は個人の自由な権利を保護するための「最小国家」であるべきであり、ロールズのように、「分配の正義」の名のもとに個人の取得物を再分配する「拡張国家」は正当化されないと主張した。また、マイケル・サンデルらの「コミュ

ニタリアニズム」（共同体主義）からは、リベラリズムが想定する個人は、共同体とのつながりを欠落させた「負荷なき自我」である。しかし現実の個人は共同体の中で「位置づけられた自我」であり、個人主義的自由主義ではなく、「市民的共和主義」こそが活性化させられるべきであるとされた。この論争では、個人と共同体との関係、自由と平等の矛盾の問題などが浮き彫りになった。

ロールズはこれらの多くの批判に対応して、『正義論』以降の諸論文では、正義の二原理を合理的選択理論として導出する方法を撤回する。そして『政治的リベラリズム』（1993年）では、正義の二原理も、価値観の異なる理論のあいだの「重なり合う合意」として提示したのである。

(3) 正義論と史的唯物論

史的唯物論の視点からは、「正義」は社会的合意だけでは解明できないと思われる。また近代社会において自由・平等・友愛は実際に矛盾してきた。その点で、自由や平等を人権として確立してきた現実の過程と、そのような社会的合意の前提となった社会的実践をとらえなければならない。それは、マルクスの言葉では、「現実」を「人間的活動、実践として主体的にとらえる」こと（「フォイエルバッハに関するテーゼ」）であろう。実際、ロールズが復活させた社会契約論は、17-18世紀の市民革命の理論であった。それは、市場経済の発展と資本主義の形成の中で成立した市民（ブルジョアジー）の立場の表明であった。自由は、市民の経済的・政治的・精神的活動の自由であり、平等は、封建的身分制の解体と商品所有者の対等平等な関係を意味した。しかしそのような自由・平等は、資本家による労働者の搾取の自由でもあり、貧富の格差や社会的不平等以外の何ものでもなかった。ここから、労働運動やさまざまな社会運動は、実質的な自由や平等の実現のために、参政権、労働権、教育権、生存権などを要求し、すべての人間の尊厳を基礎にした人権と民主主義を要求して闘ったのであった。

そして人権と民主主義の運動は、人々の友愛・団結・連帯の意義を示した。しかし人間の社会的実践における「協同」は、ロールズが言うような、優れた者の能力を「共同の資産」として活用し、その成果を恵まれない者にも「分配する」といったものではないであろう。人間の能力は多面的な

ものであり、多様な個性と能力をもつ諸個人が協力しあい、その成果を共に分かち合うものである。また人間の人格的自律も、社会的な共同の中できこ可能になると思われる。

しかしながら、「自由で平等な生産者たちの協同（Assoziation）」（マルクス）の実現はいかにして可能かという問題は、史的唯物論の現代的課題でもある。史的唯物論は、ロールズの提起やそれをめぐる論争からも学ながら、「現実」を「実践として主体的に」とらえつつ、社会的合意の形成と協同のあり方をいっそう探求しなければならないであろう。

III マルティア・センの倫理思想

(1) 「リベラル・パラドックス」から「合理的な愚か者」批判

マルティア・セン（Amartya Sen, 1933-²⁾）は、インドのベンガル地方出身で、インドの大学を卒業した後、イギリスで経済学を学び、厚生経済学で重要な業績をつくり出した。そして1998年にノーベル経済学賞を受賞した。センは経済学と倫理学とを結びつけたと評価される。ここでは、その倫理思想に注目したい。

個人の福祉を実現する厚生経済学では、社会的選択理論が重要なテーマとなる。センはこの分野で、「パレート派リベラルの不可能性」（1970年）という論文を発表して、「リベラル・パラドックス」を論じた。それは、全員一致の選好を社会的選好とする原理（パレート原理）と、個人の選好の自由を社会的に認める原理（リベラリズムの原理）とは両立しない、という発見である。続いてセンは、「自由、全員一致、権利」（1976年）という論文で、そのパラドックスの解決に取り組んだ。彼は、「リベラル・パラドックス」の解決として提案された多くの主張を検討する。多くの研究者が「パレート原理」を疑わず、「個人的自由の容認」を制限することでパラドックスの解決を図ろうとした。センはそれらの不十分性を批判する。彼はむしろ「パレート原理」の抑制によってパラドックスの解決を図る。それは、個人の自由な選択を重視しながらも、各個人の「重きをなす選好」を社会的選択とし、「他人の権利を尊重する個人」

による社会的決定である。この研究は、社会的選択理論という分野の、しかも数学的証明を伴う緻密な研究である。しかしそれは、個人の自由と民主主義との両立にかかわる重要な研究であった。

センはさらに「合理的な愚か者」(1977年)という論文で、近代経済学の主流の人間観を批判した。従来の経済理論における経済的モデルは「自己利益を追求する利己主義者」である。この「経済人」においては、一つの選好順序が彼の利害関心、福祉、選択、行動などのすべてを示すとする。この場合、単一の選好順序がすべてを示すのであるから、首尾一貫しており、その意味では「合理的」である。しかしそのような単純な人間は、社会的にはむしろ「ばか」であり「愚か者」である。伝統的な経済理論は「合理的な愚か者」(rational fool)の理論なのである。

それに対して、センは「共感」や「コミットメント」の経済学を提唱する。「共感」においては、自分の利益と他人の利益とは一致する。しかし「コミットメント」は他人が苦しむことを不正と考え、たとえ自分の利益にとって不利であっても、不正をやめさせる選好や行動を行うことである。そのため、「コミットメント」の経済理論のためには新たなモデルが必要とされる。

センは「ケイパビリティ」の概念を経済学に導入して、貧困や不平等の問題に取り組んでゆく。

(2) 「ケイパビリティ・アプローチ」と自由・平等

センは、「何の平等か?」(1980年)などの論文で、平等の問題を論じた。その際、通らなければならぬのは、功利主義への批判である。功利主義では、総効用の集計値がわずかでも増加しさえすれば、そのことの方が分配のはなはだしい不平等よりも重要視されてしまう。例えば、ある財から身体障害者の得る効用が、楽しみを感じる名人の半分しかないとするとき、効用の総和に関心をよせる功利主義者なら、身体障害者よりも快楽名人に多くの所得を与えるであろう。そうすると身体障害者は、所得の分配とその効用において、二重の不遇を強いられることになる。

センはこのような功利主義の問題点を突いて、人間の福祉にとって「非効用情報」の重要性を指摘する。それは、その人が飢えているか、寒さに震えているか、抑圧されているかなどの「客観

的な要因」であり、また、「労働者は搾取されるべきではない」という「道徳的見解」であったり、賃金の男女差別などをなくすための「同一労働、同一賃金」などの要求である。

また、センはロールズによる功利主義批判と正義論の意義を評価しながらも、ロールズへの根本的な批判を行う。それは、ロールズが正義の問題を、「権利、自由と機会、所得と富、自尊心の基礎」という「社会的基本財」の分配としたことである。ここでは、障害者の問題も含めて、人間の多様性が考慮されておらず、人間と財との関係が考慮されていない。ロールズが「社会的基本財」の分配だけを考えたことは、「物神崇拜」である。それは、「マルクスが『商品の物神崇拜』と呼んだ落とし穴——財貨が人の役に立つという理由から（またその限りにおいて）価値をもつではなく、それ自体として価値があるとみなすこと」であるとされる。つまり、財を利用する人間の条件を無視しては、財の価値も計れず、眞の平等にもつながらないのである。

そこで、センが提起するのは、「基本的ケイパビリティ」(basic capability)の平等である。それは「人がある基本的な事柄をなしうるということ」である。身体障害者の例では、身体を動かして移動する能力、栄養補給の能力、衣服を身にまとい雨風をしのぐ手段入手する資力、共同体の社会生活に参加する権能などである。福祉や貧困は、けっして財や所得の量の問題には還元されない。福祉とは「ケイパビリティ」の保障であり、貧困とは「ケイパビリティ」の欠如である。このような「ケイパビリティ・アプローチ」が、国連開発計画「人間開発指標」にも生かされて、乳児死亡率、平均余命、識字率などの指標が取り入れられたのである。

「ケイパビリティ」の概念は『不平等の再検討』(1992年)などでいっそう明確化されている。人間の生活は、相互に関連した「機能」(functioning)の集合であるととらえられる。重要な「機能」は、適切な栄養がとれていること、健康なこと、避けられる病気にかかっていないこと、早死にしないこと、さらに社会生活に参加していること、などである。そして、「ケイパビリティ」とは、実際に何ができるかを示す「機能」の集合であり、どのような生活を選択できるかを示す点で、個人の自由を表現するものである³⁾。

センはこのように、「ケイパビリティ・アプローチ」による自由・平等論を積極的に展開している。同時に彼は、「社会的コミットメントとしての個人の自由」を考える場合、「ケイパビリティ」の自由だけでは不十分であるとして、「エイジエンシーとしての自由」をも主張する。それは、例えば、母国の独立を実現したい、地域の貧困をなくしたい、犯罪をなくしたい、というような社会的活動（エイジエンシー）の自由である。それは、当の活動主体の個人的福祉にはつながらない場合もある。しかし、人間はそのような大義のために行動してこそ、真に自由であると言えるのである。

(3) センの理論と史的唯物論

センは、アリストテレス、スミス、マルクスから影響を受けたと言い、マルクスの問題意識を継承している。また、センの理論は近代経済学の枠組みを出ていると思われる点もあり、史的唯物論とも親和的であると思われる。しかし、センは、「ケイパビリティ・アプローチ」などによって、公共的な討論に参加しようと考えており、社会制度論やグランド・セオリーの提唱には禁欲的であると思われる。史的唯物論は、「ケイパビリティ」のようなセンの分析概念を社会制度論に生かす中で、人権論、自由・平等論などにおいて、その理論を豊かにできると思われる。

IV ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論

(1) コミュニケーション的行為の理論

ハーバーマス (Jürgen Habermas, 1929-)⁴⁾ は、戦後ドイツの進歩的知識人の代表であり、多くの社会的発言を行ってきた。彼の「批判的社會理論」は、西欧マルクス主義を継承しながら、現代の多くの思想家との論争をとおして理論を発展させたものである。

彼は、『コミュニケーション的行為の理論』(1983年)において、次の3点を提起した。

第一は、マックス・ヴェーバーの「目的合理性」に対して、「コミュニケーション的合理性」を対置することである。ヴェーバーは、近代社会の合理化においては「目的合理性」が支配し、経済や

国家における官僚制が人々を「鋼鉄の檻」のもとにおくとした。ルカーチは、資本主義は人間を労働力商品として支配し「物象化」するとした。ホルクハイマーとアドルノは「道具的理性」の支配を論じた。これらに対してハーバーマスは、「目的合理性」や「道具的理性」には解消されない「コミュニケーション的理性」や「コミュニケーション的合理性」を論じたのである。

第二に、ハーバーマスは「システム」と「生活世界」とを提起した。「システム」とは、資本主義経済と近代国家をそれぞれ合理的に統合しているしくみであり、ここでは「目的合理性」が支配している。それに対して、「生活世界」とは、人間相互のコミュニケーション的行為の世界である。「コミュニケーション的行為」とは、参加者相互の了解を経て調整される行為である。その行為の当事者たちは自分の目標を追求するが、その発話行為の妥当性を批判的に検討でき、自分たちの共通の状況を確認しながら自分たちの行為計画を互いに同調させるよう行為するのである。コミュニケーション的行為は、生活世界の「文化」の継承・更新を行い、人々の社会的連帯と「社会的統合」をはかり、「人格」の形成と生活世界への「社会化」を行うのである。

第三に、しかし、「システムによる生活世界の植民地化」が起こる。それは、資本主義経済と国家のシステムが肥大化し、それが生活世界に介入することである。現代社会のこの問題は、マルクスのように労働の世界の「疎外」や「物象化」への批判と、労働者階級による社会革命という議論では理解できない。現代の福祉国家（ドイツでは「社会国家」）では、賃金闘争や労働条件の改善が法的に制度化され、階級闘争は鎮静化された。労働者は消費者であり、大衆デモクラシーのもとで単なる投票者となり、社会保障制度の受動的な受益者となっている。そこで、「システム」の変革ではなく、「システムによる生活世界の植民地化」に対抗する運動が問題である。その対抗の潜在力は、資本主義的経済成長や社会国家から利益を受ける中核部分ではなく、その周辺部にあって経済と行政の肥大化に反対する「新しい社会運動」にこそある。それは、反核・環境保護運動、平和運動、対案提出者の運動、マイノリティ（老人、同性愛者、身体障害者など）、女性解放運動などである。これらが、ハーバーマスの提起であった。

(2) 権利と法の理論

その後、ハーバーマスは、『事実性と妥当性—権利と民主的法治国家についての討議理論の研究』(1992年)によって、コミュニケーション的行為の理論に基づく権利と法の理論を提示した。コミュニケーション的行為における「討議原理」を法の領域に適用したもののが「民主主義原理」である。それは、「法的に組織された討議による法制定過程において、すべての法仲間の同意を得ることができる制定法だけが、正当な妥当性を主張することができる」とされる。

また、ここから「権利の体系」の導出が行われる。それは、①平等な自由権、②国家市民としての地位の権利、③裁判を受ける権利、④政治的参加権、⑤社会保障の権利、という基本権からなるものである。この権利論は「ドイツ基本法」に対応していると言える。これらの基本権は、市民を権利の「受取人」として、権利主体の「私的自律」(自己決定)を保障するとともに、市民が権利の「作成者」として「公的自律」(主権への参加)を保障するものもある。こうして、ハーバーマスは、人権と国民主権との内的連関を明らかにするのである。

ハーバーマスは、また、「市民的社會」(Zivilgesellschaft)の概念を提起する。それは、ヘーゲルやマルクスの市民社會(bürgerliche Gesellschaft、市場經濟の社會)とは區別される。ハーバーマスの言う「市民的社會」は、「非国家的・非經濟的な共同決定と連帶的結合(Assoziation)」を制度的核心として成立し、「自發的に成立した團体・組織・運動」が、法治國家の政治システムの自己変形を促し、そのプログラムに影響を及ぼすとされる。

ハーバーマスは、『コミュニケーション的行為の理論』では、「システムによる生活世界の植民地化」に反対するにとどまった。それに対して『事実性と妥当性』では、「社会國家のプロジェクト」の「高次の反省段階を通じた継続」を主張する。その中心課題は「資本主義經濟システムの制御」である。それは、行政権力の発動を制御し、「資本主義的經濟システムを社会的かつエコロジー的に再構築する」ことである。

自由や権利は、ロールズのように、「分配的正義」によって財と同じように分配されるものでは

ない。ハーバーマスが主張する討議理論の「手続き主義の法パラダイム」によれば、自由や権利に基づく市民の「私的自律」(自己決定)も、市民の「公的自律」(国民主権)によって獲得されるのである。こうして、「市民的社會」や政治的公共圏の活性化させ、市民参加を追求するラジカル・デモクラシーが主張されるのである。

(3) ハーバーマス理論と史的唯物論

ハーバーマスは、「システム」と「生活世界」とを二元論的にとらえた。「コミュニケーション的行為」は「戦略的行為」(「合目的的活動」)と切り離され、「生活世界」が理想化される。しかも「生活世界」は、物質的な生産・消費・廃棄や、生命の再生産の世界ではない。他方で、「システム」をウェーバーの「合理化論」やルカーチの「物象化論」の延長でとらえつつ、その「合理化」の必然性を承認している。

しかしながら、資本主義社會は、国家や資本の支配と労働運動やさまざまな社会運動との矛盾の中でとらえるべきであろう。実際、労働運動・住民運動・市民運動もこのような現実の生活に根ざし、そこに根拠をもつ運動である。それはコミュニケーション的行為にはとどまらない。エコロジーの問題も、資本主義經濟が「自然と人間との物質代謝」を攪乱・破壊している仕組みを変革して、環境保全の仕組みをつくる問題として提起されねばならない。さらに、物象化された「システム」と抑圧のない「生活世界」との二元論は、フェミニズムからも批判されている。実際、職場での雇用や賃金における男女平等、労働時間短縮と家事労働の分担などを抜きに、男女平等の問題は論じられないのである。

また、市民的社會(Zivilgesellschaft)と市民社會(bürgerliche Gesellschaft)との分離も問題であろう。「連帶的社會」(アソシエーション)は「市場經濟」と分離されるべきものではない。市場經濟の社會的規制のためにも、生産・流通・消費・環境保全・社会福祉などの物質的生活の場にこそ、「連帶的社會」の原理を生かす必要があるであろう。

ハーバーマスの二元論を克服して、彼の問題提起を生かす視点は、私はマルクスの言う「現実的な生活過程」のとらえ直しにあると思う。マルクスは、『経済学批判』「序言」における史的唯物論

の「定式」の中で、「人間生活の社会的生産」において、経済構造（土台）と国家（上部構造）、意識諸形態からなる社会構造（社会構成体）をとらえるとともに、「物質的生活の生産様式が、社会的・政治的・精神的生活過程一般を制約する」とした。ここでは、社会の構造的な把握とともに、それらが現実的な生活過程における社会的実践によって形成され、維持され、変革されるという視点がある。ハーバーマスが提起した「コミュニケーション的行為」や「公共圏」、「市民的社会」なども、現実の社会構造と生活過程の中で展開される社会的実践の中で、とりわけ民主主義の運動とその組織、世論形成などに関わるものとして、史的唯物論の理論の中で位置づけ直さなければならぬであろう。

注

- 1) ジョン・ロールズ『正義論』矢島欽次監訳、紀伊国屋書店、1979年。また、川本隆史『ロールズ』講談社、1997年、同『現代倫理学の冒険』創文社、1995年、など参照。
- 2) アマルティア・セン『合理的な愚か者』大庭健・

川本隆史訳、勁草書房、1989年、同『福祉の経済学』鈴村興太郎訳、岩波書店、1988年、同『不平等の再検討』池本幸生ほか訳、岩波書店、1999年、鈴村興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン』実教出版、2001年、など参照。

- 3) なお、capability は一般に「潜在能力」と訳されている。しかし capability は社会的・経済的制度によって可能になる能力であって、日本語の「潜在能力」が意味するような、個人に内在する能力ではない。またそれは、具体的な実行可能性を示す能力であって、けっして潜在的な「見えない能力」ではない。これらの点で、「潜在能力」という訛語は誤解を与えるものであり、現に一部では誤解を与えていると思われる。
- 4) ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』上・中・下、河上倫逸、M・フーブリヒト他訳、未来社、1985-87年、同『事実性と妥当性』上・下、河上倫逸・耳野健二訳、未来社、2002-03年、中岡成文『ハーバーマス』講談社、1996年、など参照。

(まきの ひろよし 所員 阪南大学)

友愛原理と公共圏

一般に軽視されてきたと言われている友愛原理の存続を確認し、友愛を自由・平等とワンセットのものとして捉え、それを市民社会論とかみ合わせることによって、友愛圏と公共圏の重なりの可能性を探求する。



NAKAMURA Koji

中村 浩爾

※本稿は、2005年12月24日に京都市職員会館「かもがわ」において開催された「現代資本主義研究会」での報告に、加筆・修正したものである。報告では、より詳細な説明を行ない、多くの資料や図を用いたが、ここでは紙幅の都合で省略せざるを得なかったことをお断りしておきたい。

I なぜ今「友愛」か

歴史的観点からすれば、「友愛」ではなく、その現代版たる「連帯」について語るべきだとも思われるが、「連帯」はポーランド自主労組「連帯」の挫折など実践面での後退や、語の乱用による意味の曖昧化があるのに対して、「友愛」については、現代的に再解釈されて語られることが増えていっているという現実がある。その点で、「友愛」について論ずる意義がある。

ただし、「友愛」について考える場合、まず「友愛」が単独で語られる場合と他の原理との関係で語られる場合との違いを意識しておく必要がある。それ故、まず「友愛」を友情や憐憫のように、いわば感情的なもの、主観的なものとしてではなく、客観的なものとして、すなわち社会編成原理としてとらえる必要がある。次に、たとえば、「自由・平等・友愛」と言われる場合と、「自由・平等・博愛」と言われる場合の「友愛」と「博愛」

の違い、そしてそれが生ずる理由を明確にする必要がある¹⁾。

「公共」について考える場合、「公共性」として考えるのが通常であり、ハーバーマスの öffentlichkeit が「公共性」と訳されてきたのは周知のことである。しかし、öffentlichkeit の本来の意味が「公共圏」であったことも今ではよく知られている。したがって、「公共」という場合、「公共性」と「公共圏」の二義、あるいは二側面があると見るべきである。それを前提とした上で、私はここでは「公共圏」という用語で論じたい。その理由は、「公共」あるいは öffentlichkeit の空間的意味を重視し、そうすることによって、社会編成原理としてとらえられた友愛を、「公共圏」の編成原理としてもとらえることが可能ではないかと考えるからである。

II 自由と平等との対立と それへの対処の仕方

友愛を社会編成原理としてとらえようとした場合、友愛よりその性格が明確な自由と平等が当然、問題となる。自由主義 vs 平等主義、あるいは資本主義 vs 社会主義というように対立的にとらえられることが多いが、この対立に対する態度は一様ではない。対立そのものの否定、第三の原理

による調和の構想、一律的解決策の否定、統一・調和の否定など、様々である。

ドゥオーキンは、この対立を否定する典型例である。しかし、アメリカのリベラリズムは平等主義という方が正確であり、むしろリバタリアニズムとの区別の方が重要であるので、この見方はむしろ当然のように見える。しかしながら、ドゥオーキンの「博愛的共同体」の提唱は、第三の原理による調和、あるいは、コミュニタリアニズム、より正確にはリベラル・コミュニタリアニズムと呼べるかもしれない。自由と平等との対立を調和させる第三の原理の提唱と見ることが出来るのは、ロールズの正義の第二原理（格差原理＝博愛）、中西洋の「友愛主義」（後述）、片岡昇の「人間の尊厳」²⁾などである。

このような、いわば、楽観的な見方に対して、足立幸男は公共政策論の立場から、ややクールな見方を提供している。すなわち、政策の対立や価値の対立に対しては、三つの方法（一元論、レキシカル・オーダー、トレードオフ）が存在するが、どれを採用するのがいいかは、対立している原理が何であるかによって異なるというわけである³⁾。また、笹倉秀夫は、丸山真男を支持しつつ、法哲学的見地から、二者択一的発想や両者の統一という発想を否定する⁴⁾。すなわち、自由と平等、あるいは自由主義と民主主義の対立的側面と相補的側面を重視すべきであって、安易な対立の統一や止揚を否定するのである。

私の立場は、自由と平等との対立を前提にした上で、第3の原理たる友愛による調和を考えるという立場に含まれることになるが、自由・平等と友愛をいったん切り離した上で統一するのではなく、自由・平等・友愛をはじめからワンセットでとらえるという立場である。ただし、笹倉／丸山の「永遠の緊張関係」という立場にも留意する。

なお、自由と平等の対立、その調和という問題の立て方の限界も考えておく必要がある。つまり、そのような対立のさせ方より、自由 vs 権威、自由 vs 介入などという対立のさせ方の方が適切かもしれないということである。たとえば、西谷敏の「集団的自由主義」⁵⁾、棚瀬孝雄の「自由主義的共同体」⁶⁾という類型の有効性がそれを証明している。

III フラテルニテ原理の「軽視」

さて、フラテルニテ（fraternité）原理については、それが自由や平等原理に比して、軽視されてきたということは早くから言われている⁷⁾。おそらく、それを問題化し、理論化した現代の学者として最も有名なのはロールズであろう。正義の第2原理たる「格差原理」については、様々な批判が可能であるが、ロールズ自身は次のように「格差原理」を明確にフラテルニテ原理と関係付けている。「格差原理の更なるメリットはそれがフラタニティ原理の一つの解釈を提供することである。自由・平等に比べて、フラタニティのアイデアは民主主義理論の中で劣位にある。しかし、格差原理はフラタニティの元来の意味に対応しているようみえる。」⁸⁾ここに言うフラタニティは、「博愛」である。

このような一般的な見方に対して、次のような笛倉の有力な異論がある。「フランス革命のスローガンのうち、〈友愛〉はその後忘却され、〈自由・平等〉のみが残った、としばしば言われるのであるが、事実は、この〈友愛〉は、ヨーロッパの自由主義的思想において、〈徳〉なり〈公共心〉なり Sittlichkeit なり〈連帯〉なりに読み替えられた形で、しかしその根本的立場を継承されていったのであって、絶えず問題視され排除され続けたのは、むしろフランス革命において93年憲法以降中心的概念となった〈平等〉の方だったのである。」⁹⁾

しかし、実は、フランス革命当時から自由・平等原理に比してフラテルニテ原理の登場は遅れたという事実に注目することが肝要である。クローズアップされたのは、1792年に入ってからであり、開花したのは1848年11月憲法においてである。しかも、登場後も友愛の位置は、中央（革命軍）と地方（農民軍）とでは異なっていた。前者では「自由・平等・友愛」の順であり、後者では「友愛・自由・平等」の順だったのである¹⁰⁾。たしかに、サンシモンは自由・平等のみではなく、友愛にも言及した。しかし、中西洋によれば、「友愛と道德との結合により、彼の到達した『道徳科学』の原理は〈人類愛〉と〈隣人愛〉との区別をみると、両者を觀念的に短絡させたものとなっ

た。サン・シモンが今日的なものとみる道徳原理、〈普遍的友愛〉は、決して〈兄弟愛〉ないし〈隣人愛〉ではなく、〈博愛（フィランソロピー）〉であった。¹¹⁾ ロベスピエールも「国際的友愛」¹²⁾ を語ったが、同様である。つまり、いずれも、博愛と友愛を混淆していたのである。もちろん、「普遍的友愛」そのものは、必要であり、否定すべきものではない。中西洋は、「特殊的友愛」から「普遍的友愛」への転化の動態の中に、革命の必然性を見ている¹³⁾。

このような歴史的事実に着目すれば、友愛の位置が自由・平等に比して不安定であり、そのためには、定着しにくかったという見方にはやはり説得力がある。

IV 友愛原理の「再生」

中西洋は1981年「世界」2月号に、「友愛主義宣言」なるものを発表した。中西によれば、友愛主義社会とは、辺境を必要とする自由主義社会とも、閉鎖システムたる平等主義社会とも異なって、「人々の自然的不平等と、彼らの自由な活動の結果としての社会的不平等とを——頭から否定するのではなく——自らのうちに包含しながら、その不平等な結果をたえず平等な再出発の地点に復元し、再び各人の自由な活動をうながす社会メカニズムを生み出す」¹⁴⁾ ような社会である。その原理は、労働力の所有を一切に優先させることであり、彼はそこにヘーゲルの正しさと限界を見出すのだが、友愛主義世界の構造の概略は、次の通りである。資本は集團所有、土地は国家所有である。自由の体現者たる個人は、自己の家族のうちに共同的個人としての実体的基盤を見出す。友愛原理はこの家族のうちに培われる。個人が自分を自発的に共同体に組織する第一次的形態は、労働組合ないし職業組合である。この組織の原理は友愛である。個人は、平等原理を体現している国家の中に生まれるが、なかでも、司法・教育・情報の3部門の運営は、それぞれ独立のギルド的職業組合〔法曹組合、教員組合、ジャーナリスト組合〕の自治的管理に委ねられる。個人と労働組合とは、それぞれ労働市場を介して企業〔集團所有〕に参加しました離脱する。彼らにとって企業は二次的派生的な友愛組織である。国家は、計画および市場

を介して、企業活動を統制する¹⁵⁾。

中西にとっての友愛とは次のようなものである。「私が想起したいのは（中略）、人類がチンパンジーと分かれて独自の群れ動物として生活を始めた時代のことである。（中略）〈愛=友愛〉とは群れ動物である靈長類一般の本性=自然（ネイチャ）であると推論しても不自然ではないであろう。人類にとっても〈友愛〉は最深層の本性なのである。」¹⁶⁾

また、アリストテレスの友愛への言及〔友愛にもとづく共同関係=中間者の国家（政治学、第4巻）〕も、援用されている。前者からは、中西の理想主義と、いわゆる本能的自然法思想を、後者からは中間層（中流階級）の心情を感じさせられる。ここでは、その当否については留保し、中西が友愛原理を自由・平等原理との関係の中で、しかも社会編成原理としてとらえている点に注目したい。

ところで、石井伸男は、岩田昌征がカール・ボランニーの「再分配—互酬—交換」図式に「平等—友愛—自由」を対応させ（これは更に「計画経済—協議経済—市場経済」に対応させられているのであるが）、「友愛」がユーゴスラヴィアで自覚的に復権していたと指摘するのに対して、現代社会における友愛原理の残存を説き、上記図式に「普遍性—特殊性—個別性」を対応させた¹⁷⁾。ここには、ヘーゲル哲学の応用があり、中西との接点がある。私の観点からは、これとともに、石井が、自由・平等・友愛を「ワンセット」としてとらえようとしている点がとくに重要である¹⁸⁾。なお、石井伸男は、オーウェンとフランス社会主义の主要潮流は、いずれも「労働者アソシエーション」の建設を中心に社会主义を構想した協同社会主义思想を有しており、マルクスは、これを継承したという見方をしている。

さて、再生と言うと、一度死んだものが生き返るというニュアンスがあり、中西の論にはその傾向がある。しかし、私は石井や笛倉と同じく友愛そのものは存在し続けてきたと考える¹⁹⁾。もちろん、「友愛→団結→連帶」という歴史的展開の中で考えなければならぬ²⁰⁾、その意味では再生ではなく、再発見である。再生したのは、事実のレベルではなく、思想のレベルと言うべきであり、いわば近代の原点に帰る、あるいは原点を見直すことである。

V 友愛原理と公共圏

政治・市場領域以外の第三領域の重要性は、多くの論者が認めている。しかし、2元論が消滅したわけではなく、3元論にしても、第3領域の性格や位置づけは多様であり、3領域の相互関係の捉え方は一層多様であるばかりではなく、4元論や5元論もある。たとえば、三成美保の「親密圏」(図1参照)や神野直彦・澤井安勇の「アソシエーション」、同じくネオ・コーポラティズム論における「アソシエーション」、さらに、辻中豊の「利益団体空間」など²¹⁾、これらは、3領域に新たに加えられた第4領域であり、4元論ということになるが、第3領域の深化、あるいは、3領域の性格の明確化を見ることもできる。

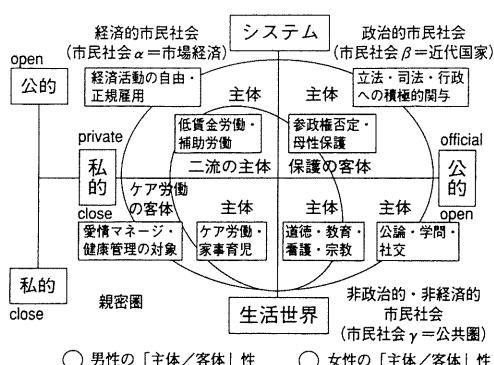


図1 市民社会三元モデル（三成美）
—19世紀市民社会の構図—

コミュニティとアソシエーションの相補関係という観点からは²²⁾、澤井の4元図式(=ソーシャル・ガバナンス論)が、3領域の哲学的把握という観点からは、石井伸男や中西洋の3元図式が、法学の観点からは、吉田克己の「市民社会 α ・市民社会 β ・市民社会 γ 」の3元図式が²³⁾、またそれにジェンダー的視点から改良を加えた三成美保の4元図式が、経済の観点からは、藤岡惇の3元図式(図2)が²⁴⁾、より示唆的であるというように、視角によって、評価に違いが出る。三領域の交錯領域に目を向けた場合、澤井と藤岡から得るものが多い。とくに、藤岡の場合、政治・経済・社会の3圏の基盤、あるいはそれらを包摂するも

のとして「大地・自然」を配している点と、社会の中に「文化」領域を配している点が、ヘーゲルを批判的に摂取した恒藤恭の「全体社会論」に通じるものがあり興味深い²⁵⁾。

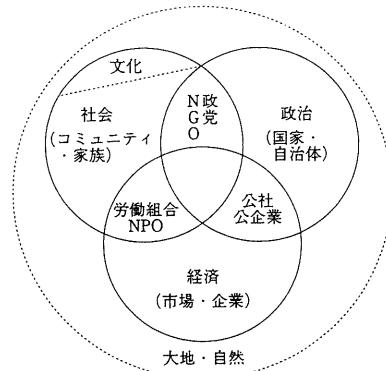


図2 人間活動の4領域の相関 (藤岡)

私は、3元論の立場に立って、三つの領域に「自由・平等・友愛」を対応させてみたのであるが、石井伸男と中西洋の仕事がヒントを与えてくれる。前述の如く、岩田昌征が「平等・友愛・自由」をボランニーの「再分配・互酬・交換」に対応させ、石井はそれにヘーゲルを思わせる仕方

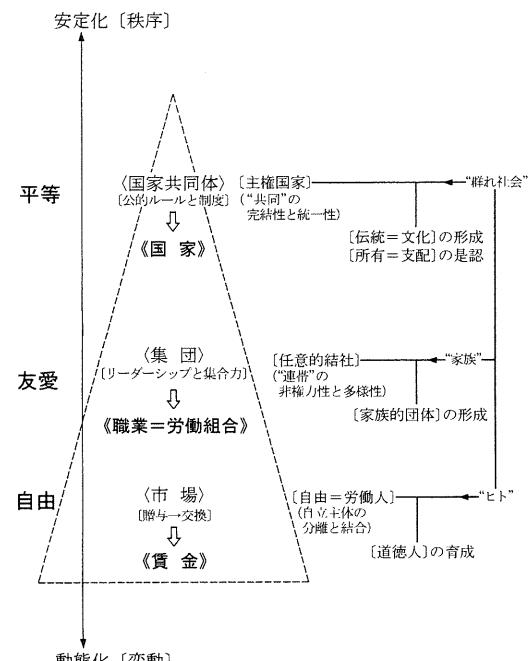


図3 人の〈社会組織〉の3層構造 (中西洋)

で「普遍性（国家）・特殊性（市民社会）・個別性（家族）」を対応させる。中西洋は、「平等・友愛・自由」に「国家・集団・市場」を対応させる点で（図3参照），これらと共通しているが，それを「互助的アゴラ・競争的アリーナ・教育的ガルテン」と特徴づけ，主体として「未成年者・成人・高齢者」を対応させ，ライフサイクルの中で，空間的にのみならず時間的にもとらえている点が大変ユニークである²⁶⁾。

私は，ソーシャル・ガバナンス論の4元図式（アソシエーションが政府・市場・コミュニティの3圈の中心にあって，4圈が相互作用を行うという図式—図4）に魅力を感じるが，それは他の図式においては，「社会」や「生活世界」として一括されがちな部分をアソシエーションとコミュニティに区分し，コミュニティの開放・閉鎖の二面的性格，そしてコミュニティとアソシエーションの対立と補完の関係を浮き彫りにし，アソシエーションに他の3圈に対する中心的な役割を担わせているからである。もし，この図式におけるアソシエーションを「公共圏」と呼ぶことができれば，石井や中西の図式における「友愛圏」と重ね合わせることが可能である。中西や石井の所論に明らかなように，友愛原理を，協議経済メカニズムや中間集団の組織原理とすることができるが，協議経済メカニズムや中間集団をアソシエーション＝公共圏と等置すれば，その組織原理は友愛原理であるということになる。

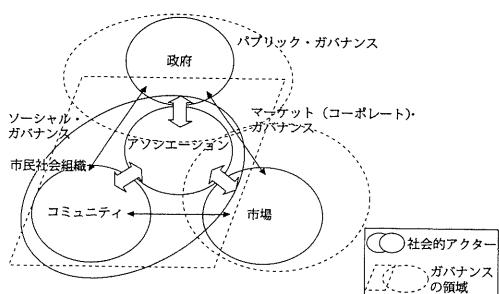


図4 ソーシャル・ガバナンスの構図（澤井）

このようないわゆる「領域論的アプローチ」に対しても，アクター論的アプローチからの批判がある²⁷⁾。たしかに，国家と私の領域の間に市民社会を位置づける上で，アクター論は優れている。とくに，市民社会の構成員として，個人を単位と

考えるのか，それとも家族を考えるのか，という問題を立てた場合，その優位性が明らかとなる²⁸⁾。しかし，それに対しても，結局，「調整」や「形成」の観点や方策が欠けているという批判がある。桂木隆夫の公共哲学的立場からの「公共性の生成の領域」という捉え方が参考になるが²⁹⁾，私は，中西の時間的把握も念頭におきつつ，今のところ，基本的には領域論的アプローチを重視したい。

おわりに

友愛原理の存続を確認し，ワンセットの中の友愛を強調し，さらに友愛圏とアソシエーションを重ね合わせるといっても，「自由・平等・友愛」というフランス革命の理念をいわば絶対化・理想化して友愛を再評価することがいいかどうかを考える必要もある。フランス革命当時でさえ，友愛原理の登場は遅れ，その内容についての理解にも違いがあった。フランス革命そのものや「自由・平等・友愛」理念そのものの問い合わせも必要である³⁰⁾。その意味では，三成の構想は，ジェンダー的視点の優位さを示し，それに対する一つの回答を示している。また，ソーシャル・ガバナンス論は，友愛圏の構造を解明する上で多くの示唆を含んでいると言える。

注

- 1) 日本では「自由・平等・博愛」と言われるのが常であり，その使用例は枚挙に暇がない。たとえば，『朝日新聞』「天声人語」05年11月8日，同新聞05年11月17日27面「ワールドくりっく」欄など。ここには，単なる，訳語選択の問題に止まらず相互扶助的（労働者的）立場か慈善的（ブルジョワ的）立場かという，イデオロギー的な問題が存在しているように思われる。注18参照。
- 2) 『法の科学』（民主主義科学者協会法律部会年報）第20号，日本評論社，1992年。
- 3) 足立幸男『政策と価値』ミネルヴァ書房，1991年，90頁以下。
- 4) 笹倉秀夫『法哲学講義』東京大学出版会，2002年。
- 5) 西谷敏の場合は，「個人的自由主義」，「集団的自由主義」，「個人的介入主義」，「集団的介入主義」の四つに類型化されている。西谷敏『ドイツ労働法思想史論』日本評論社，1987年。

- 6) 棚瀬孝雄の場合には、共同体が前提であって、自由主義はその類型を特徴づける四つの条件、すなわち、構造主義、自由主義、保守主義、共和主義の中の一つの条件に過ぎず、彼自身は「構造主義的共同体」を理想とする。棚瀬孝雄「共同体論と憲法解釈」上・下、『ジャーリスト』(No. 1222, 1227) 2002年5月、1-15日。
- 7) たとえば、Georges Gurvitch, Democracy As Sociological Problem, in *Journal of Legal and Political Sociology*, vol. 1, 1942, pp. 47-48.
- 8) John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971, p. 105.
- 9) 笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』東京大学出版会、1979年、220-221頁。
- 10) 森山軍治郎『ヴァンデ戦争』筑摩書房、1996年。
- 11) 中西洋『自由・平等と友愛——“市民社会”；その超克の試みと挫折——』ミネルヴァ書房、1994年、96-102頁、とくに100頁。
- 12) 彼は、1793年憲法草案の討議の中でなお、諸国家を超えた「国際的友愛」の理想を語ろうとしたのである。中西前掲書、12頁。
- 13) 中西、前掲書、398頁。
- 14) 中西、前掲書、vii, viii頁。
- 15) 中西、前掲書、385-400頁。
- 16) 中西洋『《賃金》・《職業＝労働組合》・《国家》の理論』ミネルヴァ書房、1998年、183頁。
- 17) 「友愛とは、いっぺんに人類愛というようなグローバルな規模の問題に飛躍することではなく、むしろ主として『顔の見える』範囲での人ととのつながりにおいて成り立つ事態だということになる。(中略) 友愛関係には、その独自の意義にとどまらず、特殊として個別と普遍を媒介する役割があると考えられるであろう。」(石井伸男「自由・平等・友愛と協同社会主義」、後藤道夫編『新たな社会への基礎イメージ』大月書店、1995年、所収、150-151頁。)
- 18) ただし、ワンセットでとらえる場合でも、博愛か友愛か、の違い、そしてそこにあらわれているイデオロギーの対立に注意することが重要である。たとえば、日経連根本会長(当時)は1995年8月日経連経営トップセミナー基調講演において、「自由と平等との架け橋としての博愛」を強調した。ここでは、フタルニテが博愛と理解された上で、しかも矮小化され、ボランティアが奨励される一方で国家の公的責任が放棄されている。
- 19) 石井、前掲書、147頁。
- 20) この展開図式は、ポーランドの自主労組「連帯」が登場した頃に、川口是が強調していたことである。「団結」に対応するのは、ロシア革命である。
- 21) 三成美保『ジェンダーの法史学』勁草書房、2005年、神野直彦／澤井安勇『ソーシャル・ガバナンス』東洋経済新報社、2004年、辻中豊編『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社、2002年、223頁参照。
- 22) 中西洋の「家族に内在する二つの契機」(=コミュニティとアソシエーション)については、中村浩爾『民主主義の深化と市民社会——現代日本社会の民主主義的考察——』文理閣、2005年、121-124、132-133頁参照。
- 23) 吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社、1999年。
- 24) 藤岡惇「平和の経済学——〈くずれぬ平和〉を支える社会経済システムの探究——」『立命館経済学』、第54巻、特別号、2005年10月、227頁。
- 25) 中村浩爾、前掲書、補論II「恒藤恭の全体社会概念と市民社会論への示唆」参照。
- 26) イギリスにおける「友愛組合」の存在がヘーゲルのコルボラティオーン(職業団体)論の示唆になったと言われているが(藤野涉・赤澤正敏訳『法の哲学』中央公論社、世界の名著35、461頁、注②)、その点からしても、中西が、国家と市場の中間にある集団、すなわちコルボラティオーンに友愛を対応させたのは的射ていると言える。
- 27) 山口定『市民社会論——歴史的遺産と新展開——』有斐閣、2004年、180頁。
- 28) 吉田克己の場合、家族を市民社会に入れるかどうかで搖ががある。家族を市民社会内部に位置づけることは可能であり、現にそういう立場がある。山口前掲書、179頁。
- 29) 桂木隆夫の公共哲学の立場からの「公共性の生成の領域」というとらえかたは、まさに、領域論的アプローチと規範論的アプローチを架橋するものではないかと思われる。桂木隆夫『公共哲学とはなんだろう——民主主義と市場の新しい見方——』勁草書房、2005年、105-109頁。
- 30) 1980年代に、ドイツ社会民主党の基本価値委員会が「自由・平等・友愛」を「自由・公正・連帯」へと転換し、国際的にも影響を与えたことを想起せよ。山口定、前掲書、320頁参照。
- (なかむら こうじ 所員 元大阪経済法科大学)

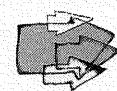
田中宏著

『EU加盟と移行の経済学』

ミネルヴァ書房 2005年4月 3,990円

EU加盟と移行の経済学

田中 宏著



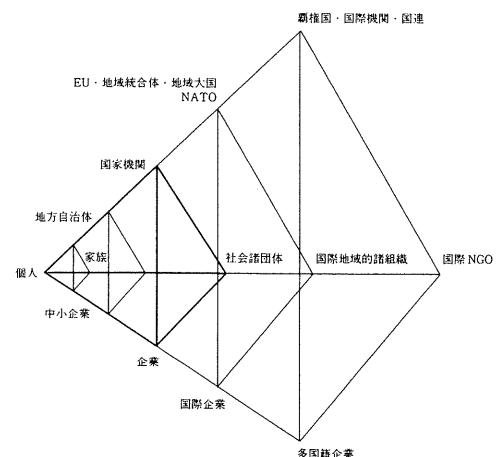
ISBN 4-86117-166-6

1989年の東欧革命と1991年のソ連邦崩壊以降、「移行の経済学」あるいは「移行経済論」を冠する書物や研究は多数出版されており、わが国では当該諸国や欧米で出版された移行経済論を紹介する文献も多い。しかし実際には、「理論」と呼ばれるものの中には特定の事柄に注目して名づけられた単なる「キーワード」程度のものが散見され、移行経済の統一的な説明を目指した体系としての「移行経済理論」はそう多くはない。ほとんどの移行諸国の歩みがわずか10数年にすぎないという歴史的な浅さを考えると、移行経済をめぐる現在のこうした理論状況は至極当然とも考えられる。しかし、一部の移行諸国がEU加盟を果たした今でも、ベトナムや中国も含めて改革途上の国の方が多く、移行経済は完全に過去のものではない。移行経済を体系的に把握しようとする嘗みは今後も継続される必要があり、国際経済と比較経済体制分析を統合する体系的な理論の構築を目指した本書の意欲的な挑戦は、こうした現在の移行経済理論の発展段階のなかで積極的に評価されるべきものであろう。

本書の最大の特徴は、タイトルにある移行期の経済だけでなく旧システム（著者はこれを「国家社会主義」と定義する）を同時に観察でき、また国際経済分析と比較経済体制分析を結合することができる総合的な分析枠組みとして「コンフィギュレーション理論」を提起していることである。そこで、ここでは本書の具体的な内容を詳細に紹介・検討することはせず、この理論を中心に扱いたい。

まず、コンフィギュレーション（立体的相互配置）理論の用語自体は、H. ミンツバーグに由来する。著者はA. ピクルとJ. トゥラーの「システム的思考」という接近方法とR. ホリングスワースの社会経済学における多層分析の議論を援用して5層からなる三角錐を示している（右図）。5層の三角錐の中で中核に位置するのは国家機関・企業・社会諸団体・個人が結びつく三角錐であり、一国的な構造である。例えばこの層では、国家機関・企業・個人の平面が市場社会、国家機関・社会諸団体・企業の面が管理社会、個人・社会諸団体・企業の面が市民社会、国家機関・社会諸

団体・個人の面は安全社会を形成する。各水準の4つの主体的行為者の関係的プロセスは、広義の意味での調整（官僚的、市場競争的、倫理的、攻撃的調整）によって表現される。



〔出所〕本書、12頁。

次に、個人が三角錐の出発点（底辺）に位置するのは、行為者の意思決定・自律性を重視しているためである。しかし、この個人が関係を取り結ぶ外部行為者は無数であるため、経済は多主体複雑系として理解される。また、体制転換は、「異なるノルム・文化・行動習性を持つ行為者の緊密な相互作用」と、「世界を解釈する方法の変化」によって説明されるが、行為者を行動する自律的主体であると見るならば、後者の「世界を解釈する方法」を行為者が内部に持つなければならない。そしてこの「内部モデル」が、「日々の再生産の中でいくつかの遺産の断片を新しい方法で創造的に再結合」するという「ブリコラージュ」を通じて変化する。体制転換はこのような過程として理解されるのである（14-16頁）。

以上が評者なりに整理した「コンフィギュレーション理論」の概要である。その分析の結果から、国家社会主義下と移行期の東欧の「立体的相互配置」が示される（249頁）。

国家社会主義体制下では、計画中央＝国家と国営企業、個人という3つの経済主体が生産手段の国有制と共産党の一党制という制度的基盤が造りだす「計画空間」（3角形）とアウタルキー的な国際環境（ソ連主導のコメコン・ワルシャワ条約機構体制と閉鎖経済）のなかで交渉と調整を繰り返しながら再生産を行っていた。

ここで興味深いのは、社会主義体制下の一国レベルの関係が個人－国家機関－社会諸団体－企業からなる3角錐ではなく、社会諸団体が企業に包摂された形の平面（3角形）としてとらえられていることである。著者は社会諸団体として特に具体的な組織名を挙げてはいないが、例えば共産党を企業あるいは国家に近い組織とみなすことができるかという点については、より慎重な検討が必要ではないだろうか。戦後のソ連に関する研究によると、地方の共産党は社会福祉サービスの提供等に関して企業や国家機関とは異なる地元の利害を代表していた。さらに共産党幹部と国家機関の官僚は、相互の人的交流や異動がほとんど存在しないなかで、異なる利害と行動原理を持つ集団であった（D. レーン『ロシアのエリート』2001年、窓社）。こうしたローカルなレベルでの利害と昇進経路の分裂を考えると、確かにソ連共産党を憲法どおりの「社会団体」とみなすことには問題があるが、国家機関や企業と同一視することもできないだろう。

次に、移行期の分析では、本書のタイトルにある「EU加盟」を目標としてきた中東欧諸国、特にハンガリーに焦点が当てられている（第4～10章）。そこでの「立体的相互配置」は次のように理解される。中央計画化が廃止され、移行国家が登場し、国際環境ではグローバル化と地域統合（EU）への参入が進行する。国営企業は民営化され、新規民間企業も誕生する。旧国家システムの廃止と国営企業の民営化の結果、新たな主体として地域・社会諸団体が登場する。この新たに形成された4つの主体が市場経済化のなかで再生産と調整・発展・衰退を進行させているのである（249頁）。

ここでも評者は、新たに登場する社会諸団体の内容を明確にする必要性を感じる。社会団体として、例えば古典的な「労働組合」が想起されるかもしれないが、著者が指摘するようにそれほど強い影響力を持っていないとすれば、「新たに登場した」有力な組織とは言えないだろう。あるいは著者は、現在さまざまな分野での活動が注目されている各種NGOを念頭に置いているのかもしれないし（実際、三角錐の第5層は国際NGOと記述されている）、宗教団体を当てはめることも可能かもしれない。詳細な分析は今後に委ねられ

るにしても、社会諸団体の軸にどのような組織を据えることが望ましいか（あるいは可能か）、例示すべきではなかっただろうか。

類型化とコンフィギュレーションの関係についても同様のことが指摘できる。著者は最終章で「コンフィギュレーション理論が…理論・分析装置としていかにしてどの程度まで有効であったかを検証」する「一環として市場経済移行の類型論への接近」（247頁）を行っている。つまり、各国ごとのコンフィギュレーション（立体的相互配置）を明らかにする作業が、最終的に意味ある類型化を可能にするという関係にあるのだろうか。また、コンフィギュレーション理論の主要な（少なくとも一つの）利点は類型化になるとみなしてよいのだろうか。評者はこれらの点に強い疑問を呈しているわけではないが、両者の関係についてのより丁寧な説明が求められる。

付け加えて言うと、新しい理論の評価においては、理論の体系性とともに、どういう点で他理論からの優位性が發揮されているのかという観点からの検証が必要である。移行期を観察する分析装置として「コンフィギュレーション理論」を用いるならば、本書で述べられているような「マルクス経済学との相違」のみならず、移行経済について積極的に言及している進化経済学等との関係についても一考すべきであろう。

著者の提起する「コンフィギュレーション理論」について十分な評価を下す能力を、残念ながら評者は現在持ち合わせていない。ただし、新たな理論構築を試みる著者の着想と意欲には敬服するものの、率直などころ、まだそれは荒削りのデッサンでしかなく、今後補うべき論点は多いと感じる。上に指摘した諸点を含め、細かな論点に逐次回答を与えていくことを通じて、壮大な理論は緻密性を増し、発展することになるだろう。今後多くの読者が本書に関心を持ち、活発な議論が展開されることを期待したい。

最後に、ロシアを研究対象としている評者の立場から、次のような疑問を提起したい。「体制転換とは何であったか」という点について、著者は、東欧にとっては欧州回帰であり、具体的には「EU加盟で終わった」（1頁）と解釈している。しかしながらEU加盟は、純粋に経済的な問題ではなく、東欧諸国にとってのみ現実的な意味での「目標」になりうるのであって、大部分の旧ソ連諸国にはそれは当てはまらない。本書のタイトルからは違和感の無いものではあるにしても、このように限定された定義だけでは、社会主義経済に関する前半の記述や、提起されている理論の広がりを十分に活かすことができないのではないだろうか。

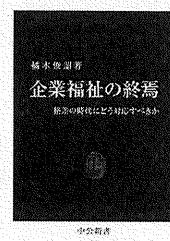
（藤原克美 所員 大阪外国语大学）

書評

橋木俊詔著

『企業福祉の終焉 — 格差の時代にどう対応すべきか —』

中央公論新社 2005年4月 756円



はじめに

本書のキーワードである「企業福祉」についてまず整理しておく。「企業福祉」は、「企業が提供する賃金以外の企業の費用負担と管理で運営される福利厚生施設や各種福祉活動」のことであり、狭義の「企業福祉」である法定外福利厚生と広義の「企業福祉」である法定福利厚生や退職金などを指す。多くの論者が指摘するように、企業が主体であることから、労働者の定着、能率の向上、労使関係の安定と企業内包摶などの人事労務管理的機能としての役割を果たしてきた。労働費用の多くは賃金であるが、非賃金労働費用の比率も近年は20%近くにもなる。「総労務費」あるいは「総額人件費」という主張は、昭和初期に日本の低賃金に対する海外からの非難に対し賃金以外にも福利厚生費があることを弁解したことに始まったという。

「企業福祉」は、労働者からすれば現象としては報酬の拡大を意味するが、内実は労務管理機能故に手枷足枷になる。このことから労働組合サイドは長く警戒心を持っていた時期があったが、民間大企業で協調主義的労働組合がヘゲモニーを握って以降は、労働組合運動の成果として持ち上げるようになった。しかも近年では企業内労使交渉でこれといった成果を獲得できないようになると、かつては忌み嫌っていた「戦闘的潮流」までが、成果としてもてはやすようになった。だが現在では、「企業福祉」もまた大きな曲がり角にたたされている。こうした現状認識をまず前提として橋木氏の著書にふれたい。

本書ではその「企業福祉」が、すでに歴史的に役割を終えたという結論に導くためのものであり、橋木氏が從来から主張してきたものの総集編である。我が国が少子高齢化の時代に突入し、人々の生活保障のあり方が問われているとき、企業は福祉から撤退して、企業は本来の活動に専念し、福祉は別の「分野」がおこなえればいいという主張は、それなりに1つの方法であり重要な問題提起である。だがそれが「企業福祉」のオルタナティブは何かという論議を深めることができなければ、企業や財界にとって都合のいいようにつま

み食いにされる恐れもある。そうした問題意識から本書を検討することとする。以下本書の構成から紹介することとしたい。

1 本書の構成

はしがき

第1章 企業福祉はなぜ発展したか

- 1 企業福祉の歴史
- 2 先進資本主義国での歩み
- 3 日本の経験

第2章 企業福祉の現状

- 1 企業は何を提供してきたか
- 2 世界各国との比較からみた日本の特色
- 3 企業はなぜ福祉を提供するか

第3章 企業福祉は役立っているか

- 1 企業福祉は役立っているか
- 2 企業福祉制度は役割を終えた
- 3 企業と労働者の評価

第4章 これからの企業福祉

- 1 労働者と企業はベネフィットを受けているか
- 2 誰が福祉を提供すべきか
- 3 企業の特色と変質
- 4 望ましい福祉制度を求めて

第5章 企業が撤退したあとの福祉社会

- 1 それでも企業が福祉に関与すべきなのか
- 2 新しい時代の福祉の下での社会・経済

第1章では、企業福祉が登場してきた背景を、先進各国や日本に区分して歴史的に考察している。とりわけ日本では①住宅などの住宅施策と退職金一時金の支払いが、企業福祉の顔であり、②大企業に集中し、中小企業ではほとんど見られなかったと指摘している。日本の大企業は、良好な労働者の確保、長期雇用のメリットを生かす、安定した労使関係などの労務管理上の目的のために、福祉にコミットしてきたと正当にも指摘する。

第2章では、企業が従業員にどのような福祉を提供してきたかを、様々な切り口から日本の企業福祉を評

価している。とりわけ非賃金支払いとしての企業福祉の必然性としてアメリカにおける事例から以下の点をあげている。①個人所得税制による優遇 ②保険に代表されるように、グループ加入による費用節約 ③労働者が企業を移り渡すことを阻止 ④労働組合の意向である。これらに加えて⑤法人所得税制による優遇 ⑥労働力の年齢構成変化 ⑦所得の増加 もまた加えられている。

これらの根拠として①エージェンシー理論 ②税制による優遇理論 ③労働者の選考 ④税以外の費用節約 ⑤良好な労使関係に向けて があげられて論じられている。また労働費用削減のために非正規労働者増加の意味にもふれている。

第3章では企業福祉の現状をふまえ、その効果について検討している。それは①従業員の定着率の保持 ②従業員の仕事への意欲と生産性の向上 という目的が達成されたかどうかを、企業規模などの属性での差違や従業員の意識をもとに検証を加え、その結果、企業福祉は環境の変化によりすでに歴史的な役割を終えたとする。

第4章では、労働者福祉施策としての企業福祉は縮小の方向へ、さらに終焉の道へという提案と、この主張の根拠を説明している。社会保障制度が未成熟で不十分な時代にあっては歴史的な役割があり、たとえば最初に導入された社会保険が労災保険と医療保険であり、年金制度はその後に登場しているという事実に注目しながら、労使折半の財政負担の理由について述べている。そのうえで福祉の提供主体として①本人 ②家族 ③国家（公共部門）の競合、補完関係を考慮した必要性を説いている。その際、企業の特色と変質についても触れ、共同体主義よりも普遍主義を、福祉国家への道と福祉国家批判への反論を加えて、企業は福祉から撤退してもよいという結論に結びついている。

第5章では、従来からの橋木氏の主張である、企業から福祉が撤退したあとの福祉社会の構想を提起している。それはベネッセ社の企業内託児所の事例をあげながら、ある企業で成功した施策がどの企業でも通用するものではないことからユニバーサルなサービスに移らざるをえないことを明らかにしている。近年流行のカフェテリアプランやアウトソーシングについては積極的な評価はしていない。新しい時代の福祉の下での社会・経済の姿を描写している。法定外福利厚生については、賃金支払いに変更し、法定福利厚生は、①企業の内部留保にまわす。②企業の設備投資に回す③従業員の賃金支払いに回す という選択肢を与えていた。いずれにしろ、従来の社会保障財源が保険料収入であったのに対して、税中心の制度に変更することを

主張する。そうすることが、橋木氏にとっては社会保障や社会福祉を普遍主義に基づいた運営を可能にし、国民全体の利益と企業の経済活力を強化することが可能な福祉制度の達成が可能であるとされる。

2 感 想

本書を読んで、評者は橋木氏ならびに本書への共感とともに違和感を禁じ得なかった。「企業福祉」は企業の任意の提供である以上、当初から企業間格差を前提としたものであった。したがって、人々の生活保障を「企業福祉」に頼るということは、ただでさえ格差がある階層をさらなる拡大を促していくことを意味する。橋木氏は生活保障の対象として福祉国家を対置する。福祉国家そのものの再評価は大いに結構であるが、本書を通じた橋木氏が描く福祉国家像が私たちの描く福祉国家像とはかなりイメージ的にも異なるようと思える。本書での「福祉国家」の位置づけは、各国の国家や公共団体がいかに「福祉」に関与しているかであり、それだけで高位・中位・低位の福祉国家と非福祉国家とに分類しているように思えるが、きわめて一面的といわざるを得ない。

そもそも北欧諸国に代表される福祉国家は、一般的には、労働者や国民の要求を背景に、労働組合運動による圧力としての政策要求を社会民主主義政党の政府が実現してきた経過がある。もちろん本書にそれ以上のことを要求するのは酷かもしれないが、福祉国家政策は黙って実現したわけではないのであり、その扱い手ぐらいは明らかにすべきであろう。

しかも、橋木氏は労働組合の関与を否定してはいないものの、労働組合の組織と運動による温度差を無視してすべて同じものとしてくくっている。本来労働組合とは、労働者の労働条件の維持改善と社会的地位向上を図るもので、そのため労働基本権が与えられている。にもかかわらず、我が国では近年は団体交渉を否定するように、その境界を越えるような立場の労働組合すら登場している現実には目を向けられないであろうか。

また「ネオマルクス主義」への解釈と評価も一面的であり正確さを欠いている。ネオマルクス主義の概念は、一般的には『正統派マルクス主義理論』の限界を超えるために、種々のアプローチを提倡し、土台一上部構造論、階級・階級闘争の理論、階級支配の機関としての資本主義国家論、前衛党（共産党）の役割などへの消極的評価が特徴的である。「ネオ・マルクス主義」の代表的論者として日本で紹介されている人物には、フランスの政治学者ブランザスやイギリスの社会学・政治学者ボブ・ジェソップがいるが、彼らはトー

ンの違いこそあれ、階級や国家の概念など従来のマルクス主義とは異なった主張をする。これはマルクス主義をかじったことがある人であるならば自明のことである。橋木氏はこれらの違いを無視し、同じもののように扱っている。異なった思想的な立場ではあっても概念の定義は正確にしなければならない。

企業福祉と社会保障制度は密接な関係がある。医療保険改悪については1980年代以降何回となく保険制度が改悪され被保険者の負担は増大していったが、受益者負担が増大する深刻な状態が目の前に来ているにもかかわらず、反対運動は空振りに終わった。その最大の理由は、反対運動の担い手の中に優遇的な保険制度の人が存在し、その人たちにとって直接負担増には結びつかなかった事実があったからである。建前と本音の部分での乖離があったのである。それこそ企業福祉の負の役割であった。結果的に企業福祉の恩恵を受けることが出来る人々とそうでない人々との間に大きな亀裂を引き起こすことになった。企業福祉の存在が、恩恵を受けることができない弱者との分断からねたみ・憎悪になっていった事実を重視しなければならない。

アメリカの福利厚生への考察も弱さを感じる。かつてのフォードの充実した福利厚生は、高賃金とともに労働力の確保と労務管理的な役割を果たしてきたことと切り離せない。そもそもアメリカでの企業福祉の起源についての記述は、なぜか十分ではない。アメリカ大企業の企業福祉はこの国で社会保障制度が未成熟な中で、労働組合との交渉によって、たとえば医療保険を企業が代行してきた経緯がある。したがってGMなどの大企業に働く正規雇用の労働者に限れば、医療費の負担をほとんど感ずることはなかった。しかしこれは以下のような大きな問題点を内包していた。その1は、この企業福祉の恩恵を受ける者と出来ない者との格差を固定し、ミニマムとしての生活保障の社会的役割を結果として軽視した。第2に、企業の財政負担が限界を超えて現在行き詰まっているのかという点を十分に明らかにしていない。最近ではユンロンやデルファイの事例、あるいはGMやフォードの業績低迷もまた福利厚生費の増大とは無縁ではないことは明白である。

だがアメリカで発達した企業福祉は、よかれ悪しかれ生活保障のあり方として先駆的な役割を果たした事実だけは押さえておく必要がある。

主流派経済学者の中にみられる「企業性善説」をそのまま認める人は少ないであろうし、近年盛んな「企業の社会的責任」(CSR)もまた企業の行動規範として着目する必要がある。しかし「なぜ企業が不祥事をおこすか?」という命題に、「企業性善説」に立つ人はどう答えるだろうか? たまたま偶然の出来事なのであろうか? 「神の見えざる手」によって自由に導かれて行く先が「モラルハザード」では困ったものである。企業活動へのチェック機能や社会的規制は最低限必要とされよう。それがないと、企業福祉はみせかけの供給とは裏腹に、企業にとって都合のよい労働者を企業につなぎ止め管理する「えさ」としてしか機能しないようになる。

本書は「企業は福祉から撤退すべき」という大胆かつ正当な提案をしている。そして格差の是正と普遍性と企業の社会的責任についても触れている。ならば企業から福祉が撤退した後、その浮いた財源を、すべての人々を対象とした社会保障につながる「企業の社会貢献税」だとか「企業福祉税」というものを提起して、普遍的な生活保障のための政策提起するところまでどうしてたどりつかないのでだろうかという思いが評者には強くある。

とはいっても本書では、企業福祉の持つ影の部分にも目を向けその限界を克服する施策を提起をしている。本書はその意味では、「既得権益」に安住している人にとって「警鐘を乱打」するものとして有効である。また人々の生活を保障し、格差を是正し、なおかつ国民経済の発展を促すという課題の実現について考察させるためにも、我々にとてもまた考えさせる意義深い書物である。多くの人が、「人々が安心して生活するための生活保障が実現できる社会」のオルタナティブへの論議を深め考察するために一読の価値はある。

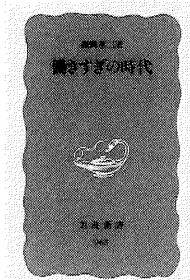
(桜井善行 所員

名古屋市立大学大学院経済学研究科研究員)

森岡孝二著

『働きすぎの時代』

岩波書店（岩波新書） 2005年8月19日 本体価格 780円+税



現代は「働きすぎの時代」と云われて久しい。

かつては「働きすぎ」を規制する力が社会にあって、一方で「資本」の力などが推し進める『労働時間の延長と高密度化の流れ』に対してストップさせる力として作用していたような気がする。

しかし、20世紀の最終期=90年代に現れた「新自由主義の流れ」によりこの規制力は大きなバリアに直面したように見える。

このような現象は何に由来し、どうすればこの「働きすぎの時代」を超克することができるのか。様々な識者がこの現象を分析し、「次の一手」を提案している。が、なにか隔靴搔痒の態があり今ひとつ合点するものがなかった。

そんな時に登場したのが森岡孝二教授の『働きすぎの時代』である。

I

著者は、現代が「働きすぎの時代」になった背景を現代の高度資本主義の4つの特徴に求める。現代資本主義の4つの特徴（4つの側面）として「グローバル資本主義」「情報資本主義」「消費資本主義」「フリーター資本主義」を挙げる。そして、それぞれに潜む「働きすぎ」の原因を探り出し、それにブレーキをかける道を求めていく。

「フリーター資本主義」は著者自身の造語である。従来は青年に与えられていた言葉「フリーター」を年齢的に拡大し全労働者にあてはめる。すなわちパート・アルバイト・派遣社員など多様な労働形態、従来の「正規労働者」に対して「非正規労働者」を「フリーター」と捉えると、わが国では全労働者のうちフリーターすなわち非正規労働者が大きな位置を占めるまでに増大している。その数は、全労働者の3割、女性労働者でいえば5割を占めるまでになっている。量的に増大するだけでなく日本資本主義社会の基幹労働力にもなっている。そのような位置にわが国の非正規労働者はいる。日本資本主義社会は立派な「フリーター資

本主義社会」になっていると著者は言う。この著者自身の造語である「フリーター資本主義」を現代日本の高度に発展した資本主義の4つの側面のうちの一つに数える。

グローバルに発展した資本主義では、労働者の競争もグローバル化し、1980年代以来、株価至上主義経営が広がるにつれてリストラと解雇が繰り返されてきている。

20世紀を通じて先進国で緩やかながら着実に進められてきた「時短の時代」も80年代以降には逆転し、全世界的に「労働時間延長の時代」に突入している。

情報通信技術の進歩は「労働時間」と「自由時間」の境界を取り去っていく。携帯電話は日常生活の中に便利さを持ち込んできたが、これが資本の手にかかると24時間を労働の時間に置き換える働きをする。

かつて19世紀の産業革命時、電灯の普及はそれ以前は個人の自由時間であった夜の時間を「労働の時間」に置き換えた。現在ではそれが街全体・国全体にいきわたり、「眠らぬ都市・国」「1日24時間活動する都市・国」を出現させた。

II

この「24時間眠らない都市・国」は、限りなく膨張し続ける人間の欲望が出現させたといえる。その欲望が、ネット商法（例えば書店「アマゾン」）、24時間営業のコンビニエンスストアとスーパーマーケット、全国どこでも翌日配達（近距離は当日配達）の宅配便を生み出した。

しかしこの便利な商業・流通業界は圧倒的な非正規労働者の群れによって支えられていることも事実である。

たとえばネット書店の「アマゾン」を例にとれば、商品の品揃えが良く、注文から配達までの時間が驚くほど短い。このことが「アマゾンの売り」でもある。しかしその商業・物流を支えているのは短時間の細切れ時間を継ぎ足して24時間休みなしに働いているアルバイトの群れである。

注文はインターネットを通じて瞬時に日通のペリカ

ン便物流センター（千葉県市川市）内にあるアマゾンセンターに送りつけられる。そこには常時50万点の本が詰まっていて、それを探し回る常時100名（1週間では400名）のアルバイト労働者が「1分3冊」のノルマでひたすら本を探し回っている。そして見つかった本は全国へ宅配便のルートに乗せられて全国に張り巡らせた自動車専用高速道路を80キロ以上のスピードで走り抜けて注文主に届けられる。

物流センターでノルマに縛られて働くアルバイトは30代から50代の男女（決して青年ばかりとはいえない）が大半を占め、2カ月ごとの契約で、健康保険も厚生年金もなく時給850円のみを受け取り働き続けている。そしてこの職場では勤続期間1年以上のアルバイト労働者は10人に1人もいないという。

そしてピッキング（棚より本を取り出すこと）で探し出された本をトラックで運ぶ運輸労働者は長時間労働を繰り返し、過労死や健康被害を続出させている。

「消費資本主義」を支えて膨れ上がり続ける消費は、こうした過重労働に支えられた消費であるだけでなく、他産業の労働者の労働時間も細切れ・長時間にさせる消費であるといえる。こうして「携帯電話とインターネット」「コンビニ・スーパー」「宅配便」などに支えられて「不眠の24時間都市・国」が誕生し、自然の人間生活（夜は眠る）が無視された労働生活が一般になってきた。そのなかで朝起きることの出来ない子どもたち（保育園児・幼稚園児から中学生・高校生まで）が増え教育問題にもなっている。

III

この延長し続ける労働時間をストップさせるためILO条約がある。しかし日本では、残念ながら労働時間に関するILO条約は1つも批准されていないのが現実である。2004年3月現在でILOが採択した185条約のうち46条約しか日本では批准されていない。1919年採択の第1号条約（8時間労働制を定めている）にいたっては86年たった現在でも我国は批准をしていない。

日本の労働基本法は8時間労働制を定めている。が、同法36条は使用者と労働組合・就業者組織とが協定を結べば「労働時間の延長」も認めている。

ある企業では実際に「1週15時間以内の労働時間延長」が認められている。これに従えば、1週間に1回ならば9時間拘束時間（実働8時間）に15時間延長時間を加えて1日24時間労働時間も不可能ではない。そんな非人間的な労働が認められている国、そんな国が日本である。この三六協定がある限り、労働時間の制限は限りなく緩和されていく。三六協定が労基法をザ

ル法にしていると言われる所以である。

IV

その延長線上に「ホワイトカラー・エグゼンプション（規制除外）」への流れがある。アメリカで実施されている「ホワイトカラー・エグゼンプション」では、ホワイトカラーが労働組合を結成したり、加盟することを禁じてもよい、ということになっている。そして労働時間の規制も緩和され24時間が労働時間とみなされ、労使の契約は労働時間の契約ではなく、仕事量の契約となる。すなわち労使はお互いの自由意志で仕事に関しての請負契約を結ぶ。

新自由主義者は使用者（資本家）と労働者は対等であるというが決して対等ではない。圧倒的強者の使用者と圧倒的無力の労働者が存在するだけである。対等に見えるのは、法で守られている「労働者」が「国家的権力」の保護のもと行動してやっと対等になっているように見えるのに過ぎない。

「ホワイトカラー・エグゼンプション」を許すとホワイトカラーは限りなく労働条件の規制除外を受け続け、かつ「ホワイトカラー」は拡大され続け全労働者に限りなく近づき、「ホワイトカラー・エグゼンプション」は「全労働者エグゼンプション」となり「労働基準は全く無し」という状況を作り出していくことは火を見るよりも明らかである。

そんな国に過労死が出現し、英語の辞典にも「karosi」という単語が載っているというような国際的「過労死」の国、そんな国になった。そのような国で森岡先生たちや弁護士たちは「過労死110番全国ネットワーク」を立ち上げた。そのような運動を魁として働きすぎにブレーキをかける様々な運動が立ち上げられていった。

V

働きすぎを助長しているのが「フリーター資本主義」に代表される非正規労働者（パート・アルバイト・派遣・請負など）の群ならば、このような状況を変革することが重要となる。

そのヒントとなる実験がオランダで行われている。オランダ・モデルは、男女が家事労働に責任を持つフルタイム・パートタイム混在型の共働きモデルである。同モデルはフルタイムとパートタイムの間で、時間当たりの賃金・年金・保険・社会保障・雇用期間・昇進に差別をつけることを禁止し、労働者がフルタイムからパートタイムまたその逆への移行を保障している。同モデルの目的は、女性の職場進出と男性の家事労働参加をとおして社会生活におけるジェンダーギャップ

(性別格差)の解消を促すことにある。今ではフルタイムを100とすればパートの時給は95までに近づいているといわれている。(日本は50)

この改革により、10%を超えていた(1980年代)失業率が2%台(2000年)まで下がった。オランダでは長時間労働者の比率が低い。週に50時間以上働く人の割合は、70人に1人しかいない。日本では4人に1人の割合である。オランダでは、フルタイム・パートタイムの時給格差をなくして失業問題や時短で成果を挙げたといえる。

VI

日本でも、過労死や健康障害に対する労働者の要求運動も全国的に広がっているし、女性の労働条件の差別撤廃運動も裁判闘争を先頭に広がりを見せている。

(いくつかの裁判は勝利判決を持って終了している。)地域通貨の発行など地域生活の見直しも着実に進められているし、スローライフ、ダウンサイジングライフなどの新生活運動も盛んになっている。

これらの運動をネットワークで結び、「フリーター資本主義」に対置する国民的運動で、新自由主義の現代資本主義を転換させる条件は整備されつつあるというのが現状であると思う。

著者は、終章で「働きすぎにブレーキをかける」ための指針と対策を箇条書きにして提案している。

この提案をいかにして具体化していくか…具体化していく運動をいかにして構築するか、いわば「働きすぎの時代」の続編を書く研究者の出現を待つ。基礎研のなかから理論的研究成果の出現を期待している。

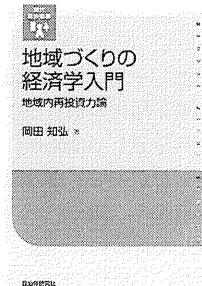
(岡宏一 所員 中途障害者授産施設)

書評

岡田知弘著

『地域づくりの経済学入門 — 地域内再投資力論 —』

自治体研究社 2005年8月 本体価格2,600円



近年、グローバル化の進展とともに、生活空間としての地域の荒廃が著しい。評者が暮らす四国地域でも、農業不振や地場産地の崩壊、中心市街地の空洞化、「白タク」に象徴される山間地での生活の限界状況等、構造改革ならぬ「地域の構造破壊」とも称すべき現象が広がりを見せており。本書は、こうした多国籍資本や「グローバル国家」主導の上からの地域再編に鋭いメスを入れ、住民ひとり一人が地域の主人公として輝ける、個性ある地域づくりの处方箋を描き出そうとした待望の書である。タイトルに「入門」と付されているように、地域づくりに関する経済学的な視点を、熱い思いでやさしく語りかけるスタイルを探っているが、10年以上にわたり全国各地の住民との協働を通じて育まれてきた岡田理論のエッセンスが盛り込まれた作品となっている。

以下、4部構成からなる本書の内容を紹介しよう。I部では、本書を貫く理論的モチーフと、今日の地域を取り巻く全体像を提示している。第1章(地域と地域づくり)では、地域や基礎自治体についての著者の視点が披露される。地域とは、本源的には人間の生活領域であり、自然と人間との関係ならびに人間同士の社会関係が一定の空間で総合的に結合した存在として、

歴史的に形成・再生産されてきた。しかし、資本主義段階では、地域は「資本の活動領域」と「住民の生活領域」とに分裂し、今や資本は地域を超え、住民の生活条件を否定する段階に到達しているという。他方、住民の生活領域を母体とする基礎自治体は、本来は地域住民の「果実」である税等を行財政運用を通して再分配し、地域形成を能動的に行う主体であるが、地域をめぐる二重性に規定され、多国籍資本の利益と地域住民の生活向上とのいざれを優先するかのせめぎあいが生じていると論じられる。

第2章(経済のグローバル化と地域の荒廃)と第3章(「グローバル国家」型「構造改革」と日本・地域の未来)では、以上の地域づくりに関する概念整理を踏まえ、グローバル化に伴う地域の構造変化と政策的対立状況を俎上に乗せている。現在日本は人口減少地域の拡大や高齢化という歴史的位置にあるが、そこには「ものづくり」機能の後退や就業機会の縮小・不安定化が規定していること、こうした構造変化は資本蓄積のグローバル化と政策の国際化という「二重の国際化」が影響していることが解明される。加えて、「グローバル国家」への再編=多国籍資本段階に照応した国家の政策体系・官僚機構への再編成についても言及

され、それによって生じた受益者としての〈大企業／本社のある東京圏〉と〈中小企業／東京以外の地域〉の空間的疎外状況に対して鋭い批判が加えられる。

続くⅡ部では、日本の地域開発政策を概観し、プロジェクト型開発と企業誘致の失敗メカニズムを検証している。第4章（戦後地域開発政策の展開と地域）では、国土・地域政策のトップダウン型開発主義が明示され、現在では格差は正指向の「福祉国家」型地域政策から多国籍資本誘致指向の「グローバル国家」型地域政策へ転換したと喝破される。しかし、筆者は、この転換はむしろ地域的不均等発展や食料・エネルギー自給率を悪化させるだけであり、資本の活動領域としての国土・地域再編ではなく、生活領域である地域からの計画のボトム・アップの必要性を提起する。以上を踏まえ、第5章（プロジェクト型地域開発と地域）では公共事業型地域開発、第6章（企業誘致で地域は豊かになるのか）では企業誘致型地域開発の「夢」と「現実」を浮き彫りにしている。いずれも、投資の一過性ならびに東京移転型の資金・所得循環構造ゆえに地域活性化の切り札にはなりえない点が、豊富な調査資料を通して論証される。

したがって、真の地域づくりは、大企業の短期的利益追求の「開発」から脱却し、住民の生活向上を最優先した持続的「発展」へいかに転換できるかが焦点となる。これが、Ⅲ部以降のテーマである。その際のキーワードが「地域内再投資力」であり、第7章（地域開発から地域の持続的発展へ）ではその理論枠組みが提示される。地域発展には地域内で再投資する力を作り出すことが重要であること、地域に根付いた再投資主体を意識的に形成すること、さらに行財政支出を通じて地域社会を形成する基礎自治体の役割や住民参加の重要性が、同章では展開される。

そして、後続の章で、この地域内再投資力論の有効性を、農山村と大都市の事例を基に検出する作業を行っている。第8章（「一村一品」から地域内産業連関の構築へ）では、旧大山町と旧湯布院町の地域づくりにおける農協・観光協会主体の個性的な地域内産業連関づくりを取り上げ、地域おこしの代表例ともいえる「一村一品運動」との対比を試みる。続く第9章（小さいからこそ輝く自治体）では、自治体主導の地域発展モデルとして長野県栄村が取り上げられ、公社を軸とする「内部循環型経済」の構築とそれを支える「実践的住民自治」の意義が強調される。他方、第10章（大都市の産業空洞化とまちづくり）では、大都市にも目を向け、産業空洞化やコミュニティの衰退からの脱却のヒントを提示している。ナニワ企業団地協同組合（大阪市）と西新道錦会商店街（京都市）が取り組

んでいる組合中心のネットワーク化とコミュニティ発展の実践例が示され、筆者は地域の個性を重視した産業政策こそ破滅的なグローバル競争を回避する鍵であることを主張する。

以上、地域内再投資力の重要性を明らかにした上で、最後のIV部は基礎自治体のあり方と政策の方向性を決める「地域住民主権」がテーマである。第11章（市町村合併で地域は豊かになるのか）では、「平成の大合併」が「資本の活動領域」の論理で地域を再編統合する国内支配体制戦略の一環であり、合併自治体は地域づくりの主体である役場＝「心臓」の喪失によって周辺地域が「壊死」に至るとしている。合併によるメリットどころか物質代謝の崩壊と生命安全の危機が農村だけでなく大都市にも跳ね返ると警鐘を鳴らす。その意味で、地域の持続的発展には住民自治との結合が重要なってくるが、その意義を訴えたのが、第12章（地域づくりと地域住民主権）である。ここでは、合併問題を契機とする住民投票運動の歴史的広がりを通じて、住民による地方自治の創造的発展の意義を浮かび上がらせている。

さて、本書の第1の魅力は、地域把握をめぐる著者の独創的な視点にある。農村・都市研究を問わず、地域はある種「容器」のように所与の前提とされ、その内部の経済活動や問題・政策分析からはじめる研究が多い中、著者は物質代謝論の視点から地域を「住民の生活領域」と規定し、自然環境や建造環境、社会関係の総体の形成に着目する「地域形成論」の視点を提示している。これにより、「容器」自体の形成、すなわち物的・社会的個性の再生産の意義が浮かび上がると同時に、資本主義段階における地域の二重性の矛盾・空間的疎外と市町村合併の非合理性、さらには地域形成主体としての基礎自治体や地域づくりにおける住民の自己決定＝地域住民主権の重要性という一貫した論理を導き出すことに成功している。同時に、物質代謝関係を基礎にした都市－農村関係を射程に入れることで、個別の地域発展を超えて、農村地域の発展こそが都市の再生産を支える前提であるという主張に説得力を与えている。

第2の魅力は、本書のキーワードである地域内再投資力論である。従来の地域づくり論の典型である内発的発展論は、「外来型開発」への対抗概念として捉えられてきたのに対し、地域内再投資力論は、内発的発展論で想定された域内経済主体に加えて、地域で現実に活動する域外資本をも視野に収めた理論設定になっている点が大きな特徴であり、「成長管理論」をベースに、域外資本の地域発展へのリンクエージという新たな政策論を導き出している。「都市再生」政策に見ら

れる最近の都心部や工場跡地での再開発ラッシュに対する規制の必要性を念頭に置けば、地域内再投資力論は農山村の自立のみならず大都市内部の発展方向を探る上でも有効な枠組であると考えられる。

最後に、今後深めるべき課題についても若干触れておこう。第1に、資本の活動領域のグローバル化に伴う、労働力の国際移動についてである。例えば、グローバル化の波を受けて不況にあえぐ繊維産地ではアジア出身の外国人研修生の導入が進み、日本経済の中核をなす加工組立型産業地域でもすでに日系人労働者なしでは存立不可能な状況に置かれている。物質代謝関係のグローバル化は外国人労働者の導入を推進し、地域社会に様々な問題を惹起するが、こうした現実をどうとらえるのか。筆者の物質代謝論を基盤とした議論の展開が望まれる。また、基礎自治体と地域住民主権と

の関係についても、課題が残されている。例えば、第8章で登場する旧大山町と旧湯布院町は、地域づくりの成功例とされているが、にもかかわらず自治体合併へと至った要因は何であろうか。同様の経緯をたどった自治体は他にもあることから、地域内部の政治経済構造や住民自治の創出過程の分析を通じた地域住民主権論の一層の深化を期待したい。

いずれにせよ、本書が、今後の地域づくりを目指す上での必読文献となることは間違いないだろう。締めくくりで引用された植木枝盛の「人民ハ国家ヲ造ルノ主人ニシテ国家ハ人民ニ作ラレシ器械ナリ」にならって、多くの方が、本書を手がかりに地域の自己決定権を取り戻し、地域の未来へ向けた第一歩を踏み出すことを願ってやまない。

(岩佐和幸 高知大学人文学部)

書評

森岡真史

『数量調整の経済理論』

日本経済評論社 2005年11月 4,500円

1. はじめに

最近、学界において業績勝負が激しくなっている。有名な外国ジャーナルに論文を載せるべく競争に追いまくられている。外国ジャーナルに掲載されるためには、①新しい研究業績、特にそのジャーナルに強い影響力をもっている「権威者」の論文を引用すること、②ミクロ・ファンデーションが明示されていること、つまり経済主体者の行動が最適化行動から説明されていることが必要条件になっているような感がする。

本書で取り扱われているテーマは、原材料の投入・製品生産、原材料の在庫・発注・入荷などの時間的継続を明確にした数量調整・在庫の動学的な分析である。このテーマは生産・販売の繰り返しの分析であり、資本主義経済の循環と再生産を理解するうえで重要なものであるが、新古典派・新自由主義が主流の学界においては中心的なテーマとはいえない。また、研究対象にしている先行研究は、どちらかといえば古い文献が多い。

著者も最適化行動から企業の在庫保有を論じているが（その論証は極めて明快である）、最適化行動が唯一の合理性ではない、むしろ、それは主観的であり、

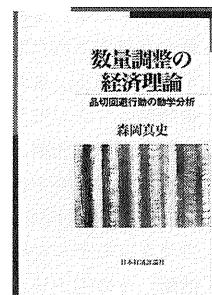
最適条件の具体的な数値を求ることは難しい、と述べている。この主張は当たり前のことだが、無視されがちである。

著者は関連文献を丹念に緻密に検討し、内在的に修正すべきは修正し、モデルからの論理的帰結をわかりやすい形で提示している。数量調整・在庫の問題を研究するものにとって必読の研究成果をあげている。著者は学界主流の風潮にとらわれず、権威におもねることなく自らの頭で徹底的に考え抜いている。自らの知的関心に忠実である。このような学問に取り組む態度、研究方法は決して「異端」ではない。学問探求の「本道」である。研究を志すものは必ずもって心すべきことである。

2. 概 要

本書において次のような点が述べられている。

1. 資本主義経済においては分散的決定と事後的調整が行われている。不確実のもとでの予想→結果→修正が繰り返される。また、売り手間競争、つまり、買い手からの需要割り当てを増やすとする競争が一般的である。競争の手段は価格、品質、品揃えな



- ど多様である。
2. 不均衡の調整メカニズムは何か。価格調整も行われるが、企業は不均衡だからといってすぐに価格を改定するわけではない。価格調整の方が数量調整よりも複雑で、より多くの知的資源の投入が必要である。もちろん、価格はどのような水準でも良いわけではない。価格は利潤の存在、産業間の生産編成バランスを維持できるものでなければならない。
 3. 顧客の要求に応えられないと他企業に顧客を奪われる可能性がある。数量調整は瞬時に行えないで、品切れにならないように在庫を保有しておかねばならない（品切れ回避行動）。
 4. 在庫保有量を生産費用コスト、在庫コスト、品切れコストを考慮した期待利潤総計の現在価値を最大にする企業行動から説明している。
 5. 在庫ストックは緩衝装置と情報発信の二つの役割を持っている。単純再生産ならば在庫はいらないが、新たな拡大された定常点に移行するためには在庫が不可欠である。また、在庫変動という情報による数量調整のマクロモデルが検討されている。
 6. 数量調整の先駆といえる乗数理論を検討し、それは瞬時の調整を仮定している、と批判している。
 7. 乗数理論の動学化を試みたランドバーグ、メツラーのマクロモデルを検討し、安定性分析の不十分さを指摘、その不十分さを補っている。また、原材料の販売・購入は産業間の投入関係であり多部門分析が不可欠であることから、グッドウィン・チップマンの多部門モデルを検討、在庫なしに彼らの結論は得られないとしてモデルを修正し、多部門モデルの結論をマクロモデルの結論に帰着できない、と論じている。
 8. ラベル、フォスター、塩沢、谷口の多部門モデルを検討している。特にラベルモデルが時間経路に矛盾のあることを指摘し（前後関係の逆転、同時決定性など）、修正を行っている。
 9. 著者独自のモデルを提示している。その中で、需要予測の移動平均法と指数平滑法（適応期待）を比較検討している。
 10. 森岡モデルからの帰結の主なものは、①各企業が売れただけ生産し、投入しただけ発注する補填型の調整行動をとる場合、また、固定的な需要予測の場合、数量調整は安定的である、②単純移動平均による需要予測の場合、平均期間が増加すれば安定化作用をするが、投入行列の構造いかんでは不安定化する場合もある、③予測形成における安定化は、遠い過去の販売実績を参照するからではなく、連続した複数の実績を参照するからである、④指数平滑法による需要予測の安定条件は、平均期間と投入行列に依存する。また、平滑化定数の減少は安定化作用を持つ。

3. 評 価

本書の最大の貢献は時間を主軸にして分析した点にある。これまでにも時間の重要性は指摘されていたが、取り扱われている「時間」の多くは論理的時間であり、簡単なマクロ的関係であった。著者は、投入と産出の時間的継続を明確にし、①存在する製品しか販売できない、②生産には原材料が必要であり、それは在庫と新規入荷分しか利用できない、という観点から分析を首尾一貫している。そして、需要予測、計画在庫投資、原材料の発注と入荷などの時間的継続を取り入れた先行研究を丹念に分析し、それを修正・補充して著者のモデルをつくりあげている。

新古典派流の市場主義が全盛の時代には、価格調整が万能視されているが、著者は価格調整よりも数量調整を重視している。価格調整の方が数量調整よりも時間がかかる、数量調整がまず行われる、としている。やはり時間・スピードが重視されている。

次に、企業間の中間取引が主として原材料取引であることに着目して、多部門分析を行った点である。多部門分析は変数やパラメータが多く、数学的展開が難しく取り扱いにくい分野であるが、著者は「多部門モデルをマクロモデルに還元できない」としている。しかも、均衡分析ではなく、不均衡が均衡点に収束するかどうか、という複雑で難しい問題に取り組み、比較的わかりやすい定理や命題を見出している。著者の数学的能力の高さが証明されている。

そして、在庫循環モデルの提示である。在庫循環の場合、その動きが発散的では困る。著者は数学的な安定性の条件を見出すとともに、産業連関表からの計算数値をもとに安定条件が現実妥当性を持つことを論じている。

4. 課 題

既に述べたように本書は必読の価値ある優れた業績であるが、改善点および今後の方向性について筆者の意見を述べておこう。

1. 多数のモデル、しかも時間構造が複雑だから、記号の使い方に注意する必要がある。同じ記号を異なって使うと読者は戸惑ってしまう。先行研究に忠実なのは良いが、時間などの概念が異なる場合があるので、著者自身が記号を定義し一本化して、それに基づいて論じれば無用の混乱を避けうる。
2. 従来のモデルを単純なものから複雑なものへ逐次

検討したことが本書のメリットだが、あまりにもモデルが多すぎて混乱することがある。一読ただけでは違いがわかりにくい。モデル間の比較表があれば親切であろう。

3. ケインズ解釈を再考してほしい。著者は、ケインズは需要制約の適切な定式化に成功していない、第1公準（利潤極大化という企業の行動）は生産・雇用の決定に関与していない、と論じているが、ケインズの場合、需要が生産を決めるのであり、また第1公準は生産・雇用に関する企業の決定を示しているのである。

4. 本書は完成度の高い研究書である。本書出版後、この分野に残された問題は重要度の落ちる、しかし数学的操作の難しい論点であろう。したがって、本書の成果を基にして、今後は他分野の研究を進める必要があろう。例えば、著者も強調するように、設備投資と在庫投資の相互関連性、循環と再生産の問題がある。分配関係の分析、価格と数量の同時調整の問題などがある。著者の知的能力を国民生活とのかかわりを深く持つ問題に投入してほしいと思う。

（菊本義治 兵庫県立大学）



自己解体を繰り返すことに恥じない

— 協力社会にこそ新たな価値を見い出す学びの社会を —

IROHIRA Tetsuro
色平 哲郎

われわれはどこかで「変わらなければならない」という感覚を持っているのではないだろうか。たとえ無自覚であったとしても、現状への“とまどい”的表れがそれを象徴している。私たちには、見えないものを見定める力、声になっていないものを聴き届ける力、そうした能力が求められているのかもしれない。そのためには、この社会の「構造」を自覚し、「ちがいとまちがい」をこそ大切にしながら、長持ちする人間関係のありようを学んでいくほかはないのではないか。

「支配の構造」を 自覚しなければならない

冷戦という一つの「構造」が終焉（しゅうえん）を迎えたときから市場経済への完全な移行とともに世界が単一のマーケットになるという新たな「構造」が生まれました。そして、「こういう社会では競争が必然だ」とかけ声がかかるようになりました。そのため、これまでに見られなかった変化が日本にも表れてとまどっているという現状があります。

このことは、途上国ではすでに以前から起こっていたことなのです。しかし、日本人は自分たちの国を先進国だと考え、「みんなが中流になれてよかったです」とさえ思っていました。いま、やっと競争社会の現実が見えるようになってきたのだという気がします。

とはいえる、本来考えていかなければならぬこ

とは、みんなが感じているその“とまどい”がどこからくるのか、ということです。それは「支配の構造」に原因があります。われわれは、それを自覚しなければなりません。善し悪しは別として、支配する側とされる側があるのだということを。それは「お金」という形を通じた間接的なものであったとしても、厳然と存在します。日本の中だけにいれば、いかにも民主主義的に運営されているように感じられますが、一歩国際社会に出れば必ずしもそうではないのです。

まだソ連が存在している間は、アメリカもこうしたことをおーブンには語りませんでした。しかし、「大米帝国」がだれの目にも明らかになったいま、「支配の構造」をよく見ておいたほうがいいと思います。決してわれわれの敵ではないけれど、われわれ自身がその構造物の中に閉じ込められもがいていることも含めて、その構造物はどのような目的で建てられ、あるいはどのような意図で改築してきたのかを見据えていく必要があります。それが、たとえ一種の諦（あきら）めの境地になる可能性があったとしてもです。

この日本という国では、どれほど“とまどい”があったとしても生きていけなくなることはありません。客船でいえば三等船室に封じ込められているわけではないのですから。ほとんどの国民が中産階級化した日本人は、いってみれば一等船室に閉じ込められた状態でしょう。ところが同じ船内には、一等船室の他（ほか）にも、自分の荷物置き場をやっと確保できる二等船室や、座席のな

い三等船室、あるいは広い空間と高級な調度品を備えた特等船室の乗客もいます。機関室やレストランの厨房（ちゅうぼう）で仕事をしている人もいます。

そうしたことを、かつての日本は、アジアの一国として肌身に感じてわかっていたはずなのですが、自分の船室のレベルが上がってくるうちに「自分らの船室以外のところは関係ない」「国境の外は関係ない」と思うようになってきました。しかし、その時代もすでに終わってしまったと私は思うのです。

もちろん、一等船室の中にも「二等船室へ行ったほうがいいのでは?」とか「まったく別の特殊な船室へ行ったほうがいいですよ」と言われる人がいます。障害者など差別を受けている人たちです。同じ船に乗り合わせている人間として、その人たちのことも考えてあげねばならない。自分もまた身体障害者になる可能性があるのだということを認めなければならない。そうした、「先進国に似つかわしくない人たちには別の船室へ行ってもらいましょうよね」と、みんなが同じであることに安心を感じウス笑いを浮かべているようでは、「構造」を感じることなど到底できないでしょう。

声なき声を伝えられる ピラミッドであるか

スペインの哲学者オルテガ・イ・ガセットが『大衆の反逆』（1930年発刊）という著書の中で「大衆は、少数のエリートによる支配を乗り越えてくる存在であるけれども、彼らはみんなが同じであることをまったく恥じ入る感覚がないばかりでなく、むしろそれによって存在感を示そうという人たちである」と述べています。少数のエリート支配が終わる時代状況を指摘したのですが、われわれは決してエリート社会に戻りたいと願っているわけではないと思います。しかし、みんなが同じであることを前提に社会を取り仕切って安心のウス笑いを浮かべていると、「構造」が見えてこないばかりか、学校でいじめが起こっても「人と違わないことが得だ」と思うようになる危険性もあります。

それは不幸なことです。また、先生が「正解をもっているのは私ですよ」と知識を注入するよう

な教育を続けるのであれば、これもまた「構造」に対する気づきを奪ってしまうことにもなりかねません。教師のほうも、そうした権力的な関係を当たり前だと思うときには、自分もまた同じような権力構造の最底辺にいる場合が多いのですが、こうした上から下への一方的な伝達に無批判な行動をとっていると、自分がどこに位置して、どういう状況にあるのかを外から見つめなおす視座を得ることがほとんどできなくなってしまいます。

学校関係者の前で、こんな話をしたことがあります。「子どもたちがノビノビ、イキイキ、ハキハキ、ニコニコ、ドキドキするような教室づくりができたらいいですよね。その子どもたちを教え導いているのは、やはりノビノビ、イキイキ、ハキハキ、ニコニコ、ドキドキしている先生方ですよね。そして、その先生方を支えているのは、ノビノビ、イキイキすることが大事だと考えて学校経営をやられている校長先生ですよね。教育委員会もそれをうながすような組織ですよね」と。

そう話した後、「では、病院では、どうして患者さんや家族の方はビクビク、オドオドしているのでしょうか?」と投げかけます。そして、「こう考えられませんか?」と言います。「患者さんや家族の方がビクビク、オドオドしているのは、そうさせられているからではないでしょうか。つまり、医者がノビノビ、イキイキしそぎているからなのではないでしょうか」と。そして最後に、「自己を家畜化させられ、飼われることに慣れてしまった自分に気づいていない教員たちもまた……」と言い添えて、「彼らにこそ、“奴隸解放宣言”が必要となろうか」と結べば、聴衆の方々は絶句です。

文部科学省が作り上げた小さなピラミッドの末端に置かれている教師たちが、同じような三角形を下に作ってしまう。それは、病院や診療所の医者にも、特養施設の所長にも、役職にある役人にも当てはまることです。下の人たちを導き促す立場にある専門職であるけれども、それがために「専門的に善き道筋に導くのだ」という罠（わな）に陥ってしまう危険性があります。しかも、下の人たちはオドオド、ビクビクはしないとしても常に依存的な、ある意味で「仕方のないこと」と感じがちな一方的なサービスにさらされることになります。

このような人々は、こうした三角形の頂点に

立つ人、あるいは中間にいる看護婦さんや寮母さんやヘルパーさんに対して言い返すことができないために、その人たちが心の中で思っている声にならない声は沈黙の中に置かれてしまいます。それが当たり前となれば、組織は硬直化していきます。

知的障害者の施設へ行くと、言葉のあつかない青年が私に対して「実は」という本心を訴えてきます。ところが、ドアの外から足音が聞こえてくるとパッと声を止める。知的障害があっても自分の身の安全保障に関しては考えているわけですから。そこで私のような外部の人間がアドボカシー(代弁者)として「アラオカシー(あら、おかしい)」と感じたことを小さな三角形のトップにうまく伝えることができれば、現在のように規制緩和などの大波が押し寄せている時代にあっても、その小さな三角形でのサービスが他とは差異が際立ち、生き残れる組織にもなっていくのです。声なき声を集約して上に伝えて襟(えり)を正していくことは、小さな三角形にとって決して損なことではなく、得な、生き残りの施策にもなるという、そういう時代であろうと思います。

一方で、その小さな三角形がたくさんあるその上にも三角形がいくつも乗っていて、教育界や医療界でいえば、たくさんの三角形の頂点に文部科学省や厚生労働省が乗っている日本の中央集権という構造のあり方に気づかなければ、次の一步は踏み出せません。

そうした「構造」に気がつけば、自己を家畜化してしまうような文部科学省からの統制に対しても「当たり前だ」と思うことが教師としてのるべき姿だと感じざるをえないようなつらい状況にあったのかもしれない、たとえ同情的にでも指摘できることは第一歩なのです。なぜなら、「そんなことはない」という反発する心の中にこそ、自らの気づきがあるわけですから。

生涯学習社会とは 「選び取る学び」の社会

私は、長野県の医療行政、道路行政に昨年まで携わっていましたし、今年度は教育委員会からは生涯学習審議会の委員を、社会部からは福祉サービスを第三者評価するためのシステム構築を行う委員の委嘱を受けています。まさに先ほどのアド

ボカシー、あるいはオンブズマン活動をどうすれば導入できるのかという検討を行っています。オンブズマンとは北欧の言葉で、「真実の人」という意味です。つまり、声なき声を聞きとどめて対応していく仕組みなのです。

生涯学習審議会の委員になったことを意味のあることだと思うのは、学校以外のところに学習の機会や気づきの機会があるという発見です。これは、大学病院の中だけに医療があるのではなく、地域にこそ医療が必要なのだという意味と同じで、「大学医療」と「地域医療」が対比されるように、「学校教育」に対して「生涯学習」と捉(とら)えることができるかもしれませんと考えています。

例えば、医療、教育といえば専門職が担うものという感覚があります。さらにいえば、特に教育は「教える」あるいは「教え込む」という斜め上からのまなざしになります。それに対して「学習」は、教育する側の人間にも存在するものであり、ぶつかりの体験の中で学んで自ら変わらざるをえないものもあるわけです。

痛いぶつかりであったかどうかはわからないし、また人間はよいほうにも悪いほうにも自在に変われる存在ではありますが、だれにもぶつかりとその後の自分の内面の変化という「学習」は確実にあったはずです。それを自身で内省的に捉えれば、どんな人でもその人生は一生涯をかけての「学習」なのだと理解できる。それが「生涯学習社会」であります。

今日、社会が変わってくれれば、あるいは世界情勢が変化してくれれば、それに合わせてわれわれの立ち居振る舞いをも変えなければならない状況である以上、継続教育ともいべきこの「生涯学習」は大切なものです。またそれがあればリカレント教育(社会に出てからも学校または教育・訓練機関に回帰することが可能な教育システム)の理念に照らしても人材が無駄になることはないだろうと感じます。いったんどこかでつまづいたとしても、その後、自分の持っている能力を別のところで開花していくことができるという社会的な保証があるわけですから。

ヨーロッパ社会では、暮らすということが重視され、「住まい」は人権であるという感覚があり、きちんとした家に住むことが権利であるという合意形成がなされています。同じように、ただ「住む」というだけでなくそこで暮らしていくときに

地域で学び続けることもまた一つの人権であると確立されています。

日本では、例えば十八歳で医者になることを決めざるをえなかったり、さまざまな決断点を早めに用意していますが、実は、これはいかにも途上国的な発想なのです。これほど長生きする社会になったわけであり、また、一生同じ職場で勤め上げることは理想はあるかもしれないけれど、それができないような流動的な世の中になった。だからこそ、次の職にいかに自分を適合させていくかという「選びとる学び」が重要になってくるわけです。ここに、「教え込む」という教化ともいるべき教育観を当てはめることは時代遅れです。

知人のある財務官が、こんなことをいいました。「お金の流れやシステムは簡単に変えられるんです。でも、人間の意識がいちばん変えられない。特に専門職にある人たちの意識を変えることは難しい」。権力的に変えることのできるものは簡単だけれど、職業人の意識にはそれが通用しないと彼は言うわけです。

現在のような、あらゆることの変化のスピードが早い、専門的な技術が陳腐化しやすい世の中において、ある種の不安感からか専門職にある人々は変わらないでいます。ですから、「生涯学習社会」実現の最大の「敵」が、実は教員であったりするのです。

教員たちが仕切っている教室でもって、しかも文部科学省が一元的に取り仕切っているところで「生涯学習」を打ち出すことは不可能なのかもしれません。本来、教員ではない人たちが役割を担って自分を発見し子どもたちを促していくようにすべきであり、子どもたちもまた、自分たちが世の中でどのように自らの生き方を選びとっていくのかとすべきでしょう。

文部科学省が一元的に仕切るべきものではなく、せめて都道府県の教育委員会で「われわれの地域・地方においてはどのような生涯学習社会に向けて舵を切るべきか」と白紙から練り上げていかなければいけないことなのです。そうしなければ言葉の矛盾になってしまい、「生涯学習」が機能しなくなります。

「自分で考える」という必然的な流れの中で

しかし、こうしたことがスローガンを立てるだけで解決するわけではないことはもちろんです。理念があって、その理念を政策として文章化し、その政策を施策に落とし、予算執行し、決算までもっていくという一連の流れがありますが、まず必要なものは理念です。それがなければ船は舵を切ることさえできません。

1999年に「地方分権一括法」が成立しました。真の意味での地方分権、地域主権を目指さなければならぬわけですが、ヨーロッパでは、まず自分でできることは自分でやる、それでできないことは家族でやる、家族でできないことは地域でやる、それでできないことは基礎自治体（コミュニティー）がやって、基礎自治体でできないことは広域自治体で……と目の前から積み上がっていくやり方です。

日本の場合、「シャウプ勧告」のときにその実現が勧告されたけれども、それができずに戦後そのままになってしまった。そうして、例えば「県」という行政単位の位置付けが、国でもなく市町村でもない「中二階」的な、上からの指示を流すだけの存在になってしまっています。そうすると、自前でできることは自前でやるために市町村レベルに下ろさなければならぬし、国もまた財政難から、さきほどの積み上げられた三角形の頂上から、かつてのような強権による指示もなくなつただけでなく、つい最近までのお金を流して指導するやり方も不可能になってしまったために、残された方法としては、「自分のことは自分で考えてやる」しかないわけでしょう。つまり、必然的に地方分権にならざるをえない状況になっているのです。ですから、現在の長野県は自ら社会実験に取り組む方向へ進んできています。それで失敗しそうになれば、また軌道修正すればよいわけです。

ここでポイントとなることは、自前で責任をとるという姿勢であり、そういう社会になっていかない限り地方分権は実現できないでしょう。これまで日本は、資本主義であるといわれていたわりには、すべての判断を「お上」に任せていた。それが、何か問題が起こっても「お上」が保証してくれるというお墨付きでもありました。いま、そ

のお墨付きがなくなっています。けれども、実は、それは本来の資本主義に向かっていることでもあるわけで、これは実に恐いことでもあるのです。自分で考えてやっていくことができなければ世の中を渡っていくことも難しい状況になっているわけですから。

私が大学などで非常勤として授業を受け持ったり、あるいは集中講義で学生に話をする場合には、討論の機会をたくさんもって、自ら調べ、自分の意見を述べることを求めるようにしています。知識を求めているのではなく、自分で知識の体系をひも解いて、自ら考え、意見を皆に発表することを重視しているのです。あるいは、他人との関係性の中で正解を見つけていくこうとする姿勢が大事だと考えているのです。

それは、私自身が気づけていなかったことでもあるからです。英語を勉強してヨーロッパやフィリピンで英語を使ってディスカッションをやるようになって、「こういうやり方があるんだな」と気づかざるをえなかつたからなんです。学ぶことを学ぶ、生きることとはなにかを大事にする、道徳や価値をいったん疑ってかかることができるか、合理的証拠をもいったんは疑ってそれでもなおやはりそれが大切であると納得して考えることができるか、教える側と学ぶ側との間でなにを学ぶのかを協議することができないか……といったことに取り組んでいかなければいけないだろうと思うのです。さらには、問題や課題を発見できたときに、われわれ年齢も性別も生きる環境も異なる者同士がいったいなにおいて合意できているのか、どこまで互いに変わりえたのか、それは言い換えれば、絶えず自己解体をくり返すことに恥じないという姿勢が問われていることでもあるのです。

そうした姿勢があれば、どちらが「教育者である」ともいえないのです。

片方が多少物事を知っているからリードすることはできるけれども、議論が終わった後には、批判めいたことまでいかなくても、お互いの姿勢やディスカッションのありようを批評しあうことができるような開かれた教育観をもつようにならなければ、今後の社会は持続できないのではないかと考えます。

書かれたもの、しゃべったものには編集行為が可能なために事実と異なることも入り込んでくる

余地があろうけれど、人の生き方だけはごまかせない。つまり、日々を同じ姿勢で貫いてきた職人や肩書きと関係のない生き方をしてきた人の人生の中にこそ技や知恵があるという、長持ちする人間のありようというのは、かつての日本人に確かにありました。そういうことは村の中にいても感じ取ることができます。知ることや覚えることよりもイマジネーションやインスピレーションが大事で、一人ひとりの気づきの体験というのは、覚えこんだことよりも、感じ取った真実として長く記憶に残るものです。

そのように、知識そのものよりも学ぶことに価値があるとする社会が「生涯学習社会」なのです。ため込むのではなく、みんなで分かち合うことで、「違うかもしれない」とか「もう一步先へいってみようか」という「ちがいとまちがい」に気づくことが大切なことです。

「みんなが同じであること」が当たり前であり、恥ずかしくもないことと感ずるのが大衆の当たり前のありようであるとともに、単に消費させられるだけの、あるいは広告の刺激を受け続けるだけの大衆消費社会の大衆が、自分たちが変わることによって広告を批判的に批評し、また自前の生産活動に関与し参加することができる一人の市民として生まれ変わることができるかどうか。これは、旧来的な社会においてはエリートだけの特権であった「ちがいとまちがい」が大切であるという気づきを取り戻せるかどうかという点にあります。

地方分権・再分配重視の方向へ 舵を切ることは可能か

しかし、一方で「自己判断」「自己決定」「自己責任」だけでは済ませることのできないのが現実の社会でもあるわけです。現代の日本社会の成立は1949年の中国分裂が大きな影響を与えているとを考えます。

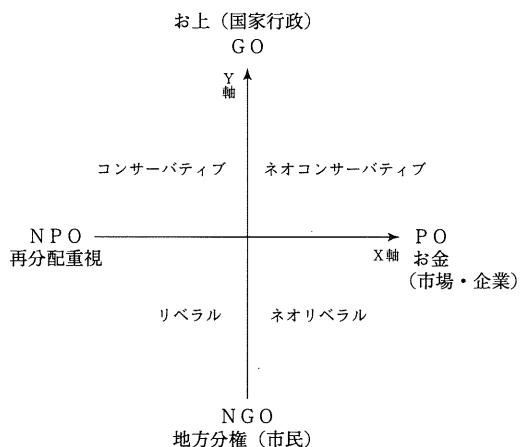
大陸に中華人民共和国が生まれたことによりアメリカが施策を切り変えました。本来、戦勝国である中国に行くべき資金が日本に流れてきて、農業国として存続するはずであった日本の復興が数十年早まるようになりました。それが現在のような世界と世界観を築くことにもつながりました。そうしたなかで、われわれは、なにがこの豊かで平和な日本社会を作り立たせているのかを忘れが

ちです。敗戦後、焼け跡に人々が溢（あふ）れていたから、その人たちの生活の底上げをすることこそ大事なことでした。そして中流社会になり、次いで競争社会を目指して現在変貌（へんぱう）しつつあるのでしょうか。

実は、「自己判断」「自己責任」「自己決定」というのは心理的な罠なのです。若くて「力」のある人にとっては、それは得であるだろうし、市民として市場で勝負することなのだと思います。しかし、市民や市場といえば聞こえはいいのですが、本当に、市民として市場で勝負して通用する人は、割合としてはおそらく千人に一人くらいでしょう。赤裸々な競争社会では子育てや介護も難しいことになりますかねません。

社会の4つのタイプ

ここに二つの座標軸があります。横軸（X軸）はお金（市場、企業）軸、縦軸（Y軸）はお上（国家、行政）軸で、四つの部分（象限）に分かれています。



図：社会の4つのタイプ

左下の地方分権で再配分重視の生き方——つまり、「本来の意味での」第三セクター（市民セクター）がなければ、銀行が国営化され、次には民営化され、といった現在の日本のような状況になってしまいます。また、お金軸で右のプラス方向は、規制緩和や民営化、そして「がんばる人が報われる」と耳触りのよいことがいわれる領域に当たるわけですが、では、その反対の左への方向はどうなのかというと、これは再配分重視です。19世紀までのヨーロッパ社会では「所得税などいかがなもの

か」といっていたのが、いまでは常識となっているように、この「再分配重視」の施策がなければ、子育ても老人介護もできなくなりかねません。つまり本来の地域共同体とは、こうしたものを内包したボランティア社会だったわけです。それをお金軸とお上軸のプラス方向だけに目を向けてしまうと罠に陥るといいたいのです。

お上軸の下への方向は地方分権（市民）重視です。地方自治体あるいは市民であって、しかも市場で通用するとした場合、座標系の右下の象限に当たります。市場で通用する市民、という言い方は格好いいので、若くて「力」のある人にはこの感覚は受け入れられやすいものかもしれません。

現在までの日本社会は左上の象限で、再分配重視の国であった……というわけです。自民党から共産党まで、それが票のためであれ、弱者も含めたみんなのことを重視してきましたが、それは中央政府が機能していることによって再分配を重視できる日本の福祉国家のありようでもありました。日本では、その再分配が形を変えて土建国家になってしまっているわけですが……。

いずれにしても、この福祉、土建国家を否定して、その対角線上にある右下の方向へと引っ張るにかがあるのです。しかも、このままでは割をくうことになる新中間層であるサラリーマンが、右下の方向へ走る可能性が非常に高くなっています。民主党を支えているのも、こうした若い層であると思われます。

では、右上はどうかというと、「お上」と「お金」を大事にする部分ですから、軍事力も握って多国籍企業重視のブッシュ政権が「大米帝国」として進めている路線です。これは「ユニラテラリズム（片務主義）」といって国連やWTO（世界貿易機関）などの多国間交渉さえも認めない感覚であります。つまり、「自分で正義だと思えば正義だ」というふうにお金とパワー（力）を使うようにもっていくわけですから。これが「ネオ・コンサーバティブ（新保守主義）」と呼ばれる現在のアメリカの政権を象徴しているところでもあります。

右下もまたアメリカのある一面を表す部分なのですが、「ネオ・リベラル（新自由主義）」といわれるものです。

ネオ・コンサーバティブやネオ・リベラルという座標系の右側の二つの象限は冷戦が終わったこ

とによって生まれてきたものです。市場としても工場としても中国が台頭して、それによって日本の高コスト体質があらわになり、いつまでも左上の象限にとどまることができなくなってきた。また、世界市場が売り手市場から買い手市場に変化し、お金を持つことが非常に価値のあることになってきた。そうなると、日本としては単に右側に移動して、ブッシュのアメリカに取り込まれていく路線をとるのか、それともWTO交渉に見られるような規制緩和路線で対角線方向の右下にギアを入れるのか。はたまた左下にギアを入れるという選択肢もあります。

左下とは地方分権でかつ再分配重視です。この部分が、実は長野県が目指している路線であります。

仮に、私が東京に暮らしていたとすれば、右下の方向に価値を見い出していたかもしれません。自分のリスクで自分でがんばっていくんだ、本来の資本主義をめざすんだ、といいかねない。先の「自己判断」「自己責任」「自己決定」の社会です。しかし、長野県に住んでいる以上、再分配でなければ交付税もなく、ふるさとも水源も消えてしまい、ご老人方の生活もたちゆかなくなり、ムラがなくなり、診療所が消えるという自分自身の立場から考えても、この左下の感覚に立たざるをえない。立場が見方に影響を与えていたのかもしれません。

この座標系のY軸の右側はネオ（新しい）という言葉が頭に付く部分ですが、世界全体はいま資本主義のニューバージョンのほうへとシフトしてきています。金融資本は、強権があると排除される可能性があるためにX軸の上側にいきたくない。市民側でしかもお金が使える社会をめざしているのです。WTO交渉などを見ても明らかに右下の方向に進めていこうとしています。いまの民主党も右下に移行していますが、今後、政権交代がなくとも自ずとそうなっていくでしょう。小泉内閣もその方向です。そうなると、子育てどころか子どもを産むことすらできなくなる人も出てくるし、あるいは結婚もしにくい社会になっていって、元も子もなくなるのではないかという気がしています。

こういう私の素人考えをある財政学者に話したところ、「確かに現状は左上から対角線上の右下方向へギアが入ろうとしている。そして左上からそのまま真下へ、つまり左下の方向へはギアが入

りにくい。それは労組の人たちが組織に守られているがゆえに未組織の人たちの気持ちが理解できにくいのと同じことなんだ。しかし、だからこそ、そこに『財政』の役割があるんだ」と指摘されました。そして、「アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン、日本のなかで最も所得格差の大きなところはどこだと思う?」と尋ねられました。私は「アメリカですか?」と答えましたが、答えは「スウェーデン」でした。

所得分配の不平等度を示す「ジニ係数」が財政の介入前はスウェーデンが一番高く、日本が一番低かったのに、財政の介入によってスウェーデンは所得再分配の最も平等な国になり、日本は五カ国の中では中位に位置してしまっている。アメリカは、もともと格差の大きい国だけれど、財政がそれほど介入しないために介入後もこの五カ国の中では格差が最も大きくなっています。

では、なぜ財政介入後の日本で「ジニ係数」がそれほど低くならなかったのかということです。この力を強くして、安心して子どもを産み育てることができる社会をつくっていこうというのが、その先生の考え方であり、たとえ左上から右下にギアが入っても財政の力で左ヘシフトさせることもできよう、との勇気づけをいただきました。

日本型生活重視の協力社会を築くために

日本には日本特有の生活重視の社会システムが必要だということを示すものとして、「人事」というテーマがクローズアップされてきます。

こんな問い合わせがあります。「ある会社に十人の課長がいて一人だけ部長に昇格させるとき、その中に非常に有能な人間が一人、社長の息子が一人いた場合に、だれを部長にするか」。

一般的には「有能な人間」と答えるでしょう。しかし、日本にかつてあったよき人事システムという範疇の話の中では、「社長の息子」と答えるのが正解なのです。

それは、社長の息子を部長にすればみんなが納得するけれど、有能な課長を部長にすればほかの人たちがやる気をなくしてしまって組織全体が力を落とすからです。

官僚における人事システムも大企業のそれも、

非常に似通っています。十人の同期が幹部候補生として入ってきたとすると、彼らは「同じ能力である」という前提の元でスタートします。二年間はそのままで、三年目に人事考課を行うのですが、そのときには一人だけほんの少し遅らせるそうです。公務員には等級・号俸という給与体系の区がありますが、ほかの九人が例えば四等級八号俸になるときに一人だけ四等級七号俸にするというわけです。

「ちょっとだけ遅れた」ことが他の人たちにもわかるようになっているのです。これを三年おきに繰り返します。普段は協力関係にあるのだけれど、実はライバルでもあることが徹底しているわけです。

そして、三年に一度の人事考課のときに部長と課長が集められてディスカッションをするそうですが、そのときに、自分の部下である幹部候補生が遅れをとると部長も課長も自分の人事に差し支えるので、その部下のことを部課長会議の席では庇うそうです。ところが自分の部署に戻るとその部下に「遅れるな」と叱咤激励します。このとき、どういう人が遅らせられるのかというと、イレギュラーな人です。みんなとは「違う」人を選べば、周りだけでなく本人も「まあ、変わり者だから仕方ないや」と思えるからです。

しかし、減点主義で、しかもわずかな差異がその後も決して埋まることのないようなこのやり方こそ、この日本的人事システムが壊れていった最大の要因なのです。ドッグイヤーがキャットイヤーへ、キャットイヤーがマウスイヤーへと物事がより速く移り変わる時代においては、それに対応した「次の才能」を用意していかなければいけないにもかかわらず、そうした人が決して浮かばれない人事であったり、すでに所内や社内からいなくなっていたりするわけです。これを根本的に変えていかなければいけないのは明らかです。

では北米型のやり方は素晴らしいのでしょうか？アメリカ合衆国のような、同じ部署にスペリングのおぼつかない人からMBA取得者までいる組織においては、能力のある人間を選ぶのはリーズナブルなことです。しかし、日本のように高卒は高

卒でほとんど同じレベルであり、大卒は大卒ではなくて能力に差のない人が集まっているお国柄で「能力のある人間」を選んでしまうと全体がバラバラになってしまいます。いまの日本はそういう方向へ舵を切っているのです。

地方自治体の多くが膨大な財政赤字を抱え、地方では都市も郡部も、公共事業以外に雇用がない、雇用の場としても生活の場としても魅力の乏しい地域になってしまっています。

これと似た状況はかつてのヨーロッパにも起こりました。

われわれは、そこを開いた先人の努力に学びながら、しかし日本型の、生産ではなく生活を重視した、競争ではなく協力社会に価値を見い出す社会を築くべきであろうと考えます。財政をきちんと介入させれば、地方税や地方債の発行による直接金融を行うことができるですから、

大恐慌のときにスウェーデンがヨーロッパの「希望の島」になったように、セイフティーネットが張り巡らされ、だからこそアコバティックな競争もできる、そんな地域社会が再生していくきっかけづくりが重大なのだと感じます。

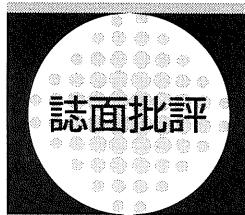
(いろひら てつろう

長野県南佐久郡南相木村診療所長)

プロフィール

長野県南佐久郡南相木村診療所長。内科医。1960年神奈川県生まれ。

東京大学中退後、世界を放浪し、医師を目指し京都大学医学部へ入学。90年同大学卒業後、長野県厚生連佐久総合病院、京都大学付属病院などを経て長野県南佐久郡南牧村野辺山へき地診療所長。98年より南相木村の初代診療所長となる。外国人労働者、女性、そしてHIV感染者・発症者への「医職住」の生活支援、帰国支援を行うNPO「佐久地域国際連帯市民の会（アイザック）」の事務局長としても活動を続け、95年タイ政府より表彰を受ける。著書に『大往生の条件』（角川新書ONEテーマ21）、『源流の発想』（オフィスエム）がある。



『人間発達の経済思想』にむけて

はじめに

本誌110号は、『人間発達と公共性の経済学』（桜井書店：2005）の発刊をうけて、前書『人間発達の経済学』『人間発達の政治経済学』（ともに青木書店：1982, 1994）とも関連させる形で、『人間発達の経済学の継承と発展』と題して編集された。本稿では、最新書の到達と課題に関する、雑誌『通信』での議論を再整理し、とりわけ、基礎経済科学研究所のこれからとの課題とされる『人間発達の経済思想』に向けての方向性を、人間発達の経済学を継承・発展させる最重要課題として問題にしてみたいと考えている。『通信』第110号の特集冒頭には、森岡孝二が、前著・前々著と比較して、原著（これ以降、『人間発達と公共性の経済学』〔桜井書店：2005〕を原著という形で省略して示すことにする。）の意義と立ち位置について紹介している。そこには、各巻のキーワード比較など斬新な問題提起がなされているが、この連続する3つの著作の評価については、「人間発達の経済思想のために」と題して、別稿を予定（＝増田）しており、本稿では省略させていただいた。

『通信』110号には、久々に多数の大学院生の書き手が顔を並べている。基礎経済科学研究所が、その始まりとして、夜間通信大学院の開校として始まった経過を思えば、新たな活力が芽生えつつある現状を、いかに育み促進していくかという課題が、長年基礎研で学んできた私たちに与えられていることを深く思わないではいられない。

I 中国の人間発達経済学

本号の特集では、中国における人間発達論の到達にかかる研究論文「人間の全面的発達論」（許崇正）が発表されたことが、ひとつの大きな成果としてあげられる。本論文の特徴は、第一に、人間発達論を西側経済学の流れの中で捉えた点である。スミス・リカード・マルクス・ケインズといったメインストリームの経済思想のみでなく、フランスのシスモンディーやドイツの歴史学派・ライブルグ学派（西ドイツ新自由主義派）・フランクフルト学派、またベンサム・ミルな

どを源流にもつ厚生経済学が現代の合理的期待形成学派の源流として、発達経済学の一つの峰を形成していることが指摘される。人間発達論からは、もっとも遠い距離にあると思われる新自由主義経済学の主導者とみなされたハイエクにまでおよぶ、世界を股にかけた壮大な経済思想の渉獵を経て、第二の特徴である、マルクス経済学の西側経済学に対する優位性という課題を提起することになる。とりわけ、マルクス・エンゲルスの人間発達論を、歴史的な4段階にからめて整理している点は評価に値するものといえよう。基礎研のなかでも人間発達史観や唯物論的アニミズム論が提起されてきたが、歴史観としての人間発達論の展開が思想史の関連においてもさらに進められる必要があろう。

本論文は、潜在能力の発達が、生産の場のみでなく、分配の局面においても重要な位置をしめるというマルクス経済学の優位性を主張している。労働力を生産要素や経済資源としてしかみない西側経済学に対する批判として、知識経済所有制という複合的な所有権システムを対照している。人間発達と知識経済の関連に関しては、基礎研としても代表的な見解がまだ登場していない未踏の領域といえる。若い研究者・労働者がこのような困難な問題にぜひとも挑まれることを期待してやまない。

II 宇宙経済学の思想

藤岡惇は「『人間発達の経済学』をどう発展させるか」のなかで、唯物論的アニミズム（＝弁証法）という新たな世界観を示して課題にせまっている。藤岡は人間発達の経済学の魅力を、生き生きとした直感（現場体験）と基礎理論（座学）を組み合わせた「一人称の経済学」の形成に求め、それによって主觀主義と客觀主義の両極端が乗り越え可能となったとまとめている。しかしそこには、人間の精神（脳）が身体・自然を支配・所有するとする、モダン・エコノミクスの「近代的個人モデル」を批判する人間観・思想といった領域での研究の積み上げが不十分であったと述べている。藤岡はこの「近代的個人モデル」を、頭で体と大地を支える観念論だと厳しく指弾し、それに対して身体や自然を中心にする、唯物論的アニミズムの思

想を提起する。人間発達の経済的基盤が、身体・自然にあるということは、「人間とは何か」ということを深く問うことと同義であり、宇宙経済学的な視点に立って、人のいのちの成り立ちを考えることだと指摘している。

新古典派経済学が人間の幼年期の未熟な自我を前提にして成り立っていることに警鐘をならすとともに、それを超えるバイオ・リージョン（地域生態系）に根ざした「自己」の有り方を問うている。「経済人」から「自由人」「文化人」「変革主体」としての発達人間への進化を基礎研の活動のなかに見出してきたと回想する。

自己の非力からくる不安とおびえが、あらゆるものと所有しようという欲望へ向かう傾向を阻止して、「持つ様式」と対立する「ある様式」へ転換するための経済的条件を問うている。己を空しくすることによって、はじめて自己の自然の深みに到達するというスピリチュアルな仏教思想を発達人間の基本思想と位置づけている。宗教的な発達思想の歴史が、人間発達論の源流にあるとする示唆は、きわめて重大なものであるが、唯物論的アニミズムと密教的觀念思想の相克をどのように説明されるのだろうか。己の欲を捨てるという行為は、はなはだ困難なもので、その行為そのものが、己の欲を捨てるという欲……という形で永遠に循環する悪無限であるとも考えられよう。己を忘れて失ってしまうほどの、対象投棄性は、その投棄すべき対象の質によって限界づけられるのではないだろうか。人間発達の経済思想を、東洋的な宗教思想にまでさかのぼって理解する視点が大いに学ぶべき論点であろう。

このような藤岡の見解に、疑問を呈するのが、碓井敏正「読書ノート：現代における人間発達と公共性の課題を考える」である。藤岡の提案する宇宙論的哲学に対して、特別な人間観に頼らなくても、市民社会は市場の矛盾を規制できる。また、平和で豊かな社会を遠望するとき、特定の哲学を前提することによって、コンセンサスの範囲を狭めると批判している。この論点は、「市場」というものをどのように評価するのか。という点において決定的な対立点を見いだすことになるが、ここでは、筆者（＝増田）の見解を述べておくにとどめ、基礎研に提起された大きな課題としてとりあえず先送りすることにしよう。

碓井は、拜金主義が社会の普遍的原理になることはなく、商品経済が疎外を生み出すことがあっても、人間の本性は変えることができない。それ以上に、市場は厚生感覚やルール意識を学ばせる効果をもち、人間発達のなくてはならない契機の一つであると主張する。市場経済システムは乗り越え不可能であり、そのなか

の市民像としては、利己心を公共性の観点から中和できる存在を想定する。碓井は、市場をワーキングさせるコストには言及していないが、厚生感覚なるものやルール意識というものを誰が教え授けると考えておいでなのだろうか。市民が市場の中で、トライアル・アンド・エラーを通して学ぶとものであれば、そのコストと被害は甚大なものになるであろう。また現実に、市場のメカニズムを研究・教育するための費用や、生徒・学生がミクロ経済学の学習に費やす時間および、その学習によって経済学ぎらいを引き起こすコストというのも計り知れないものになっている。

市場をワーキングさせるための人的インフラ整備の費用が市場の効率性を上回るとき、誰がその費用を負担するというのだろうか。ミクロ経済学の基礎的なテキストを一瞥すれば、すぐに理解される事柄であるが、市場はつねに、その背後に市場の失敗という問題を抱えており、この問題を市場外で解決する道を選択しない場合、必ずやインセンティブを通じた資源配分の変化を必要としている。このインセンティブに必要な費用が、結果として引き起こされる資源配分の変化によって生まれる効率性を上回らないという保証を誰が担保しているのであろうか。

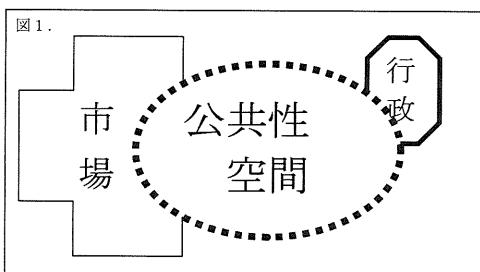
また、市場そのものをシステムとして認識することから生じる哲学的誤解は、莫大なリスクを生み出すことにならないだろうか。価格の変動が恒常に生じる財というのは、少數であるという点を、現実の市場からよく学び取るべきである。市場というものは、それがよく機能しているときは、風船のように大きくなったり小さくなったりしているものであり、先端的および死滅的商品種類において、その変動は大いに認められるという点である。先端商品の収束速度は長く見て、4、5年というところであろう。成熟した商品市場は、価格および数量の変化から自立していくことによって、市場としての性格を著しく薄めてゆくのである。部分的に考察すれば市場の成功は市場を廃止するのであり、その逆ではないのだ。利潤率の低下は、利子率の低下を伴うことによって、貨幣市場を極端に膨張させる結果、実物市場のランダムワークをかぎりなくゼロにまで制御していくのであり、市場の成功は、市場そのものの必要性を極端に減少させるのだ。よって、利潤率低下を抑止するシステムとして独占体制が生み出されたのである、現代資本主義にビルトインされた「市場の失敗」を制御するメカニズムは、その作動が市場の効率性を損なうことによってはじめて破壊されることになる。規制緩和やさまざまな市場の拡大政策はこのメカニズムの反作用であって、決して作用そのものではないのである。

市場とは何かをめぐっては膨大な論争史が存在するが、これらを、人間発達の経済思想という観点から整理する作業が緊急に求められている。その中ではじめて、市場が人間発達を促進させるメカニズムにおいても、正当な評価がなされることになると思われる。

III 公共性

碓井は、原著で二宮が論じる、地域住民の共同利益（共同性）と国民的権利のふたつに集約される公共の福祉と権利の矛盾が、「公論形成」という市民相互の「コミュニケーション能力」が生み出す「社会的評価能力」によって媒介されるという議論から、公共性によって市場が規制されるというロジックを引き出している。ここでも公共性を担保する負担の源泉が明らかにされていないが、その規制が事後的である場合には、費用が市場の負担能力を超える可能性を否定できないという問題は先に論じたとおりである。

公共性にかかる議論は、市場にも行政にも属さない第三の空間領域を明らかにしたという意味で意義があるが、図1にまとめてみたように、



市場と政府および行政を媒介する領域に「公共性」を認めるという考え方になっている。これは、市場と国家の間に「市民社会」空間をおく考え方とほぼ同一の問題意識といえる。二宮は、センのいう潜在能力の形成・実現過程に、精神的な物質代謝過程を付け加えることによって、公共性概念の位置を明確にし、コミュニケーション能力を潜在能力の欠くことのできない重要な契機とみなすことによって、人間発達と公共性の拡大・深化の過程を統一的に捉える考え方を提起している。碓井の議論に帰って整理すると、碓井の場合は、公共性が市場を規制するという流れとなるが、二宮の場合、発達保障労働のコミュニケーション的機能が公共性空間を拡大させることによって、市場のワーキングする条件を生み出すとなるのではないかと思う。市場のワーキングする空間をアприオリに前提する碓井の議論では、あらゆる現代的变化が見過ごされて非合理的なものが合理的に、合理的なものが非合理的なものとして現れてくるのではと思われる。

ここでも、公共性なるものの思想史的背景を明確にしないままの議論が無用の混乱を生み出しているよう見受けられるというのは筆者だけであろうか。

碓井はさらに人間観の問題を、リバタリアンとコミュニタリアンの文脈というもので整理を行う。全体として、新古典派と新自由主義の区別がついていない点が気になるが、それは置くとして、リベラルな個人の確立を人間発達の最大の課題として考える碓井は、『人間発達と公共性の経済学』の視点が社会権に偏っていることを指摘する。公共性に関する、市民社会的公共性に対する問題意識の希薄性を追求する。N P O や各種社会運動の評価が低い点をあげて、市民社会的公共性を担う主体形成論が不備であることを問題としている。碓井がリバタリアンを標榜しながらも主体形成論を重視する点は特異なものであるが、N P O などは、特定の目標や目的において、まさに自由な個人がゆるやかに結びつく組織体であって、なにも主体の形成が一義的な問題とならないのは十分に理解されているところだと思う。問題なのは、その自由な個人が連合する特定の目標にあるが、その点が宙吊りにされている限り、その目的そのものの目的というものは問うことのできないのである。

碓井が危惧する、コミュニタリアンのナショナリズムへの接合危険性なるものが、リバタリアン的文脈にも同時に適用されるという陥穽を、藤岡の論文は問い合わせたということではなかったのだろうか。

思想なきところには主体ではなく、主体なき身体は目的をもたないのであるから、目的なき人間発達論は空虚なものであろう。発達論からイデオロギーを排することによって発達概念を純化することは到底できない相談ということになりはしないのだろうか。リバタリアリズムとコミュニタリアニズムの争点をめぐっても、思想史的な整理が緊急なものと思われる。激しく相い争う両派が、思想史的な流れの中で、同一の系譜として見出されるということは往々にしてある事態なのだ。

碓井はその他にもいくつか貴重な問題提起をしているので、つづいて問題を整理することにしよう。市場の評価とかかわって公務労働論の評価が次のように総括されている。「官から民への流れは、市場化とは区別すべきで、一概に否定すべきではなく、新たな主体形成に寄与する可能性もあるというのが評者の考え方……歴史の進行は負の傾向（新自由主義的再編）を通じて、新たな進歩的因素（変革主体の形成）が現れる弁証法的过程」(p. 38) だという。はたして、新自由主義的再編は歴史必然であり、官から民への流れは、住民を陶冶して発達を促進する側面もあればそうでない側面もある。要は、いかにして住民に働きかけをおこない、

かつ住民自身が働きかけをおこなうかというところにある、と本当に言い切れるのだろうか。重森は原著において、行政の民営化・営利化・市場化は、発達保障労働の役割を否定し、公務労働の総合性が解体されることを通じて、公共性を形成する民主主義的プロセスが空洞化されると危惧を表明している。新社会権に基づいた人権概念の豊富化は、市民合意と評価能力の形成を通して実現されることを明らかにする。重森の市民的公共性と碓井の市民社会的公共性は、まったく異なった帰結をまねくと思われる点が重要であろう。重森も公務労働のパートナーとしてのNPOの育成について論じているが、公務労働がNPOに置き換わるなかで、あらたな公共性が登場してくるという碓井の考え方とは一線を画すものとなっている。重森はNPOなどの市民組織は、動員社会のもとで、単なる行政の下請け組織と成り下がる可能性を指摘しているが、この点などを碓井はどのように評価するのであろうか。

時代においては、進歩的と見えるものの中に保守性や反動性があり、保守的と見えるものなかに進歩性が透けて見える、ケッタイな事態が常態化しているともいえる。このようなケッタイな時代において判断を誤らないためにも、思想史のなかでの試され済みの発達理論の流れを早急に整理検討するべき時だと思われる。

碓井は、成瀬（二宮）が行う原著でのナショナル・ミニマム論に関わって、分権型福祉社会構想が、地域単位の応能負担原則に支配される結果として、ナショナル・ミニマムを侵食することになるという見解が、重森の「分権型の福祉社会システム」の提起と齟齬をきたしていると指摘した。鋭い指摘であるが、ここにはいくつかの重大な問題が潜んでいるように思われる。重森は、分権型のシステムが決して、全国規模でのナショナル・スタンダード保障を否定するものではないと念をおしている。成瀬のナショナル・ミニマム論は、所得保障・社会保障サービス・公的規制・ルールから成り立っているとし、これらの三分野を連携させるのが人間発達労働のポジショニングであると主張する。重森は、硬直化した中央集権的体制に対するアンチテーゼとしての分権社会が、地域のニーズを吸収して、サービスの充実と地域形成を促進させると見るのに対して、成瀬は、応能負担原則は社会サービスの背後にある生存権の考え方を薄めることによって、人間発達労働の固有性・専門性による社会サービスの充実を困難にさせると主張した。ここにおいても、議論に決着をつける条件は、集権と分権に関わる発達の経済思想の整理にあると考えられよう。

碓井は、原著には、NPOや各種の社会運動の記述

が少ないと不満を述べているが、碓井がもっとも評価する見解は、森岡孝二の「CSR時代の株主運動と企業改革」であることからみても、これはまったくの誤解といわざるをえないだろう。NPOは特定の目的に特化した非営利の法的組織化をいうのであるが、この特定の目的を実現するという限定された組織運営の上に法人化が可能となっている点を直視すべきだと思う。株主運動もNPOとして取り組まれうる活動であり、市民社会変革の主体形成を主要な目的としたものではないのである。これは原著で、植田和弘が「環境制御システム」のデザイン問題を扱う場合でも同様であった。環境問題解決を第一義的目標とする運動団体はNPO化されうるのであるが、そのような特定団体や集団と、市場および行政との関連が重大問題ということなのである。この問題は、組織の発達思想の整理を必要とする課題でもあり、経営学や社会学の領域に踏み込んだ、人間発達の経済思想的整理が要求されていると思われる。

IV 潜在能力論

石川康宏「『人間発達の経済学』とマルクス・労働運動・セン」において、アマルティア・センの「潜在能力論」と池上淳などが主張する「潜在能力の発達論」の異同が議論されている。センは潜在能力を、幸福であるかとか、自尊心をもっているかとか、差別を受けていないかとか、生活上のさまざまな事柄の機能的な集合体「人が行うことのできるさまざまな機能の組合せ」として論じているのに対して、池上は、潜在能力の形成過程とその実現機会に注目して、人権ルールの貫徹が、潜在能力の形成と実現の過程を媒介すると考えている。センの場合、生活とは、そのような潜在能力の諸機能にかかる選択の束として存在しており、そのような選択しうる諸機能の組合せの自由な選択が、生活の豊かさの基準となりうるのに対して、池上は、潜在能力の開発とそれを発揮する機会の実現条件によって人間発達のレベルが規定されると考えている。池上は、センの潜在能力論を誤解しており、この誤解は、潜在能力を顕在化される条件を問う基礎研全体に共有されていると指摘している。センの潜在能力論は、生活に必要な、潜在的な意味での諸機能の集合体といえても、それ自体が、潜在能力の発揮や顕在化の出発点になるような概念ではないというのだ。

より厳密な説明と解釈を求めるという、石川の提案は、基礎研全体にとっても重大な問題提起と受け止められるだろう。ここでは、筆者（＝増田）の私見を付け加えるにとどめたい。センの潜在能力論は、財のもう有用性が、人々の財に対する利用能力を通して実現

されることにともなう諸機能の選択可能集合と考えられているようだ。このような有用性の諸結果がもたらす福祉のさまざまな組合せについて、それを妨げられないのみならず、多様な組合せを選びうる能力そのものを、「潜在能力」と呼んでいるようだ。このような選択が妨げられないような人権ルールの確立が条件となっている点は、そのまま労働運動や各種組合運動などの必然的な展開を前提とするであろう。また、そのような諸機能の組合せを選択する能力というのは、なにも個人が教育や福祉の過程でアクセス可能なインフラの条件整備というだけでなく、集合的・集団的消費としてのみ実現する、さまざまな社会的インフラの政治的・社会的・文化的な選択能力を問題にしているのだと思う。そのための条件としての政治的自由や社会・文化的自由を実現する諸運動の存在を前提としていると考えられる。問題は、そのようなさまざまな社会運動を媒介にしてはじめて実現されうる「潜在能力」なるものも、決して強制されて実現されるものであってはならず、選択の自由というよりも、「選択しないことの自由」が、センの潜在能力論の根底にあるのではとさえ思われる。過剰な情報や、劣悪な労働条件、危険極まる環境や、不安定な暮らしと、希望や見通しのない未来から逃れうる能力が問われているのだと思う。洪水のように押し付けられる過剰な財とサービスを拒否する能力は、潜在能力が、潜在的な剩余価値の生産となってあらわれる、暮らしの隅々の搾取条件を受け入れないということも意味しているのだろう。

石川は「欲をいえば発達の条件をもたらす社会改革の担い手が、現代日本でどのような発達の可能性や課題をもつかについても、踏み込んだ解明を期待したかった。」「個々の論文の集合が、全体としてうまく映像を結ばせないことにももどかしさを感じる」と指摘し、「変革主体の論議はいかにも比重を低めている」と嘆いているが、実はこの嘆きは、石川のセンの潜在能力

理解ともあるパラレルな関連を示しているのが興味深い。人間発達を担う、新しい労働運動や社会運動は、人々の集団的・個人的な潜在能力の外部から押し付けられる、「なにか」ではなく、その「潜在能力」の実現と發揮を促し媒介するものだということなのである。

上記の問題は、人間発達を条件づける自由の経済思想について、思想史的な整理が緊急に求められていることを示唆している。

V 固有価値

固有価値論は、原著のいろいろなところで触れられているが、『通信』110号でこの論点にふれているのはわずかである。固有価値論に関しては、雑誌『社会文化研究』第8号や『情報問題研究』第18号において中村共一が批判的に問題にしており、論争課題となっている。この課題には、別の機会にコメントをしてみたいと考えている。池上惇は、『人間発達の政治経済学』(1994)において、バーボンからマルクスをへて、ラスキン・モリスに受け継がれ、現代においては、センの財の固有性論やボールディングの学習理論に花咲いている、固有価値論の思想的な流れを丁寧に説明している。スマスによって明確化された、人間発達の経済思想的流れを、マルクスを経過して、ヴェブレンやコモンズというアメリカ制度学派を生み出し、他方では、スウェーデンのヴィクセルに起源をもつブキャナンやロールズなどによって確立された人権ルールの発達思想として整理してみせている。原著(2005)においても、スマス以前の発達思想から整理をはじめ、ウイナーラの学習理論が生み出した情報資本主義の発達思想にまで議論がおよんできている。固有価値論の流れを、人間発達の経済思想における一つの機軸として位置づける本格的な研究がいまほど待たれているときはないと思われる。

(増田和夫 所員 京都経済短期大学)

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内
研究動向、書評：同 20枚以内
いずれも、図表、注などを含む。

原 稿 投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。

審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。

抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。
論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

編集後記

▼109、110号の発行が大幅に遅れご迷惑をかけておりましたが、本号で本来の発行日に戻すことができました。ひとえに、寄稿者の皆様方のご協力の賜物と感謝いたします。

▼今号は二つの特集を組んでいます。

▼一つは、基礎研春季研究集会全体会における労働を「人権」の視点でとらえた実践的な研究報告です。熊沢誠、脇田滋、森岡孝二各氏の報告は、労働現場の緻密な現状分析とその克服の展望を示そうと試みたもので、研究集会参加者の多くから共感の声が寄せられました。他の一つは、同じく研究集会での牧野広義氏の報告に加え、昨年12月の現代資本主義研究会での中村浩爾氏の報告で、哲学、法哲学の立場から現代思想の課題を追求したものです。

▼実践研究と理論研究、経済・法学・哲学という広い学域にわたる、基礎研ならではの特集です。多くの方に読んでいただけることを願っています。

▼ところで、私は、長らく大学図書館で『通信』を購入する側におりましたが、最近編集する側になり、戸惑いつつも同じものを両面から見る機会を与えられたことをありがたく思っています。購入者・読者としての経験を編集に活かし、「市民科学者・労働者研究者」のすぐれた研究が紙面へ登場する機会が多くなるよう、市民・生活者としての視点を大事にしながら努力したいと思っています。

（田中幸世）

経済科学通信 第111号 2006年9月15日発行

編集・発行	基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局 〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225 第二ふや町ビル603号 TEL/FAX (075) 255-2450 e-mail henshu@kisoken.org URL http://www.kisoken.org 振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局			
編集局長	中谷 武雄			
副編集局長	大西 広	神谷 章生	藤岡 悅	
編集局員	岡 宏一	木下 英雄	佐々木潤子	田中 幸世
	中田 晋自	増田 和夫	森岡 真史	形岡 亮太郎
印 刷 所	北斗プリント社			
	〒606-8540	京都市左京区下鴨高木町38-2		
		TEL (075)791-6125		
購 読 料	一部 1300円	定期購読 3号分前納	3600円	(郵送料を含む)

桜井書店

東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 価格税別表示

竹内常一著

いまなぜ教育基本法か

いじめ・不登校・中途退学や学級崩壊など「子ども問題」が理由?
それとも……
疑問だらけ、わからないことづくめの審議過程を検証して、改正
案を読み解いてみると。
「改正」に異議あり!

戸原四郎
(元東京大学教授)著

A5判上製・4600円

ドイツ資本主義 戦間期の研究

玉田美治
(元信州大学教授)著

A5判上製・4800円

フランス資本主義 戦間期の研究

この二著は、宇野弘蔵監修『講座・帝国主義の研究』(青木書店、全六巻の予定で一九七三年に刊行開始)に収録するため執筆されたものです。事情あってその実現を見ぬまま執筆者はお二人とも物故されました。遺稿の価値を識る関係者の努力で、ここにあらためて編集され公刊される運びにいたりました。

A4判上製・2300円

重田澄男著

マルクスの資本主義

ジョン・クランジ著／渡辺雅男・洪哉信訳

A4判上製・2300円

日経連 もうひとつの戦後史

池上惇・二宮厚美編

A4判上製・2300円

人間発達と

公共性の経済学

岡田章宏著

A5判上製・5300円

近代イギリス

地方自治制度の形成

トム・メイヤー著／瀬戸岡紘監訳

A5判上製・4800円

季刊 経済理論 第43巻第2号

経済理論学会編

B5判並製・2000円

特集◎グローバル資本主義の構造
柴垣和夫／板木雅彦／小西一雄／中本悟ほか執筆

アナリティカル・
マルクシズム 平易な解説